

出席議員

四十六人



十五番	十四番	十三番	十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	三番	二番	一番
森益基君	澄之君	伊藤君	中山君	森田君	黒田君	牧田君	今井君	和田君	平野君	判治君	辻井君	木村君	

三十三番	三十二番	三十一番	三十番	二十九番	二十八番	二十七番	二十六番	二十五番	二十四番	二十三番	二十二番	二十一番	二十番	十九番	十八番	十七番	十六番
松	加	田	高	長	国	水	野	酒	布	広	恩	安	藤	今	所	平	小
岡	藤	中	殿	屋	枝	野	村	向	俣	瀬	田	井	本	井		野	川
正	大	勝		光	慎	吉	美		正		佳		恵	政	竜	祐	祐
人	博	士	尚	征	太	近	穂	薫	也	修	幸	忠	司	嘉	也	也	輝
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君



四十八番	四十七番	四十六番	四十五番	四十四番	四十三番	四十一番	四十番	三十九番	三十八番	三十七番	三十六番	三十五番	三十四番
猫田	岩井	尾藤	村下	森	佐藤	平岩	伊藤	川上	伊藤	渡辺	野島	水野	小原
	豊孝	義郎	貴昭	正弘	武彦	正光	秀光	哲也	正博	嘉山	征夫	正敏	
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	総務課長	議事調査課長	議事調査課管理調整監	同 課長補佐	同 課長補佐	同 課長補佐	同 係長	同 主査	同 主査
竈橋	桂川	三宅	大平	佐藤	水野	遠藤	脇若	古藤	
智基	義彦	誠樹	洋右	由子	智裕	俊輔	知香	綾乃	

説明のため出席した者の職氏名

知事	江崎	英君
事務局長	竈橋	智基
議事調査課長	三宅	誠樹
議事調査課管理調整監	大平	洋右
同 課長補佐	佐藤	由子
同 課長補佐	水野	智裕
同 係長	遠藤	俊輔
同 主査	脇若	知香
同 主査	古藤	綾乃



秘書広報統括監	総務部 長	総合企画部 長	総合企画部未来創成局長	危機管理部長	環境エネルギー生活部長	健康福祉部長	子ども・女性部長	商工労働部長	観光文化スポーツ部長	農政部長	林政部長	県土整備部長	理事(まちづくり担当)兼都市建築部長	都市建築部都市公園・交通局長	教 育 長	警 察 本 部 長	代表監査委員
崎 浦	平 野	市 橋	兼 松	海 蔵	平 野	中 西	片 桐	小 島	渡 辺	堀 松	久 松	藤 井	野 崎	戸 田	堀 田	三 田	鈴 木
理 加	孝 之	貴 仁	伸 和	敏 晃	昌 彦	浩 之	伸 一	光 則	幸 司	智 考	一 男	忠 直	眞 司	克 稔	貴 雄	豪 士	祥 一
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

人事委員会事務局長 大野陽一 君
労働委員会事務局長 廣瀬雅史 君

十月二日午前十時開議

○議長（小原 尚君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（小原 尚君） 日程第一及び日程第二を一括して議題といたします。

○議長（小原 尚君） 日程第三 一般質問を行います。あわせて議案に対する質疑を行います。

発言の通告がありますので、順次発言を許します。二十七番 水野吉近君。

〔二十七番 水野吉近君登壇〕（拍手）

○二十七番（水野吉近君） 皆さん、おはようございます。

議長より発言のお許しをいただきましたので、岐阜県議会公明党を代表し、大きく五点にわたり質問をさせていただきます。

初めに、次世代型路面電車（LRT）導入を含む岐阜圏域のまちづくりの進め方について伺います。

江崎知事は、七月一日の県議会定例会の答弁で、岐阜圏域の未来のまちづくりの目玉として、次世代型路面電車システム（以下LRTといいます）を有力な候補として、新たな交通システムの導入の検討に着手したことを表明されました。県都岐阜市の中心市街地活性化のため、人を呼び込むのが狙いとしています。

七月二十九日の定例記者会見では、想定される路線は、新幹線の岐阜羽島駅―県庁―岐阜駅まで、岐阜駅前から金華山の下を通り、長良川国際会議場を回って戻る周遊路線、岐阜市街から岐阜大学前、東海環状自動車道岐阜インターチェンジまでの三つを上げました。また、車両は架線を引かない方式の採用を検討、新たな用地買収による財政負担を避けるため、県道など既存インフラを活用する方法を採用して整備費を抑制しつつ、十年後を目標とした現実的なプランをまとめたとしています。計画を検討するに当たっては、岐阜市、羽島市など関係者と協議しており、時期は示せないものの、できるだけ早くまとめたとしています。

本県では、六月上旬にプロジェクトチームを立ち上げるとともに、ルートや事業スキーム、運行主体、資金計画などの調査を進めておりますが、今議会に提出されている補正予算案には約三千万円の調査費が盛り込まれました。

知事は、LRTの導入効果について、新たな交通システムによって歩くまちに変え、高齢者や若年層を含む幅広い世代の移動手段を確保し、岐阜市の金華山、岐阜公園、鶉飼い、川原町、国際会議場など魅力ある拠点を線で結び、面として岐阜圏域全体ににぎわいを広げられる。岐阜羽島駅に多くの外国人観光客が来て羽島に

滞在し、新幹線のフリーパスを使い、東京、大阪、京都、高山に行かれるが、その方々が岐阜の町なかには来ない。岐阜県庁の二十階展望ロビーやサラマンカホールなど素晴らしい建物を生かす手段として、また先般開通した東海環状自動車道の岐阜インターチェンジ、ここから人を市内に呼び込むためのルートも要る。市内にどんな車が入ってしまうと渋滞を起こすため、車に頼らず幅広い世代の方々が移動できる有効な手段になるということ、候補としてLRTを考えたことですが、LRTでなければいけないというつもりはないとも述べています。今後の進め方として、少なくとも県としてはこれがベストではないかというぐらいまで詰めたと、いろんな御意見をいただくという形で進めるのがよいとも述べられています。

これに対し、岐阜市の柴橋市長は、岐阜圏域におけるまちづくりを知事が注力していただけることはありがたいとしつつ、主に五点にわたって課題を示しています。

一つ目に、事業費と採算性。建設工事費や車両価格、運行に必要な維持管理費など多額の費用がかかること。二つ目は、自動車交通への影響。県道のうち一車線を線路に使うことで車線が減り、渋滞が発生すれば生活に影響が出る。三つ目は、公共交通への影響。例えば岐阜バスの基幹路線とLRTが競合することにより、民間会社の経営に影響が及ぶこと。四つ目は、運行ルート上の既存インフラへの影響。すなわち、上下水道やガス管などのライフラインがLRT車両重量に耐えられない場合、道路改良や移設などにより費用がかかること。そして最後に、五つ目は最も重要な点として、LRTへの市民の理解と合意形成を上げています。

LRTの導入は、公共交通政策のみならず、まちづくり政策の大きな転換となるため、市民の理解をしつかり得て合意形成を図ることが肝要と表明しています。そして、毎所要望活動を続けている名鉄名古屋本線の鉄道高架化事業や国道二十一号の立体化事業など、進行中の公共事業を予定どおり進めていただきたいとの強い

思いもあります。

私も、LRT導入を含む岐阜圏域のまちづくりには、岐阜市長と同様に、整理すべき課題があると考えていますが、まずは県都岐阜市の持つ素晴らしい観光資源をどう生かしていくのか。人やモノが集まり、にぎわいのある岐阜市をどう実現するのか、それがLRTの導入により実現できるのかという視点で議論することが重要だと思っています。

まだ構想の段階であり、岐阜新聞のアンケートでは「ぜひ実現してほしい」が約四割、「懐疑的」が約三割と意見が分かれる状況ではありますが、夢や期待が膨らむ話ではあるものの、現実問題として運行の事業主体や資金調達方法など具体的な問題点を分かりやすく示していただき、県民の皆様に納得していただけるものとなることを願っています。

そこで、様々な意見や思いがある中で、今後LRTを有力候補とした新たな交通システムの導入を含む岐阜圏域のまちづくりについて、県民や周辺自治体、交通事業者など関係機関との協議、意見交換をどのように進めていくのか、知事にお伺いいたします。

次に、本県を取り巻く環境の変化を踏まえた中小企業・小規模事業者支援の方向性についてお伺いします。まず、今回の質問の趣旨を述べます。

本県には、令和五年度からを計画期間とする岐阜県経済・雇用再生戦略や、江崎知事が掲げる目指すべき十の目標の七と八において、本県経済・産業の現状や課題、今後の方向性と主な施策が示されています。一方で、本県を取り巻く最近の環境は、東海環状自動車道西回りの開通やトランプ関税の影響、最低賃金の大幅な引上げ、AIやロボット技術などの著しい進歩など変化しています。

また、知事は、就任直後から働いてもらい方改革を積極的に推進し、他県に比べて多くを占める本県の中小企業・小規模事業者の支援に取り組んでいます。こうした点を踏まえ、本県産業・経済の発展及び中小企業・小規模事業者支援にどのような方向性で取り組まれようとしているかを改めてお伺いするものです。このことは、企業経営者等からもぜひお聞きしたいとの声をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

本県には、江崎知事就任前の令和五年度からを計画期間とし、令和六年三月に一部が修正された岐阜県経済・雇用再生戦略があります。この戦略は、県経済の再生から社会経済活動の変革に対応した持続的な発展を目指す、六つのプロジェクトから成るものです。コロナ禍の長期化による影響が、消費行動や企業活動の変容をもたらし、DXや脱炭素社会の推進など、本県経済を取り巻く環境の変化への対応が策定の背景にあります。新たな産業活力の創出、DX・GX推進加速化など、戦略に掲げたプロジェクトはどれも重要なものと認識しています。

また、知事が掲げた目指すべき十の目標の柱七は、「中堅中小企業の生産性を高め伝統産業の価値を発信する」であり、課題として中堅・中小企業における労働条件や福利厚生を見直し、若手にとって魅力的な環境を提供することが重要であることから、働いてもらい方改革の推進と伝統産業の価値を発信する対応策を掲げています。

また、柱八は、「社会課題を解決し未来を拓く新たなビジネスや産業を生み出す」であり、現状及び課題として本県経済を牽引するような新たな産業の隆興は見られないことから、東海環状自動車道の開通による新たな商材や客層へのアプローチによりビジネスチャンスを生かすとして、人工衛星やセンサー、ドローンなどを活用した新たな防災サービスや鳥獣害対策のシステムを開発し全国に普及するとか、バイオコークスの普及・

促進や小水力発電等による安価な電力を生かした電力消費型の研究施設の誘致を今後の検討項目に上げていきます。

中小企業・小規模事業者の景況感が改善しない中、政府の最低賃金の引上げ要請は企業経営に大きな影響を与えています。生産性向上や着実な価格転嫁への支援を十分に行っていく必要があると思われますが、特に企業の稼ぐ力を後押しするAIやロボット技術を活用した生産性向上は、中小企業・小規模事業者においても早急に取り組むべき課題になっています。

価格転嫁については、経済産業省が行ったアンケート調査によると、受注側企業の取引階層別では、一次請け企業で価格転嫁ができたのは八四・八%ですが、四次請け以上の企業では七〇・九%と、取引の階層が深くなるほど、「価格転嫁できた」と回答する割合が低くなっているという実態があります。

また、知事が掲げる働いてもらい方改革では、優良事例を発表し、横展開を図るなど積極的に推進されていますが、引き続き小規模事業者パワーアップ応援補助金（持続化補助金）を通して、経営者の方へ働いてもらい方改革をより一層促す必要があると思います。さらには、知事が課題に上げている伝統産業の価値向上の取組や、九月に決着したトランプ関税対策も必要かと思われま

す。本県の中小企業数の構成比は、中小企業白書によれば、二〇二二年時点で九九・九%なのに対し、全国平均は九九・七%、そのうち小規模企業数の構成比は、本県は八六・一%、全国平均は八四・五%と、本県は小規模企業が多いのが特徴です。光熱費や建材費、人件費が高騰する厳しい経営環境を乗り越えるための支援をより一層進める必要があります。

以上申し上げた点を踏まえて、来年度予算編成に向けて施策の検討を進めていただきたいと思います。

そこで、本県は中小企業・小規模事業者が圧倒的に多いことや、本県を取り巻く新たな経営環境の変化を踏まえ、中小企業・小規模事業者支援を今後どのような方向性で進めようとされるのか、知事にお伺いをします。ここで一回目の質問を終わります。

○議長（小原 尚君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 皆様、おはようございます。

私には二点の御質問をいただきました。

まず次世代型路面電車、いわゆるLRT導入を含む岐阜圏域のまちづくりの進め方についてお尋ねをいただきました。

昨日の御質問でもお答えいたしましたけれども、岐阜圏域のまちづくりにつきましては、私が選挙や知事就任時に掲げました目指すべき十の目標、ここからまちづくりの核となる要素を抽出いたしました、目指すまちづくりの五本柱を設定いたしました、関係者と協議を進めることとしております。

五本柱といいますのは、第一に、子供やお年寄り全ての人が輝くまち、第二に、クリーンで環境に優しい洗練されたまち、第三に、巡って楽しい便利で快適なまち、第四に、人やモノを呼び込む魅力豊かなまち、そして最後に、災害に強く安全で安心なまちでございます。

これら五つの柱に基づきまして、まちづくりを進めるための方策の一つが交通施策の見直しであり、次世代型路面電車、いわゆるLRTを有力な候補として、関係者と協議しながら調査・検討を進めているところでございます。

こうした岐阜圏域のまちづくりにつきましては、これまでも私自身が岐阜市長さんや羽島市長さん、そして鉄道事業者、経済界の皆様と直接お会いし、意見交換を行ってきたところでございます。

また、同時に、両市との間では事務方レベルの勉強会、これを既に行っておりまして、LRTの導入を含むまちづくりについて情報共有をしてきたところでございます。そうした中で、岐阜市長さんから検討を進めるに当たって、五つの課題、これを示していただくとともに、こうした課題の一つずつしっかりと対応していきながら進めていく重要性についても御指摘をいただいたところでございます。

今回指摘していただきました五つの課題は、いずれも公共事業を進める上でクリアすべき必須項目ばかりでございまして、それぞれ丁寧に関係自治体や交通事業者、警察などの関係者との調整を進めてまいります。

また、先月には、岐阜圏域のまちづくりにつきまして、広く経済界、商店街、交通事業者も交えた懇談会、これを開催いたしました、様々な立場の方々と意見交換を行ひまして、そこでは単なる交通再編ではなく、まちづくり全体として考える必要があるとか、LRTと連携しにぎわいを生み出す取組をしたとか、ウオーカブル、歩きやすいまちに向けた取組を進めたい。あとは、コンパクトシティ化を進め、交流人口を増やしたいといった御意見をたくさんいただいたところでございます。

今後とも、関係者と連携・協議しながら、実現可能性を含めた調査・検討を進めるとともに、今年度末を目標にいたしまして、岐阜市や羽島市、交通事業者、警察等関係機関で構成いたします検討体制を構築いたします、既存の交通システムの見直しを含めた新たな交通システムの在り方など、丁寧に議論を進めてまいりたいと考えております。また、こうした中で、一定の議論が進んだ段階で、検討の状況について積極的に情報開示するなど、県民の皆様の御理解を得ながら、岐阜圏域のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、中小企業・小規模事業者の支援の今後の方向性についてお尋ねをいただきました。

昨今の米国によります関税の引上げや円安、そして著しい賃上げへの要請、そして急速に進展するAI、こういった技術革新、こうした国内外の経済をめぐる状況は急速に変化しております。これは御指摘いただいたとおりでございます。

そんな中で、本県経済をどのように発展させていくかが極めて重要な課題だと認識しております。とりわけ、これも議員御指摘いただきましたけれども、本県経済の中核を担います中小・小規模事業者が、こうした変化を踏まえて、事業展開や業態転換などを行い、どう生き残るか、これが鍵を握っております、私の掲げます十の目標においても県政の重要課題と位置づけておるところでございます。

現在、県におきましては、事業者の抱える課題に対応しまして、生産性と稼ぐ力、この両者の向上を実現するため、主として二つの取組を行っているところでございます。

まず第一に、人手不足の解消、そして生産性の向上、これを同時に実現するための施策がありますが、これが御指摘もいたしております働いてもらい方改革の推進でございます。

現在、県内の大半の企業では人材確保に苦慮しているところでございますけれども、経営者の多くの方に伺いますと、やはり若くて体力があつて、徹夜・残業もいとわない者を求めているというお答えも多い、それが実情ではないかというふうに感じております。

他方、県内には女性を中心に、これまで働けていなかった方々、これを積極的に採用するため、業務内容を細分化し、従業員の多能工化、いろんな仕事ができるようにしていただくことを進めた結果、業績が著しく向上したケースがたくさんございます。具体的には、女性従業員が働きやすい環境で、希望する時間帯に働いて

もらうことによりまして、主力商品の売上げが取組前と比較して約十六倍にもなった事例だとか、業務を切り出して多能工化し、従業員に作業スケジュールを任せたことよって、作業スピードが五倍にアップし生産力も向上した事例と、ＩＴツールを導入による業務の見える化によつて社員同士のフォロー、これが可能になりまして、働きやすい環境が進み、売上げが取組前の三倍になった事例等々、枚挙にいとまがありませんが、ものづくりのみならず、サービス業や農業、建設業、介護事業者など働いてもらい方改革を實行しまして、業績を伸ばしておられる事業者が県内にはたくさんございます。

これらに共通いたしますのは多能工化、いろんな仕事ができるようになっていただくということと、業務の細分化、そしてＤＸ、これはデジタル技術を活用することですが、そして短時間勤務制度の導入などで、いずれも著しい生産性向上を実現し、結果的に賃上げの実現も可能な状況となっているわけでございます。現在、県ではこうした事例を収集するとともに、そのポイントを分かりやすくまとめることで、人材確保や業績の不振に悩む企業の参考にしていただいております。その上で、小規模事業者の事業拡大を支援するパワーアップ応援補助金において、働いてもらい方改革枠を新設いたしまして、県内事業者の実践を促しているところでございます。

そして、取組の第二でございますけれども、先進技術の活用や成長産業の育成、新たな販路開拓など、ピンチをチャンスに変える取組への支援でございます。

将来の岐阜県経済を担う、特に若手経営者、これを中心に意見を伺ってまいりましたけれども、この中には世界的な変革のときだからこそサプライチェーン、これを見直して新たな市場を開拓する、新商品を開発する、業態を転換するなど、前向きな動きが出てきております。

そこで、県といたしましたは、これも御指摘のありましたＡＩ、そしてロボット等の導入、次世代自動車への対応、スタートアップの創出、さらには宇宙ビジネスやヘルスケア産業など、新たな産業分野への参入を積極的に支援してまいりたいと考えております。また、製造プロセスの最適化や様々な技術提供によります競争力強化に加えて、国内外の大規模見本市への出展による販路開拓など、新たな産業活力の創出を支援してまいります。

このように、潜在的な労働力の活用による生産性の向上や中小・小規模事業者が行います新規投資や販路拡大に対する新たな取組を支援することによって、県内経済の発展につなげてまいりたいと考えております。

○議長（小原 尚君） 二十七番 水野吉近君。

〔二十七番 水野吉近君登壇〕

○二十七番（水野吉近君） 御答弁ありがとうございます。

次に、救急安心センターぎふ「＃七一一九」のさらなる周知及び応答率や相談対応の質の向上に向けた今後の取組について伺います。

救急安心センター「＃七一一九」事業は、急な病気やけがをしたとき、救急車を呼んだほうがいいか、今すぐ病院に行ったほうがいいかなど、判断に迷うときに専門家からアドバイスを受けることができる電話相談窓口です。今受診できる医療機関の案内も行っています。令和三年十月より、岐阜市消防本部管内の岐阜市、瑞穂市、山県市、本巣市、北方町にお住まいの方を対象に先行実施されていましたが、令和五年十月一日より岐阜県内に居住または滞在している方に対象が拡大され、二十四時間三百六十五日、年中無休で相談を受け付けています。携帯電話・プッシュ回線から「＃七一一九」を押すとつながります。相談は無料です。

「#七一一九」の実施エリアは、令和七年五月現在、全域で実施しているのが三十二都府県、愛知県の名古屋市など都道府県の一部地域で実施しているのが五地域で、合計三十七地域となっています。利用人口は、全国九千九百八十一万人です。実施効果は、住民の安全・安心の提供はもちろんのこと、救急車の適時適切な利用、救急医療機関の受診の適正化、消防機関の負担の軽減化などです。実施状況は、本県のように二十四時間三百六十五日受け付けているのは二十八地域で、自治体自らがコールセンターを設置しているのは六地域、本県のように民間にコールセンターを委託しているのが三十一地域となっています。電話には、医師、看護師、救急救命士などが対応します。令和五年度の相談件数は、全国で二百十三万件、そのうち岐阜県は一万八千件となっています。傾向として、新型コロナウイルス感染症などの流行時期や、医療機関が開いていない年末やゴールデンウィーク等に入電件数が増加する傾向にあります。

岐阜県では、救急の出動件数は令和五年で十万四千八十三件と、統計開始以降初めて十万人を超え、令和六年も速報値では十万四千二百二十八件と令和五年を上回っています。私も、過去に「#七一一九」を利用した経験があります。離れて暮らす父が、朝起きたら激しい目まいに襲われ立つこともできなかった。しばらくしたら落ち着いたが、再び目まいが始めたかと私に電話が入り、救急車を呼ぶべきか迷ったので、「#七一一九」に電話しました。電話がつながり、症状を伝えると、年齢的に今後悪化するかもしれないので、すぐ救急車をと背中を押していただき、迷わず一一九番することができました。幸い大事には至りませんでした。が、「#七一一九」を利用してよかったと思いました。

サービス開始から二年が経過し周知が進んだこともあり、私の元にも「#七一一九」に対する要望が寄せられています。まず多いのは、なかなかつかないという声です。隣で苦しんでいる人がいるときにつながる

のを待つことは、この間に悪化したらどうしようと不安が増幅します。例えば、現在三人待ちの状態ですとか、つながるのに約五分ですなど、待ち時間の目安を伝えてほしい、電話回線の数を増やしてほしい、やつとつながったのに説明が少なく、もう少し詳細なアドバイスが欲しかったとの声もあります。

令和六年度から十一年度を計画期間とする岐阜県保健医療計画では、医療提供体制の構築のうちの救急医療対策の中に、救急安心センター「＃七一一九」事業を位置づけています。令和十一年度の数値目標として、相談件数を三万五千件と掲げており、今後の施策では、課題一として「＃七一一九」のさらなる周知と応答率や相談対応の質の向上を図るとしています。

応答率とは、「＃七一一九」にかかってきた電話に対し、実際にオペレーターが応答できた割合を示す指標です。つまり、電話のつながりやすさを数値化したものです。応答率が低いと電話がつかず、利用者が不安を感じたり、一一九番に直接かけてしまう可能性が高まります。

消防庁の調査によると、岐阜県の令和六年度の入電件数は四万七百八十六件で、そのうち応答できたのは二万七千八百七十七件で、応答率は六八・四％と約三分の二となり、他県に比べ低くなっています。先ほどお伝えした要望内容を裏づける数値でもあるため、応答率の改善を図るとともに、相談者への的確な助言や今受診できる医療機関への適切な案内などをより一層お願いしたいと思います。

そこで、救急安心センターぎふ「＃七一一九」のさらなる周知及び応答率や相談対応の質の向上に向け、今後どのように取り組まれるのか、健康福祉部長にお伺いします。

次に、再販売価格維持契約の趣旨を踏まえた県図書館や県立学校における図書調達への対応についてお伺いします。

書籍、雑誌、新聞、音楽用CDなど文化的価値が高いとされる著作物は、出版社が定めた価格で販売することが認められています。通常、独占禁止法では、自由な競争の観点から再販売価格の拘束は禁止されていますが、一九五三年の改正により著作物に限って例外が認められました。これが、著作物の再販売価格維持制度（定価販売制度）です。この制度の目的は、同じ出版物を全国どこでも同一価格で提供することで、文化の普及と教育の機会均等を図ること、書店の経営安定を支援し、地域の文化拠点としての役割を守ること、多様な出版物の流通を促進し、専門書や個性的な書籍の発行を可能にすることとされています。

公正取引委員会では、当該制度は競争を制限するものとの指摘もあり、廃止の方向で検討されたこともあります。また、文化的・公共的な影響を考慮し、現時点では存続が妥当としています。もしも著作物の再販売価格維持制度が廃止され、書籍等の販売価格が自由競争になってしまうと、書店が仕入れる出版物は売行き予測の立てやすいベストセラー物に偏りがちになり、遠隔地は都市部より本の価格が上昇し、専門書や個性的な出版物を仕入れることができる書店が制限されてしまうなど、読者にとっても不利益を被ることになります。

そして、この制度を実効性のあるものにするため、書店と出版社、取次会社との間で再販売価格維持契約書を締結し、流通過程における出版物の定価販売を義務づけています。ただし、この契約書は、これまで図書館を含めた官公庁の入札にに応じて納入する場合は定価販売の義務を適用しないとの規定がありました。が、本年五月一日付でこの規定は削除され、今後、書店は公立図書館や官公庁の入札に対しても定価販売を遵守することとなりました。

これまでも、県立高校を通じて販売する高校・専門学校等の副教材となる図書等については、官公庁である学校への販売ではなく、生徒に直接販売されるものであることから再販売価格維持制度の趣旨を踏まえ、定

価販売が遵守されるべき出版物本体については、入札及び見積りの対象から除外していただくよう、取次会社から県立学校へ依頼されてきたところです。

また、官公庁、自治体、公共・学校図書館の図書調達に關しても、割引販売の根拠となっていた再販売価格維持契約書の官公庁の入札は適用除外との規定が削除されたことから、図書調達に当たっては、定価購入を前提とするよう、都道府県知事及び市町村に対し、本年七月と八月に日本書店商業組合連合会から依頼されたところです。今後、県図書館や県立学校における図書調達は、価格競争になじまないものとして、入札または見積り合わせから除外すべきと考えます。

岐阜県書店商業組合に加盟する岐阜県の書店は、一九八四年頃には二百二十法人ありましたが、その後廃業が続き、令和六年十二月時点は三十九法人にまで減少しています。電子書籍の普及により紙の本の需要が減ったことや、最近では配送手数料の高騰により書店の経営は厳しくなっています。また、書店が官公庁、公共・学校図書館等に書籍、雑誌等を納入する場合、入札により割引をした上で納品するケースがほとんどで、割引は少ない利益をさらに削ることになるため、書店の経営を圧迫してきました。

そこで、県図書館及び県立学校における図書調達において、再販売価格維持契約書の見直しを踏まえて、今後どのように対応するのか、観光文化スポーツ部長と教育長にそれぞれ伺います。

次に、県立高校等におけるタブレット端末を活用した授業の効果検証とその必要性について伺います。

県教育委員会は、岐阜県立高等学校、岐阜県立特別支援学校高等部では、令和八年度の新入生から個人所有のタブレットやパソコンの端末を利用して授業などを行うことを本年八月に発表しました。これに伴い、利用する端末を原則として個人で準備するよう、市町村教育委員会を通じて、各中学校から中三の保護者への周知

が進められています。

準備する端末は、入学する学校、課程や学科によって必要な性能が異なるため、学校ごとに必要な仕様を示すことや、今持っている端末が必要な仕様を満たしていればそのまま使えること、仕様を満たす端末を新たに購入する場合は、通常価格より安価に購入できる購入用ウェブサイトを準備する予定で、価格は六万円から十万円程度を想定していることなどが通知されています。また、低所得者世帯に対する支援として、一定の条件を満たす世帯には端末の貸与を検討するとしています。

これに対し、保護者からは、これまでも高校入学時には制服代、教科書代、定期代など二十万円近くかかる、これに加えて十万円かかるのは負担が大きい、個々に端末の種類が違う状態で、一度に多くの生徒が支障なく接続できるWi-Fi環境が整っているのか心配、接続料も個人負担になるのではないか、なぜスマホでは駄目なのかなど様々な声をいただいています。

その中でも重要だと感じたのが、デジタル化の時代なのは分かりますが、高額な負担を保護者に求める以上、タブレット端末を活用した授業の教育効果を検証した上で、その必要性を生徒や保護者等に十分理解していただく必要があるのではないかとことです。当然、入学する高校によって教育内容に違いがあるため、それに対応した説明も必要かと思っています。

大阪府では、大阪府教育センターのホームページに、高等学校における一人一台端末環境でのICT活用事例集として、国語や数学などの教科別に活用場面や学習の狙い、ICT活用のメリット、実践での工夫などの項目に分け、写真や動画と共に紹介しています。例えば公民の「正しい消費者力を身につけよう」という学習では、グーグルジャムボードなどのアプリを活用することで、紙ベースのノートでの作業に比べ意見交換の機

会も増え、内容を深められるなど、タブレットによるICT活用のメリットなどが記載されています。

この取組は、ICTを有効に活用した授業づくりに役立てると同時に、研修などで活用することを想定したものだそうですが、こうした説明が保護者にも必要なのではないでしょうか。

そこで、県立高校等におけるタブレット端末を活用した授業の効果検証とその必要性を生徒や保護者等に理解を深めていただく取組について、どのようにお考えか、教育長にお伺いをします。

以上で私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

(拍 手)

○議長（小原 尚君） 健康福祉部長 中西浩之君。

〔健康福祉部長 中西浩之君登壇〕

○健康福祉部長（中西浩之君） 救急安心センターぎふ「＃七一九」のさらなる周知及び応答率、相談対応の質の向上に向けた今後の取組につきましてお尋ねがございました。

救急安心センターぎふ「＃七一九」につきましては、これまで主に救急搬送ニーズの高まる高齢者世帯へのチラシなどの啓発資料の配布を行い、高齢者を重点に周知に努めてまいりました。相談件数は徐々に増加しており、周知は着実に進んでいるものと考えております。今後は、SNSの活用などにより、高齢者を親に持つ世代への周知にも努めてまいります。

応答率の向上につきましては、業務委託契約において当面八割を目標値とするなどの取組を行ってまいりましたが、年末年始等には感染症の流行などにより相談ニーズが増加し、応答率が下がるという状況が確認されております。このため、今後は相談のニーズが急増することが予想される時期に、人員体制の拡充や回線数の

増加などの対策を取ってまいります。

また、相談対応につきましては、丁寧かつ適切な助言及び案内ができるよう、苦情が寄せられた場合には、その相談対応を検証するなど、委託業者との連携を密にしながら、質の向上に努めてまいります。

○議長（小原 尚君） 観光文化スポーツ部長 渡辺幸司君。

〔観光文化スポーツ部長 渡辺幸司君登壇〕

○観光文化スポーツ部長（渡辺幸司君） 再販売価格維持契約の趣旨を踏まえた図書調達への対応について、私には岐阜県図書館における今後の対応について御質問いただきました。お答えさせていただきます。

書店の減少問題について、国の公表資料によると、書店が地域における知識の拠点としてあり続けるためには、書店をめぐる課題を認識し、長期的な取組を検討すべきとの指摘がございます。また、書店活性化の課題として、官公庁等による入札が大規模事業者によりに働き、地元書店が販売機会を失っていると分析されております。

そのため、県図書館における出版物の調達は、これまで一般競争入札によって年間の購入先と価格を決定してまいりましたが、本年五月からの官公庁除外規定の削除を受け、また国における議論及び著作物の性質等を鑑み、今後は再販売価格維持契約を結んだ書店から出版物を購入する際には、定価購入を基本とする方向で契約方法の見直しを検討してまいります。

なお、書店は単に本を買う場所だけでなく、地域における知と文化の拠点であり、身近に本屋があるということが住民に安心感や心の豊かさをもたらすものと認識しておりまして、この観点からも、購入先については地元書店を優先してまいります。

○議長（小原 尚君） 教育長 堀 貴雄君。

〔教育長 堀 貴雄君登壇〕

○教育長（堀 貴雄君） まず最初に、再販売価格維持契約の趣旨を踏まえた図書の調達について、県立学校における今後の対策をお答えします。

県立学校で使用する書籍には、生徒の私費負担となる教科書や補助教材のほか、公費負担となる学校図書館の書籍などがあります。こうした書籍は、定価で購入するほか、指名競争入札により値引きされた価格で購入するなど、その方法は学校により様々であります。

しかしながら、書籍などの著作物については、その文化的な価値などから再販売価格維持行為を認めている独占禁止法の趣旨を踏まえると、今後再販売価格維持契約を結んだ書店から書籍を購入する際には、原則定価で購入するものと考えております。

県教育委員会としては、生徒が購入する教科書や補助教材、学校が購入する学校図書館の書籍について、いずれも定価購入が原則であるという認識の下、適切な取引が行われるよう、今後各県立学校に周知してまいります。

次に、県立高校等におけるタブレット端末を活用した授業の効果検証とその必要性についてお答えします。令和二年度に県立学校に一人一台のタブレット端末を整備した後、各地区にＩＣＴの推進を専門とする教頭等を配置し、県立学校におけるＩＣＴ環境の整備とその活用に努めてきたところです。

その結果として、生徒や教員を対象としたアンケートによると、生徒の約七五％が「思考を深めたり広げたりすることができるようになった」、さらに教員の約七〇％が「学習内容の理解を高めることができた」と回

答しており、端末を活用した授業は生徒の学びに効果があるものと認識しております。

さらに、仲間の意見をリアルタイムに共有したり、教員が手元の端末でクラス全員の意見を瞬時に集約し、それをスクリーンに投射して議論を深めるなど、端末は今や欠かせない学習ツールとなっております。

今後は、こうした学びの様子を紹介するウェブサイトを作成するほか、全ての新入生の保護者が集まる合格者説明会において動画を用いて説明するなど、端末の有効性や必要性を生徒、保護者に御理解いただくよう努めてまいります。

○議長（小原 尚君） 二十七番 水野吉近君。

〔二十七番 水野吉近君登壇〕

○二十七番（水野吉近君） 御答弁ありがとうございます。

知事に再質問をさせていただきたいと思います。

LRＴのまちづくりの構想につきまして、いろいろ今後の流れについて答弁をしていただきましたけれども、一点、私がお伺いしたかったのは、県民と直接、あるいは市民と直接対話するなどして、こうした合意形成をどう図るかということが大変重要だと思います。

昨日の答弁でも、自治会の代表の方から要望を受けて意見を伺ったというお話がございましたけれども、そういった機会を今後増やしていつて、例えば自治会の方々と老人クラブの団体の方とか、そういった方々と直接対話で、このLRＴが本当に必要なのか、まちづくりをどう思っているのか、歩きにくいのか等々をぜひ意見を聞いていただいて、合意形成を図っていただきたいというふうに思っておりますけれども、その点について私も県民との意見交換をどうするかと伺っておりますので、その辺りをお聞かせ願えればと思います。

よろしく願います。

○議長（小原 尚君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） お答えをいたします。

今議員御指摘のとおり、L R Tにつきましては本当に多くの方が関心を持っていたいております。今現在も私宛てに、直接説明に来てほしいという要望もたくさんいただいております。そうした中で、まずはその必要性等については御説明いたします。

その上で、今回の調査でお願いしておりますように、ある程度具体的な形、ルート、その事業性について、しっかりとしたものをつくった上で、しっかりと県民の皆様の見解はぜひお伺いしたいと思っておりますので、それは具体的に進めていきたいと思っております。

○議長（小原 尚君） 四十一番 平岩正光君。

〔四十一番 平岩正光君登壇〕（拍手）

○四十一番（平岩正光君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い大きく一点、リニア中央新幹線を活用したまちづくりの具体的な方向性について質問をさせていただきます。

私は、江崎知事就任直後の令和七年二月議会において、リニア中央新幹線を活用したまちづくりについて質問をさせていただきました。このときは、私からこれまでの経緯を述べつつ、知事の考えをお尋ねいたしました。

知事は、リニア中央新幹線が果たす役割や可能性に対する期待について言及しつつ、東濃が首都圏の通勤・

通学圏内に入る、二地域居住にも最適な場所になるとの答弁がありました。また、そのためには、リニア中央新幹線が開業してからでは遅過ぎる、あらゆる関係者が力を合わせて一刻も早く取組を始めることが必要、地元自治体や経済界、観光関係者とも議論を交え、リニアを活用した地域づくりを強力に進めていくと答弁をされました。私は、大変強いメッセージを発信されたと思います。

今年度に入り、知事は、防災庁の誘致に向け石破総理と面会されたほか、隣県であります長野県知事との懇談会を開催し、リニアを見据えた地域活性化に向けた意見交換をされるなど、リニア関連で積極的に動かれています。さらには、岐阜地域と東濃地域のまちづくりを強力に推進するため、まちづくり担当理事を配置するなど体制を強化されています。今後も、知事による積極的な動きを期待したいと思います。

ここで、改めて私なりにリニア中央新幹線の意義を述べさせていただきます。

一つには、東海道新幹線が運行でなくなった場合でも、社会が機能不全に陥ることを避けることができる、つまり国土強靱化であります。もう一つは、相模原市、甲府市、飯田市などリニアの駅だけでも各地にいろいろな拠点ができるわけですが、企業の本社機能や研究機関を誘致することにより、社会機能移転分散に貢献できるということであります。なお、知事が進めておられる防災庁の誘致は、国土強靱化からの観点からも、社会機能移転分散の観点から大変意義のあることであると考えます。

さて、本日は、リニア関連での現時点での動きを確認したいと思います。

現在、県では、令和五年三月に第二次岐阜県リニア中央新幹線活用戦略を策定し、着実に進めておられると思います。この戦略の中で記載されていることの一部を述べさせていただきます。

まず戦略策定の背景と目的のところがありますが、リニア中央新幹線の整備は、岐阜県にとっても未来を開

くビッグプロジェクト、これから本格的な人口減少社会、少子高齢社会を迎える中で、岐阜県において新しい地域づくりの展開を可能にするリニア中央新幹線の開業は、県勢発展にまたとないチャンスと位置づけています。

また、移住・定住の推進として、首都圏と時間距離が大幅に短縮されるリニア中央新幹線の開業により、リニア岐阜県駅周辺が移住・定住や二地域居住の対象地域となる可能性が見込まれる、新次元の地方分散の流れを踏まえ、地方回帰の受皿づくりの実現により、引き続き首都圏等からの移住・定住を推進していくとされています。

関連して、研究機関等の企業誘致、従事者の移住・定住の促進とあり、企業を誘致した上で、それら企業の従業員等の移住・定住を念頭に置いております。また、移住・定住を呼び込むには、生活の安心感を醸成する県内の医療提供体制の充実が重要、移住する従業員の生活環境に対する支援、子育て支援などの充実と移住者に対する生活環境の整備についても言及があります。

さらに、人口流出の抑制として、二地域居住を維持するための経済的な負担が支障となる懸念があるため、例えば拠点間の交通費を軽減する支援等の検討が必要であると具体的な支援策についての言及もあります。

これらを踏まえ、私は、リニアの開業により東京から岐阜県へのアクセスが大幅に短縮され、濃飛横断自動車道などの交通ネットワークも進んでおり、自然、歴史、文化、食など多様な地域資源を活用した広域での観光を基幹産業とする取組も必要と考えます。なお、駅周辺には整備やオーバーホールを行うための工場が併設された車両基地が建設されますが、リニアを見ることができる場所として、この車両基地自体をオンリーワンの観光資源として活用することも期待されます。

また、リニア関連の産業やリニア開業を機に誘致される新たな産業の創出、また全国からクリエーティブ人材を呼び込むことを含め、地域の未来と産業を担う人材の育成、若者の県外流出抑制とともに地域への定着を推進していくことも重要となります。このような、より幅広い視点でまちづくりが展開されることを期待いたします。

さらに注目したいのは、岐阜県らしい駅及び駅周辺の整備として、リニア中央新幹線の開業により首都圏と東濃地域は最短三十分程度で結ばれ、岐阜県は時間距離で新たに首都圏に入ると記載されている点であります。三十分程度という数字は別といたしましても、知事は就任以来、この点についてドラえものの「どこでもドア」と表現されておられます。

ここで、参考までに通勤圏という観点で基礎的なデータを紹介させていただきます。

総務省の社会生活基本調査（令和三年度）によりまずと、全国の通勤・通学時間の平均は片道で約四十分とことです。ちなみに、東京都は片道で約四十八分、岐阜県は片道で三十五分でした。また、具体的な首都圏における鉄道の主要駅間の所要時間は、千葉駅から東京駅まで約四十分、大宮駅から東京駅まで約三十分、横浜駅から東京駅まで約三十分であります。つまり、東京への通勤圏とは、一般的にもこれぐらいの時間、エリアであると考えられます。

さらに、少し古い話ではありますが、国内で新しい鉄道が開通した具体的な例を紹介させていただきます。

二〇〇五年につくばエクスプレスが開通しました。つくばエクスプレスを利用すると、例えばつくば駅から秋葉原駅まで電車で約四十五分であります。つくばエクスプレス開通後、つくば駅周辺は完全に東京への通勤圏となっています。また、一九九七年には北陸新幹線が高崎から長野まで開通しました。北陸新幹線を利用す

ると、軽井沢駅から東京駅まで約六十分であります。今では、軽井沢から東京へ新幹線通勤している人も増えているとのであります。なお、途中駅の佐久平駅、上田駅なども同様の傾向があるようであります。

これらを踏まえて申し上げます。

リニア中央新幹線が開業すると、品川駅からリニア岐阜県駅の所要時間は六十分程度とされています。これは北陸新幹線の例からいえば、東京への通勤圏になり得ると思います。それでは、この六十分をどう考えるのでしょうか。もちろん、在来線と新幹線では違うと思いますが、料金設定や通行本数によっても左右されるでしょう。しかしながら、地元自治体による移住・定住策や交通費補助などの施策や地域の方々の熱意によつては、少なくとも現時点ではリニア岐阜県駅周辺が首都圏からの通勤圏となるという無限の可能性があると考えるのではないのでしょうか。

他方、何も手を打たないと、箱物としての駅ができるだけとなつてしまうことが懸念されます。ただ単に、中津川市周辺の方々にとつて、東京駅への移動が今までより便利になつてよかつたで終わつてしまつては意味がありません。なお、リニア建設に反対の方々もいらつしやいます。水がれや地盤沈下の問題など、解決しなければならぬ課題は山積していると承知はいたしております。

首都圏からの通勤圏としていく可能性を議論することは意義あることであると考えます。さらに議論を深めていくと、県として従来から取り組んでいる移住・定住や二地域居住の推進と併せ、リニア岐阜県駅周辺のまちづくりを進めていく上で、その人口規模に応じ、働く場所や住居の確保や電気や水道などの公共インフラに加え、病院や学校などの生活インフラの整備も必要となります。これらの課題に対しては、リニア開業により駅周辺にどの程度の人口規模の地域が誕生すると想定しているのが重要になると考えます。

参考までに申し上げますと、山梨県が二〇一九年に発表しましたリニア需要予測調査結果によりますと、居住人口、新たに居住する人の数は約一万四千六百人の増加が見込まれると推計しております。また、品川―名古屋間の開業時期について、JR東海は正式に公表はしておりませんが、二〇三四年以降に開業予定であるとの報道があります。なお、工期延長に伴い、工事が進められております地域の皆様はじめ多くの方々に御迷惑や御負担をおかけすることになりますが、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

率直なところ、多くの県民の方々にとりまして、リニアが開業するとしても十年先のことであり、まだあまり現実感が持てないかもしれません。また、先ほど述べた戦略の詳細を理解しておられるわけではないと思います。しかし、県民の皆様は、リニア開業を見据え、岐阜県はどのような準備をしているのか、実際にリニア開業によって何が変わるのか、どんな将来があるのかを知りたいと思っていると思います。

そこで、知事にお尋ねをいたします。新体制がスタートし、およそ八か月が経過いたしました。今年度に入り、まちづくり担当理事を配置するなど、リニア中央新幹線開業を見据え、知事の思いを形あるものとしていくため、日々研究されていることと思います。さきの六月議会では、岐阜圏域において新しい交通システムを導入する方針を打ち出され、多くの県民の方々に十年先の未来を見据えた強いメッセージを発信されました。リニアを活用したまちづくりに関しても、様々な可能性がある中で、具体的にどのような方向性で進めていくのか、現時点での知事のお考えをお伺いしたいと思います。

十年先の将来に向かってわくわく感があふれる御答弁を期待申し上げます。私の質問を終わります。御清聴誠にありがとうございました。

(拍手)

○議長（小原 尚君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） リニア中央新幹線を活用したまちづくりの具体的な方向性についてお尋ねをいただきます。丁寧にお答えさせていただきます。

まず、リニア中央新幹線を活用したまちづくりを進めるため、本年六月、県庁内の関係部局で構成する未来のまちづくり検討プロジェクトチームを設置し、検討を進めてまいったところでございます。具体的には、東濃・可茂地域のまちづくりの現状分析や東濃圏域の各市に今後のまちづくりについてヒアリングを行ったほか、今後の方向性について議論を行ってきたところでございます。

これまでの議論を踏まえて、東濃・可茂圏域のまちづくりの方向性として二つの視点をもって検討しております。

まず一つ目は、国内外から訪れてもらえる場所にするということ、そして二つ目には、首都圏、そして関西圏の生活圏として働き住んでもらえる場所にする、この二つを考えておるところでございます。

まず一つ目の訪れてもらえる場所にするという点では、先ほど議員からも御指摘がありましたように、東京から一時間弱で結ばれ、特にトンネルを抜けると別世界の体験ができる特別な地域として感動してもらえるということが重要です。これを、私はドラえものの「どこでもドア」と表現したわけなんですけれども、そのためには、この地域が持つ本物の自然や食、歴史、伝統文化、たくみの技など、ここでしか体験できない様々な魅力をさらに磨き上げ、国内外の方々に広く発信していくことが重要と考えております。

加えて、東濃・可茂圏域から、さらには下呂市や郡上市に至るまで、各地に点在する魅力ある拠点を交

通ネットワークで結ぶとともに、新たな観光拠点の整備や宿泊施設の整備にも取り組み、周遊性を持たせていく必要があると考えております。

二つ目の働き住んでもらえる場所にするということという観点では、生活圏・通勤圏に含まれることとなります首都圏、さらには関西圏の方々から見ても、利便性が高く、安心して働き、生活できる環境を提供する、これが重要になると考えております。

岐阜県は、日本の中央に位置し、内陸県のため津波や高潮の心配がなく、特に東濃地域は地盤が強固であるため地震にも強いという特性を有しております。こうした地理的・地形的な優位性と豊かな自然に囲まれたストレスのない環境、いわゆるストレスフリーといいますが、これは大変な強みになると思っております。ここに先端産業などの研究機関やサテライトオフィスのほか、教育機関などの誘致に積極的に取り組んでいく必要があると思います。同様の観点から、御指摘がありました防災庁についても、東濃を有力な候補地の一つとして誘致を表明したところでございます。

さらに、この二つの方向性を実現する上での重要な取組といたしまして、地域らしい景観を有し、機能的で利便性の高い駅周辺の整備や、そこへアクセスするための濃飛横断自動車道や国道十九号の瑞浪恵那道路など広域ネットワークの整備、自動運転なども含めた二次交通の整備を推進していくことが重要であると考えております。

今後も、県庁内のプロジェクトチームで検討を進めるとともに、地元市町村や経済界、観光関係者などと議論を交わし、年度内に具体的な方向性を整理し、来年度中にリニア活用戦略を改定するなど、リニアを活用したまちづくりの実効性を高めてまいりたいと考えております。

○議長（小原 尚君） 二十六番 野村美穂君。

〔二十六番 野村美穂君登壇〕（拍手）

○二十六番（野村美穂君） ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、通告に従い、教育長に三点質問いたします。

県内の特別支援学校において、教室不足が深刻な問題となっています。特別支援学校は、障がいのある子供たちが安心して学び、自らの力を最大限に発揮するための大切な学びやです。しかしながら、その教育環境が十分に確保されていない現状は、子供たちの成長機会を狭めるばかりか、保護者や教職員に大きな不安や負担を与えています。

本日は、大垣特別支援学校を中心とした事例を取り上げ、県としての認識と今後の対策についてお尋ねします。

大垣特別支援学校では、児童・生徒の増加により教室不足が顕在化しています。今年六月十一日の保護者会で、教室等の使用状況に比較的余裕がある県立大垣西高校を分教室として活用する方針が打ち出されました。しかし、保護者への説明から僅か十日ばかりでこの方針は撤回され、大垣西高の教室を使用しないという通知が出されました。

大垣特別支援学校の保護者会からは、この唐突な方針に対しては誰が対象になるのか、ただでさえ環境の変化に敏感なのにといった強い不安の声が上がリ、さらに唐突な方針転換に対しては、説明不足、急ぎ過ぎていると不満の声が上がっています。いずれにしても、僅か十日で方針を変えするというやり方は、子供や保護者の安心を軽視したものとわざわざるを得ません。本来であれば、十分な期間を設けて保護者や教職員の声を聞き、

計画的かつ丁寧に進めるべきものです。

教育委員会として、なぜこのような進め方をしたのか、その経緯をどのように認識し、今後どのように改善するのか、教育長に伺います。

今回の大垣特別支援学校の事例と同様に、大垣特別支援学校を含めた県内四校の特別支援学校では、入学希望者が増加し、既存の教室数では対応し切れない状況が起きていると伺っています。昨年六月の議会答弁では、就学区域の見直しを含めた対応策が検討されているとのことでしたが、現場からは、方向性が見えない、実効性が伴っていないとの声が上がっています。

また、分教室の設置に関しても、その決定のプロセスや判断基準が不透明であり、現場や保護者から見ても納得感のあるものになっていません。教育の現場は、行政の都合で振り回されるのではなく、あくまでも子供たちを中心に据えて整備していくべきものです。ましてや、障がいのある子供たちであればなおさらです。

教育長には、特別支援学校の教室不足問題について、県全体としてどのように把握し、今後どのように対応していくのか、明確な方針をお聞かせいただきたいと思っています。

加えて、教職員の職場環境の改善も喫緊の課題です。

大垣特別支援学校では、職員室が複数に分散していることにより教職員間の連携が十分に取れないという問題が起きています。また、産業医から、職場環境が悪いとの指摘を受けているようです。特別支援教育においては、児童・生徒一人一人にきめ細やかな支援を行うために教職員のチームワークが不可欠です。その連携が阻害されている現状は、教育の質にも直結する大きな問題です。生徒の教育環境だけでなく、教職員が働きやすい環境を整えなければ、特別支援学校の円滑な運営は成り立ちません。

この点についても、教育長の認識と具体的な改善策を伺います。

さらに、未就学児の段階から支援を必要とする子供たちに関する情報をしっかりと把握していくことも重要です。現場の保育士からは、発達障がい診断がつかない、いわゆるグレーゾーンの子供が増えており、その対応に追われているが人員が不足しているという声が上がっています。この現場感覚を教育委員会が受け止めなければ、将来的な特別支援学校の需要予測を誤ることになりかねません。

したがって、教育部門、子育て部門、障がい福祉部門が連携して、配慮が必要な未就学児の状況を共有し、早い段階から将来的な受入れ児童数を見通せる仕組みを整える必要があると考えます。これが実現できれば、教室不足の解消に向けた計画的な環境整備につながるはずです。

教育長には、このような部局横断的な連携システムの構築について、どのようなお考えなのかをお尋ねしたいと思います。

教室が足りない、転用する。教室が足りない、転用する。予算がない、転用する。この繰り返しに限界を迎えたのではないですか。

以上を踏まえて、教育長に三点伺います。

一点目として、大垣特別支援学校において、僅か十日で方針転換となった経緯をどのように認識されているのでしょうか。また、今後このような進め方を避けるためにどのような改善を行うのか、お聞かせください。

二点目として、県内特別支援学校の現状の教室不足や教職員の職場環境の課題について、県としてどのように把握し、その改善に向けてどのような具体策を講じていくのか、お聞かせください。

三点目として、教育、子育て、障がい福祉の各部門が情報を共有し、配慮が必要な未就学児の状況を早期に

把握していく仕組みを構築すべきと考えますが、この点について、県の見解と、今後どのように対応していくのか、お聞かせください。

特別支援学校に通う子供たちは、私たちの社会全体で支えていくべき大切な存在です。その学びの場を確保することは、単なる施設整備の問題ではなく、人権と教育の根幹に関わる課題です。拙速で不透明な対応ではなく、計画的かつ丁寧現場や保護者と協働して進めていくことを強く求め、教育長の誠意ある御答弁をお願い申し上げます。

以上で私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

(拍 手)

○議長（小原 尚君） 教育長 堀 貴雄君。

〔教育長 堀 貴雄君登壇〕

○教育長（堀 貴雄君） 県立特別支援学校の課題解決に向けた環境整備について三点御質問いただきました。三点を一つにまとめてお答えをしたいと思います。

まず最初に、大垣特別支援学校に関わること、次に三点目にいただいた配慮が必要な未就学児を把握する点について、そして最後に、教室不足や教員の職場環境についてお答えするということで答弁いたします。お聞きください。

それでは答弁いたします。

大垣特別支援学校は、平成十九年度に児童・生徒数が三百七十七人となりました。現在の児童・生徒数は三百四十人です。当時、施設の狭隘化が非常に問題となっておりました。その解決に向け、県教育委員会では、

平成二十年度に海津特別支援学校、二十一年度に揖斐特別支援学校を、廃校を利用し開校いたしました。さらに、二十八年には羽島特別支援学校を新設し、そして開校したところです。その当時、そのかいもあって、大垣特別支援学校の児童・生徒数は二百五十七人まで減少いたしました。その後、二百五十人前後でしばらく推移していましたが、ここに来て、令和四年度から再び増加傾向となり、六年度には三百人を超え、今年度は先ほど申し上げたように三百四十人へと急増したところです。また、来年度、八年度も増加が予想されたことから、教育委員会では、昨年度からこうした急激な増加に対する対応策を検討し始めたところです。

教室整備、給食の提供、スクールバスの運行などについて一つ一つ検討を重ね、一年でも早い対策として、令和八年度からの分教室の設置案に至ったところです。この案を今年五月中旬から学校運営に関わる方々に順次説明したところ、この方法自体への反対はなかったため、六月上旬に児童・生徒と保護者の皆さんにお示ししたところです。しかし、連日、大垣特別支援学校と大垣西高等学校双方の関係者の方々から反対意見をいただいたことから、児童・生徒や保護者の皆さんの不安を解消するため、県教育委員会の教育委員にも相談の上、この案を取りやめることといたしました。この間、短期間ではあったものの、関係する皆さんに大変御心配をおかけしたことは申し訳なく思っているところです。

今回のことから、他県では事例はあるものの、高校と特別支援学校が同じ敷地内にあることには慎重な意見があること、また令和四年度以降、僅か四年間で児童・生徒数が三割も増える状況下で、長期的な視点に立つて計画を進めることがいかに困難であるかを認識したところです。

しかし、支援や配慮が必要な子供にとっては、一人一人の状況に応じて最も適切な環境で学ぶことが何よりも大切です。そのために、議員の御指摘のとおり、教育、子育て、障がい福祉の各部門が連携し、まずは子供

と保護者が最も適切な学びの場を選択できるようにすること、さらには特別支援学校のセンター的機能を生かし、特別支援学校への入学前から子供たちの状況を把握しながら、保護者との相談を大切にしていくことも重要だと考えております。今後は、こうした過程に今まで以上に関わることで、特別支援教育全体の向上と入学者数のより正確な把握につなげてまいりたいと考えております。

また、特別支援学校の教室不足と教職員の職場環境については、教室不足の対応として、二十一校、現在県立特別支援学校がございいますが、そのうち九校で特別教室などを普通教室に転用をしております。また、産業医からは、職員室の狭隘化などが指摘されている学校もあると認識しております。こうした教室や職員室の不足については、少子化の進行により、小学校一年生に当たる学年からゼロ歳までの子供の数が県全体で三割減少する中、特別支援学校の児童・生徒の増加傾向もやや落ち着くものと思われることから、今後の児童・生徒数の推移をしっかりと見極めながら、県有施設の活用等なども含め、引き続き検討を進めていきたいというふうに考えております。

また、昨日来申し上げております県立学校の課題について広く意見を伺う機会に、今回の大垣特別支援学校の課題解決に向けた方策のやり方、そういったことについても意見を伺う予定です。

○議長（小原 尚君） 十番 森 治久君。

〔十番 森 治久君登壇〕（拍手）

○十番（森 治久君） 議長のお許しをいただきましたので、これより通告に従い、二項目について質問をさせていただきます。

まず初めに、NHK受信料の未払いに関する知事のお考えについて質問をさせていただきます。

テレビを視聴できるカーナビなど、自治体におけるNHK受信料の未払いに関する報道が相次いでいます。放送法では、NHKの放送を受信できる設備の設置者は受信契約を結ばなければならないと定められております。NHKによると、受信可能なカーナビや携帯電話も対象であり、一般家庭は世帯単位で複数台あっても契約は一件ですが、官公庁、会社、ホテルなどに設置されたテレビは部屋ごとに受信契約を結ぶ必要があり、テレビを見られるカーナビや公用車や社用車に取り付けている場合は、部屋と同じ扱いで一台ごとの受信契約が必要となるということです。

そのような中、今年に入り、地方自治体での受信料の未払いが相次いで発表され、愛媛県では八百万円余り、島根県では一千四百万円を超える未払いとなっています。岐阜県の状況については、調査を実施の上、現在NHKと協議中と伺っておりますが、県内市町村でも未払いを発表する自治体が相次いでいます。

新聞報道などを見ますと、受信料未払いの背景として、自治体の理解不足があったとのことですが、これだけ多くの自治体において未払いが生じているということは、制度そのものが十分に周知されていなかったのではないかと疑問を感じます。

また、通常、自治体の職員が公用車のカーナビを使って業務中にテレビを見ることは考えにくく、カーナビのテレビ機能が視聴可能な状態であれば、それだけで契約義務が生じるという今の制度自体にも疑問を感じますし、地方自治体のような公的機関については減免対象となってもよいのではないかとさえ私自身は考えます。この問題について、江崎知事は、七月二十四日の全国知事会議と七月二十九日の定例記者会見で、放送法などの見直しを国に求める考えを示されました。全国知事会議では、ちゃんと放送を見ているものはもちろん払うが、今後も見るとは予定のないものについては、国のほうでルールを明確にしてほしいと発言され、また定例記

者会見では、ルール自体が単純過ぎる、受信機としか書いていない、専ら映像を見るものに限ると書くのか、映像を見ることを予定していないものを除くと書くのか。いずれにしても、ルールの変更が必要になると指摘され、映像を見る予定がないものに貴重な県民の税金を支払い続けるのは適切ではないと、放送法または運用ルールの見直しが必要との認識を示されました。

知事は、日頃から今の時代にそぐわない制度を見直すと発言されており、憲法は容易に変えられないが、法律は変えることができるとして、柔軟な制度改革を訴えられておられます。また、県民の声を政策に反映する政策オリエンピックなどを通じて持続可能な県土づくりを目指し、教育、福祉、農業、防災、インフラなど多分野にわたる課題に果敢に挑戦しておられます。

そこで、知事にお尋ねいたします。NHK受信料の未払いについて、知事は全国知事会や定例記者会見で疑問を呈され、放送法の見直しなどを国に求める意向を示されましたが、どのような思いで発言されたのか、また岐阜県の未払いの調査も含め、この問題に今後どのように取り組まれるおつもりか、お伺いをいたします。

次に、教員による性暴力防止対策について、以下二点について質問をさせていただきます。

一点目に、県教育委員会における特定免許状失効者等データベースの活用と今後の取組についてを教育長に、二点目に、私立学校における特定免許状失効者等データベースの活用と今後の取組についてを子ども・女性部長にお伺いいたします。

近年、全国各地で教員による児童・生徒への性暴力事件が相次いでいます。昨年十二月に文部科学省が公表した人事行政状況調査によると、二〇二三年度の性犯罪・性暴力などにより懲戒処分を受けた教職員は三百二十人に上り、そのうち児童・生徒性暴力等に該当するのは百五十七人と全体の約五割を占め、前年度調査と

比べて三十八人増えたという結果となっており、教育現場における性暴力の深刻さが浮き彫りとなっています。児童・生徒にとつて、性暴力は心身に深刻な影響を及ぼす重大な人権侵害です。教育の場でこのような行為が繰り返されている現状に、強い危機感と憤りを抱かざるを得ません。学校は子供たちの成長と学びの場であると同時に、安全と安心が保障されるべき空間であり、そこにおいて教員による加害が発生することは、教育制度そのものの信頼を揺るがす重大な問題です。

こうした事態を受け、二〇二一年に教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律が成立しました。この法律に基づき、過去に児童や生徒への性暴力等で免許状を失効した教員や講師の情報を集約した特定免許状失効者管理システムが整備され、国公・私立を問わず教員や講師を採用する際には、必ずこのデータベースを使つて照会、確認を行うことが義務づけられています。このデータベースには、教員免許状が失効または取り上げられた者の氏名、生年月日、免許状の種類、失効取上げ年月日、事由、性暴力の類型などが記載されており、教育委員会が採用時に、過去に児童・生徒性暴力等を行った者でないか確認できる仕組みとなっています。

文部科学省は、懲戒免職・解雇の理由を子供へのわいせつ行為など五つに分類し、官報に明記する制度も導入、さらに検索可能期間は過去三年から四十年に拡充され、今年四月時点で二千六百九十八人分の情報が登録されていることです。また、過去には、改名によつて処分歴を隠し、再び教員として採用された事例もあったことから、官報には旧氏名の併記も求められています。さらに、懲戒免職などにより教員免許が失効した場合は、教育職員免許法に基づき、官報に氏名や免許状の種類などが記載されますが、免許が失効しても三年が経過すれば都道府県に再授与の申請が可能であることから、性暴力等で免許を失った者が再び教壇に立つ事

例も発生していたため、これを防ぐため、二〇二三年四月には児童・生徒への性暴力等を理由に免許状が失効した者に対して再授与を行う場合は、都道府県教育委員会が第三者による審査会の意見を聴取し、再交付を拒否できる裁量権を持つ制度が創設されました。しかしながら、他県では、こうした法制度が整備されているにもかかわらず、現場での運用が徹底されていない実態が明らかになっています。

本年七月、名古屋市教育委員会は、教員を採用する際、法律で義務づけられているにもかかわらず、子供へのわいせつ行為や盗撮などで教員免許を失効した人の情報が載っているデータベースを確認していなかったと発表し、二〇二三年四月から今年六月までのデータベースを確認せず、正規教員と常勤講師など延べ五千九百三十二人を採用していたとのことです。同様に、愛知県教育委員会でも、講師を採用する際に国が義務づけるデータベースによる処分歴の確認をしていなかったことが判明いたしました。児童・生徒を性暴力等から守るべき立場である教育委員会において、こうした確認を怠ってきたことに驚きを隠せません。

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律は、児童・生徒の尊厳を保持し、権利利益の擁護に資することを目的として、教員職員等による児童・生徒を性暴力等の防止等に関する施策を推進し、その根絶を図ることで、被害の防止、早期発見、そして適切な対処を促進し、児童・生徒を性暴力から守ることを目指すものですが、データベースの活用が徹底されていない状況は、制度の実効性を欠くものと言わざるを得ず、まさに絵に描いた餅ではないかと思えます。

さらには、私立学校についても、文部科学省が昨年度実施した調査によると、対象となった八千六百四十四人のうち七五％がデータベースを活用していなかったことが判明したとの報道がありました。

児童や生徒への性加害を未然に防ぐために整備されたデータベース制度ですが、実際にはさきに述べたとお

り、他県では公立学校においても適切に運用されておらず、また私立学校の多くでその存在すら知られておらず、現場での運用もままならない実態に対して、法制度や教育行政に詳しい専門家からは厳しい指摘が相次いでいます。

教育制度論に詳しい淑徳大学の坂田 仰教授は、私立学校に法令遵守を指導できる人材が自治体には不足している。国は、DB確認を怠った学校法人の名前を公表するなど、対応を促す強い仕組みをつくるべきだとのコメントをされておりますが、この見解は、知らなかった、勘違いしていたといった説明では、児童・生徒の安全を守れないという強い警鐘であり、教員採用という教育の根幹をなす場面において、最低限の確認が行われない状況は組織の責任と言えると思います。

また、教育政策に詳しい日本大学の末富 芳教授は、教員による一連のわいせつ事件について、盗撮やわいせつの犯罪が起こる日本の学校は安全・安心ですかと言われれば、全くそうではない。現状の日本の学校は、少なくとも人的リスク、特に大人の加害者のリスクに非常に無防備だと厳しく指摘しています。

また、学校の性暴力対策の現状については、性暴力の加害者にも被害者にも傍観者にもならないという学びが不足している。教員や保育士の養成課程でこども性暴力防止法は必修になっておらず、ストレスマネジメントの失敗が小児性愛を引き起こすという医学的知見を学ぶ機会もない、大人の側の学びが圧倒的に足りていないとも述べておられます。

こうした事態を受け、文部科学省は、教員による性暴力事件の再発防止に向け、性暴力等で教員免許状が失効した人の情報が載っている国のデータベースの利用状況について、改めて全国調査を行うと発表しました。全国調査は今年の八月八日に着手され、対象は幼稚園、小中高校の教員を採用する全国の教育委員会や学校法

人、国立の学校であります。そして、データベースを未活用の場合は対応策を尋ね、確実な登録と活用を促すと予定しています。

データベースは、性暴力等を行った者でないかを確認する上で極めて重要なツールのため、当然活用されるべきものでありますが、教員や講師として採用された後の対策もしつかりと行い、性暴力の防止に向けてより一層徹底して対応することが不可欠だと考えます。

そのような中、二〇二四年六月に成立したこども性暴力防止法では、教員だけではなく子供と接する仕事に就く人の性犯罪歴を確認する日本版DBSの導入に向けて、現在ガイドラインの策定に向けて検討が重ねられています。

ここで、簡単に日本版DBSについて説明いたしますと、教育・保育施設など子供と接する仕事に就く際、性犯罪歴がないことの証明を義務づける制度のことをいいます。既にこのような制度は英国にあり、英国では子供に関わる職種で働くことを希望する人は、DBSという機関から発行される証明書が必要となります。今回、この英国の制度を参考に、日本版DBSの制度設計がされたということです。

今年六月、子供と接する仕事に就く人の性犯罪歴の有無を確認する日本版DBSの施行準備委員会で、性暴力抑止や事実確認に防犯カメラの設置が有効との認識を示した中間取りまとめ素案が公表されました。

また、文部科学省は七月一日、名古屋市と横浜市の小学校教員の男二人が逮捕された女兒盗撮事件を受け、全国の教育長に服務規律徹底を求める文書を出し、子供への性暴力は原則懲戒免職の対象になることや、性暴力に子供の同意の有無は関係ないことなどを研修で周知するよう促したほか、盗撮防止のため、教室、トイレ、更衣室などで隠しカメラの有無の点検、教室の整理整頓、備品のカメラで撮った画像の校外持ち出し禁止など

の具体策を上げて取組を求めました。

防犯カメラの設置は、防犯システムとして子供への性暴力抑止につながるほか、性暴力の疑いが生じた場合における適切な事実確認などの際に、従事者をトラブルから守る手段となることから、面談室など児童や生徒と一対一にならざるを得ない場所などの設置に対し有効との認識を示した一方、あべ俊子文部科学大臣は、学校内の防犯カメラの設置について、複数の人の目が届きにくい限定的な場面での活用は考えられると述べ、保護者や児童・生徒などに理解を得ながら実施する必要があるとも述べられています。

しかしながら、防犯カメラ設置については、こども家庭庁の担当者が、有効な部分もあるとして可能な範囲での設置に前向きな考えを示した一方、文科省の担当者は、プライバシー保護などの観点から一律に全ての場所での設置がよいという立場ではないと述べるなど、防犯カメラの設置については賛否両論があります。

一方で、防犯カメラの設置に踏み切る自治体も出てきております。今年七月に女子生徒の着替えを盗撮しようとしたとして、中学校常勤講師の男が愛知県警に性的姿態撮影処罰法違反（撮影未遂）容疑で逮捕されるなど、教諭らによる盗事案が相次いだ愛知県みよし市において、市内の小・中学校の校舎内に盗撮防止用のカメラを設置することを決め、九月の市議会に補正予算案が提出され、来年四月から稼働させる方針としています。多くの真面目な教員にしてみれば、迷惑千万な流れです。しかし、現実には学校内で性暴力が発生している以上、多くの真面目な教員にとっても無関係とは言えません。今回の一連の事件をきっかけに、全ての教員が事案の未然防止についても一度考え直す必要に迫られているのではないのでしょうか。

先ほど述べた日本版DBSの導入は、教育現場に限らず、子供と接する全ての職場において、性暴力のリスクを事前に排除するための重要な制度です。これを機に、教育行政、学校法人、教育行政機関が一体となつて

制度の理解と運用を徹底し、子供たちの尊厳と安全を守る社会の構築に向けて、着実な歩みを進めることが求められています。今後、一件の性暴力も許してはならない。それが子供たちの幸せの基盤になるんだという強い意識を持って、私たち議員を含め全ての関係者が対策に取り組むことが重要ではないかと考えます。

そこで、教育長と子ども・女性部長にそれぞれお尋ねいたします。

一点目として、今後日本版DBSの導入が予定されていますが、現在義務づけられている特定免許状失効者等データベースの県教育委員会における活用状況と、今後教員による性暴力防止対策にどのように取り組んでいかれるのか、教育長にお尋ねいたします。

二点目として、県教育委員会と同様に、県内の私立学校においても特定免許状失効者等データベースを活用すべきと考えますが、今後、県内私立学校におけるデータベース活用も含め、教員による性暴力防止対策にどのように取り組んでいかれるのか、子ども・女性部長にお尋ねいたします。

(拍手)

○議長(小原 尚君) 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事(江崎禎英君) 私には、NHK受信料の未払いに関する私の考え方についてお尋ねをいただきましたので、丁寧にお答えさせていただきますと思います。

まず議員御指摘のとおり、現在、公用車のカーナビやワンセグ機能付携帯電話等の受信機器設備につきまして、NHKの放送受信料に係る契約漏れにより、過去に遡って支払いを行うという事例が全国各地で発生しているのは、議員御指摘いただいたとおりでございます。

しかも、問題は、支払いは自治体の申告に基づいており、支払う自治体もあれば支払わない自治体もあるといういびつな状況が生じているのが現状でございます。現行の放送法第六十四条及びNHK放送受信規約第二条の規定においては、受信可能な機器を設置することによって契約義務が発生するとの解釈がなされており、この結果、NHK放送を視聴する予定がない機器にまで契約義務を課すこととなり、そうした認識のない自治体において今回の事案が生じるようになったものと考えております。

この事案について、本県においても調査を行ったところ、カーナビや携帯電話など同様の機器が五十台ほど存在することを確認しております。また、県内の市町村に聞き取り調査を行ったところ、受信料支払いのルールを正確に認識していなかった団体も多く、未払い金額は県・市町村分を合わせると約五千万円に上ります。これらの機器は、いずれも公務中にテレビ放送を視聴することを目的として設置したのではなく、聞き取りを行った自治体からは、視聴を目的としない機器は契約対象外としてほしいとか、事業所に対する受信料制度は分かりづらいといった声が多数寄せられているところでございます。

なお、議員に御指摘いただきましたとおり、実際に放送を視聴している機器については、受信料を払うのは当然と考えております。しかしながら、明らかに使用する予定のない機器にまで貴重な県民の税金を払い続けることは、県政を預かる者として適切ではないと考えております。

また、現状では、支払いはあくまで自治体の自主的な申告に基づいており、過去に遡って支払いを済ませた自治体とそうでない自治体との間で著しく公平性を欠いている状況にあります。このような曖昧な取扱いが自治体を混乱させ、制度そのものへの信頼を失うおそれがあると考えております。

こうした問題意識から、先般青森県で開催されました全国知事会で、法制度も含めた制度の見直しについて

問題提起を行ったものでございます。制度の見直しに当たりましては、例えば視聴を目的としない受信設備の契約を対象外にすると明記するような法律制度の見直しを伴うものや、既に一般家庭で行われていますように、一件の受信契約で世帯全ての受信設備での使用が認められるといった方法を応用し、自治体における受信契約をないし合理的な本数にまとめるといった運用など、様々な方法が考えられるところでございます。

ただし、現行の法制度を無理に維持するために、利用者にプログラムを修正してスクランブルをかけさせるといった物理的な作業を求めたり、または機器を更新させるといった経済的な負担を負わせることは適当ではないと考えます。なので、あくまでルールの見直しによって合理的な解決策を見いだすことが重要と考えております。

したがって、現在本県の現状を伝えるとともに、契約方法の見直しなど、NHKとして対応可能な方策の検討を求めるため、私自身がNHK本社を訪問することを予定しているところでございます。また、この問題は、本来NHKというよりは法律制度そのものの問題であり、また本県だけでなく全国共通の課題でもあるので、NHKとの協議の結果を全国知事会と共有しつつ、全国的な議論を促してまいりたいと考えております。

○議長（小原 尚君） 教育長 堀 貴雄君。

〔教育長 堀 貴雄君登壇〕

○教育長（堀 貴雄君） 教員による性暴力防止について、私からは、県教育委員会における特定免許状失効者等データベースの活用についてお答えをいたします。

教職員として適切な人材を確保するため、令和五年四月に特定免許状失効者管理システムの運用が開始されて以来、岐阜県教育委員会では、全ての公立学校の教職員について、新規採用職員はもちろんのこと、常勤講

師や非常勤講師の任用の際にも、このシステムをしっかりと活用し、特定免許状失効者に該当していないかどうかを確認しております。

また、今年六月に県外で発覚した教員グループによる盗撮事案を受け、各県立学校及び市町村教育委員会に対し、服従規律の徹底と校内の再点検について通知をしたほか、管理職等に対し繰り返し指導するなど、組織全体で性暴力等の未然防止に取り組んでおります。

さらに、不祥事防止に関するチェックシートによる自己点検や犯罪心理学の専門家による研修などにより、引き続き教員一人一人の性暴力に対する認識を高めるとともに、今後導入される日本版DBSについても、国の通知等を踏まえ適切に活用するなどして、教員による児童・生徒への性暴力が決して起こることがないように、今後もしっかり組んでまいります。

○議長（小原 尚君） 子ども・女性部長 片桐伸一君。

〔子ども・女性部長 片桐伸一君登壇〕

○子ども・女性部長（片桐伸一君） 教員による性暴力防止対策についての御質問のうち、私からは、私立学校における特定免許状失効者等データベースの活用と今後の取組についてお答えをいたします。

教職員による性暴力等から児童・生徒を守るため、私立学校においてもデータベースの適切な活用を徹底することは極めて重要なことと捉えております。

一方で、私立学校は公立学校とは異なり、学校ごとに教員採用の頻度に違いがあり、活用度合いには大きな差があるのが現状でございます。そのため、まず常時活用できる環境整備に向けて、本年七月に県が所管する全ての法人に対して、その事前準備となりますユーザー登録を依頼し、現在所管する全七十四法人が登録を完

了したところであります。

次に、データベースの適正な活用に向けては、県が定期的に実施している法人に対する実地検査において、今年度から新たな検査項目を追加し、ユーザー登録を含めたデータベースの活用状況のほか、校内研修の実施などについても、県職員が現地で確認することといたしました。

今後とも、私立学校における性暴力等の未然防止対策の状況把握に努めるとともに、教育職員による性暴力等から児童・生徒が守られる学校現場を確保するよう、しっかりと指導してまいります。

+++++

○議長（小原 尚君）　しばらく休憩いたします。

午後零時休憩

+++++

午後一時再開

○副議長（高殿 尚君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

+++++

○副議長（高殿 尚君） 引き続き一般質問並びに議案に対する質疑を行います。五番 平野恭子君。

〔五番 平野恭子君登壇〕（拍手）

○五番（平野恭子君） 議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従い、今回は四項目八点について質問させていただきます。

まず一点目は、地域医療をめぐる課題についてお尋ねいたします。

最近テレビや雑誌などで、まちから病院が消えるといった言葉をお聞きの方もいらっしゃると思います。これは、病院、医院、歯科医院、介護事業所等の経営が非常に苦しくなっていることを端的に表した言葉だと思います。物価高、あるいはエネルギー価格の高騰、人件費の高騰などがある一方で、診療報酬は国が定めた公定価格であり、この公定価格は医療では二年に一回しか改定されないため、現状の物価に合わないなどにより医療経営を厳しいものになっています。スタッフの給料を上げようにも、診療報酬が上がらなければ現実として難しいものがある上、働き方改革の推進などによりスタッフの確保がますます難しくなっている現状を私自身も医療人の一人として実感しております。

そこで、国の政策に頼るばかりでなく、やはり県として物価高騰に対する臨時的な仕組みの構築など、苦しい地域の医療状態を踏まえ、社会情勢に柔軟に対応できる仕組みづくり、補助なども考えていかなければならないと考えます。

そして、御承知のとおり、地域医療構想は、高度急性期、急性期、回復期、慢性期といった病床機能の適正なバランスを確保し、地域の実情に即した医療提供体制を構築することが一つの大きなテーマです。県内にお

いても、医療圏ごとに病床機能報告が行われ、医療機関や自治体との協議が進められていると承知しております。その中で、医療の現場では、公的病院、民間の病院がそれぞれの役割を果たしながら連携していかなければなりません。

総務省のガイドラインでは、公立病院は採算性の低い救急医療、小児医療、周産期医療、高度医療などの政策医療を重点的に担うべきと明記されています。また、公立病院には全国で約八千億円に上る繰入金が自治体から支出されており、その財源の一部は地方交付税などを通じて総務省が支援しています。この繰入金は、民間病院では採算が合わず提供が難しい医療を公立病院が担うための重要な財政措置であり、地域医療の維持に欠かせないものです。

これは、地域の開業医や民間病院が、外科系ならば、例えば虫垂炎やヘルニアといった高度な技量や設備を要しない手術や、あるいは内科ですと高血圧や糖尿病等、いわゆる生活習慣病等の一般医療を行うなどの役割分担をして、高度医療を行うべき公的病院と連携していくことが地域に根差したそれぞれの医療機関の役割であり、総務省のガイドラインの目的でもあります。

また、このような状況の中で、現在多くの病院の病床稼働率が低いのが現状です。すなわち必要とされている病床数は減少していることを意味しています。それに合わせるため、公的病院、民間病院では病床数を減少させているところも多いですが、一部地域では、公的病院において病床数の適正化が進んでいないのではないのかとの指摘もあります。

今回の補正予算案においても、医療機関の経営強化の名の下に、病床数の削減を行う医療機関への支援として、一床当たり約四百万の給付金が交付されるわけですが、根本的な解決ではありません。単純に公的

病院だから、民間病院だからという話ではないですが、厚生労働省が進める地域医療構想の中での病床の適正化の動きに合わせて、それぞれの地域事情なども十分に考慮しながら、公的病院と民間病院が調整をしながら病床数の適正化に努める必要があると思います。

次に、医療の問題は、それぞれの地域において抱える課題は大きな違いがあります。例えば飛騨医療圏の中心、高山市は人口およそ八万二千人、日本で一番面積の広い市であり、その面積は東京都よりも広く、医療効率が悪いことは想像に難くありません。そのような状況を支える在宅医療や訪問介護体制をしっかりと整備していかなければなりません。また、基幹病院二つが市内に近接して存在し、役割分担がうまくいっていないなどの声も聞かれます。

中濃医療圏では、急性期病床の確保が大きな課題となっています。特に長良川や木曽川といった河川が地理的な障壁となっており、患者の移動が限定的です。そのため、単に地理的でなく、病院までの人の移動のしやすさなども考慮に入れた地域医療構想が必要だと考えます。

また、東濃医療圏は、回復期、リハビリ病床の受皿不足が課題でありますし、中央線、あるいは高速道路で名古屋にアクセスが便利なゆえに、医療従事者の名古屋圏への流出という問題も生じています。

西濃医療圏は医療少数区域であり、看護師等の医療従事者も少ない地域ではありますが、大垣市民病院を中心として効率的な役割分担がなされ、ほかの医療圏に比べれば問題が少ない地域だと思います。しかし、この地域も長良川や揖斐川といった河川や山間部の地形が地理的な障壁となっており、医療機関へのアクセスに課題が残されています。

岐阜医療圏は大きな病院が多く存在し、岐阜県は人口十万人当たりの医師数が二百二十一人と全国平均の二

百六十二人を下回っていますが、岐阜市に関しては四百五十七人と全国平均を大きく上回ります。これは、県病院、市民病院、大学病院など県内有数の医療機関が岐阜市に集中しているのもその要因の一つになっていると思われる。

こうした地域ごとの課題を県としてしっかりと整理し、医療機関や市町村と連携して解決に導いていかなければなりません。また、各医療圏には、前述のように様々な問題があり、それを解決していくのが地域医療構想調整会議だと思いますが、その機能を十二分に果たせていないのではないかとその声もあります。

地域医療構想調整会議は、県、医療機関、市町村など関係者が一堂に会し、病床機能の再編や在宅医療の推進を議論する重要な場であります。実際にどのような課題について議論が行われ、どの程度の合意形成が得られているのか、形式的な会議に終わるのではなく、地域医療体制の実効性ある調整機能を果たしているのかどうか重要です。地域医療の諸問題、病床数の問題、地域間格差の問題など、地域医療の在り方について、公的・民間病院を巻き込んだ議論をするためにも、地域医療構想調整会議は重要な役割を果たすべきであり、調整会議で決められた内容については一定の強制力を持つべきだと考えます。

そこで、五点、知事にお伺いいたします。

まず一点目として、苦しい医療の経営状態を踏まえ、物価高騰に対応する臨時的な補助制度の仕組みの構築など、社会情勢に柔軟に対応できる仕組みづくり、県独自の補助制度なども考えていくべき必要があると考えますが、いかがでしょうか。

二つ目に、地域の事情に合わせて、それぞれの公的病院、民間病院の役割分担を、総務省のガイドラインなどを参考に改めて検討する必要があると思いますが、県のお考えをお聞かせください。

三つ目に、それぞれの地域事情なども十分に加味しながら、公的病院と民間病院が調整をしながら、病床数の適正化に努める必要があると思いますが、どのように進めていけるのかをお聞かせください。

四つ目に、地域ごとの課題を県としてどのように整理し、医療機関や市町村とどのように連携して解決に導くか、具体的な方策をお聞かせください。

最後に、地域医療の諸問題、病床数の問題、地域間格差の問題など、地域医療の在り方について、公的民間病院を巻き込んだ議論をするためにも、地域医療構想調整会議は重要と考えますが、調整会議で決められた内容については一定の強制力を持つなど、地域医療構想調整会議の在り方をいま一度検討すべきだと考えますが、御意見をお聞かせください。地域医療をめぐる課題を解決していくことは、県民の暮らし、そして命を守ることにつながります。前向きな御意見をお聞かせいただけるとありがたいです。

次に、県立高校の体育館への空調設備の設置についてお尋ねいたします。

近年の記録的猛暑により熱中症による救急搬送も増え、日常生活の中でも命の危険を感じさせるほどです。そんな中、岐阜県において、県立高等学校の体育館の空調設備の整備については、昨年九月議会においても、中川議員、今井瑠々議員も質問されましたが、いまだ進んでおらず、これからますます気温の上昇が予想される中、この状況を放置することは大変危険と言わざるを得ません。

現在熱中症対策として県立高校における授業や部活を行う際、暑さ指数を目安に判断し、暑さ指数が三十一を超える場合には原則活動を中止することとされています。調査によると、今年七月は、岐阜地区で二十四回、西濃地区で三回、中濃地区で八回、東濃地区で三回、飛騨地区で二回、当初予定していた活動内容を変更したとのことでした。こうした中、実際県立高校に通う保護者の方や生徒より、命の危険を感じる、今しか体験で

きない学びの機会を少なくしてしまっているなどの訴えが多数あります。

先日、九月八日の岐阜高校の文化祭で、体育館を使用するのでどんな状況か見に来てほしいとの声を受けて、私も実際に体育館に行かせていただきました。九月に入っているにもかかわらず、体育館の中の温度計の温度は三十四・五度、暑さ指数は三十一で危険と記されていました。このような状態ではありましたが、生徒の発表の場でもあることから、窓を開け、スポットクーラーなどの対応をされ活動されていました。

体育館の断熱性能を向上させる工事のための費用や着工してから竣工まで相当な期間を必要とすることなどから、空調設備の整備には慎重を期さなければならないということも十分に理解していますし、設備の設置と維持管理のコストが高額であり、国の補助金がないなど財政面で大変苦しいことは承知しております。しかし、将来を担う若者に安全で快適な教育環境を提供することは、まさに県の責務そのものであり、県立高校の空調整備を最優先課題の一つとして位置づけるべきと考えますし、早期に実現していただきたい課題でもあります。そこで教育長にお尋ねします。財源不足を理由に整備を先送りすることなく、計画的かつ迅速に全校での空調設備の整備を進めるべきと考えますが、県としてどのように対応していかれるのか、お聞かせください。

次に、学校教育における児童・生徒の水難事故防止に向けた取組についてお尋ねします。

この問題に対しては、令和五年九月議会においても取り上げさせていただきました。それを受け、岐阜県では、今年度よりライフジャケットの貸出しを始められ、また学校において、服を着たまま川で水難事故に遭った場合の対処方法として着衣水泳に加え、児童・生徒が実際にライフジャケットを手にして学び、自分の命は自分で守ることを学ぶ機会となる授業を取り入れてくださる学校も増えたと聞いております。私も徹明さくら小学校での着衣水泳の授業を見学させていただきました。岐阜ダイビングセンターから講師を招いてのライフ

ジャケットを用いた正しい装着の仕方などの説明もあり、とても有意義な授業であると感じました。

県教育委員会では、川の安全な過ごし方を学ぶ教材を各学校に紹介し、児童・生徒に対する水難事故防止の啓発を促し、また同時に県の河川課作成のチラシを配布し、川特有の危険性や水難事故防止について保護者に向けても啓発されていると承知しています。加えて、全ての学校の管理職を対象とした安全講習会において、子供だけで川に近づくかないことやライフジャケットの着用など事故防止対策の徹底を図り、児童・生徒への安全教育につなげるとともに、その保護者の皆様にも懇談会等で直接説明の機会を設けていただいております。

しかしながら、今年も岐阜県内での水難事故が相次いでいます。残念ながら、七月までに二十三件の水難事故で十一人がお亡くなりになり、男子中学生一人も含まれています。暑い日が続いていることもあり、八月以降も事故が多発しており、より一層警戒、注意が必要です。

そんな中、近年猛暑による熱中症を避けるために、特に野外での水泳の授業が十分に実施されていない学校が増えていると聞いております。このことも、子供たちの水辺での安全確保に大きな影響を及ぼしているのではないかと危惧しております。

そこで教育長にお尋ねします。水難事故で児童・生徒が命を落とす事案が後を絶たない状況を踏まえ、学校現場において児童・生徒が実際にライフジャケットに触れ、使い方を知るなど、自分の命を守るすべを学ぶことが有効であると考えますが、県の取組方針をお聞かせください。

最後に、第二十回アジア競技大会及び第五回アジアパラ競技大会の機会を捉えた岐阜県の魅力発信についてお尋ねいたします。

なお、以降、アジア大会とアジアパラ大会の総称として、愛知・名古屋二〇二六大会と言わせていただきます。

最近は報道されることも増えてきましたので、御存じの方もおられると思いますが、来年、二〇二六年に愛知県を中心に愛知・名古屋二〇二六大会が開催されます。先月九月八日に県庁で開催された東海三県二市知事市長会議でもこの大会のことが議題となり、意見交換がなされたと承知しています。この大会は、四年に一度開催されるアジア最大のスポーツの祭典で、アジアのトップ選手が集い、己の力を発揮する最高の場です。二〇一六年に愛知県と名古屋市の共催で開催することが決定し、二〇一九年に組織委員会が設立され、その後、愛知県、名古屋市の行政、企業、スポーツなどの関係者により準備が進められておると聞いています。

さて、近年、我が国においては、世界レベルの国家プロジェクトが続いております。新型コロナウイルスの感染拡大により延期されましたが、二〇二二年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されました。本年二〇二五年には大阪・関西万博が開催されています。オリンピック・パラリンピックや万国博覧会は、開幕すれば大々的に報道もされますし、多くの方々が興味を持つと思います。私自身も個人的に東京オリンピック・パラリンピックには感動いたしましたし、大阪・関西万博も実際に見学させていただきました。

しかしながら、一般的な感覚で岐阜県民の視点で見た場合、直接的なメリットや関係性といったものは少ないかもしれません。大阪・関西万博では、本年六月に岐阜県の日行事として、「清流の国ぎふ」絵巻く輝く「いのち」の処方箋！と題したイベントを主催いたしました。このように、関係者の努力や創意工夫により、岐阜県のプレゼンスを高める働きかけをしてくださっていることは承知しています。しかしながら、東京も大阪も岐阜県からは遠く離れた場所であり、多くの岐阜県民にとっては、実際に体験することは難しい面

があると思います。その点、この愛知・名古屋二〇二六大会は、主に隣県の愛知県で開催されますので、岐阜県民が実際に足を運び体感することはそれほど難しくありません。

また、ここで指摘したいことは、愛知・名古屋二〇二六大会の一部競技については、岐阜県内が競技会場にもなるということです。具体的に言いますと、サッカーの会場として岐阜市の岐阜メモリアルセンター陸上競技場、ホッケーの会場として各務原市の岐阜県グリーンスタジアム、ローイング会場として海津市の長良川国際ボートコースが競技会場となっています。つまり、岐阜県民の方々が岐阜の地で実際の競技を体感することができます。アスリートや観客も岐阜県に来てくれます。

この大会を単に隣の愛知県でやっているスポーツの大会としてのみ、みなしてはもつたない気がします。折しも今年の八月三十日には、東海環状自動車道の岐阜県内における全線開通が実現し、現在は岐阜県と愛知県との相互のアクセスが格段に改善した状況にあります。この機会に、ホテル・旅館業等の関連産業の振興、岐阜県内の観光地への誘導等、岐阜県内の産業の振興につなげていく必要もあると思います。

そこで観光文化スポーツ部長にお伺いします。隣県の愛知県で開催され、岐阜県としても競技会場を提供することが計画されている、この愛知・名古屋二〇二六大会という機会を、岐阜県の魅力発信を含め、どのように活用していく予定かお伺いいたします。

以上で今回の質問を終わります。御清聴ありがとうございます。

(拍手)

○副議長（高殿 尚君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君）

私には、地域医療をめぐる課題について、五点御質問をいただいております。

まず物価高騰など医療機関への支援の問題、そして公立病院と民間病院の役割分担、さらには病床数の適正化、地域ごとの課題、そして最後に地域医療構想調整会議の在り方について御質問いただきましたが、これらはそれぞれ相互に関連する重要な課題でございますので、個々の要素に触れつつ丁寧に答弁をさせていただきますと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず昨日の答弁でも申し上げましたとおり、我が国の医療保険制度は、全ての国民が比較的安価な自己負担で高度な医療サービスを受けられる国民皆保険や患者がどの医療機関でも自由に診療や治療を受けられるフリーアクセスといった世界的に見ても極めて理想的かつ希有な制度設計となっております。また、医療機関においても、どのような診療科を標榜するかや、どこまで高度な治療を行い、そのためにどのような医療機器を整備するかは医療機関自身の判断で行うことができます。この結果、救急や周産期、高度・先進医療といったリスクが高く採算性が低いと言われる部門は、規模の小さい民間医療機関では対応が困難であるため、比較的規模の大きな民間医療機関や公的医療機関が担うことが一般的となっております。

特に医療技術の進歩に伴いまして、高度な医療技術を要する治療には極めて高額な医療費が必要となるため、こうした医療機器を導入した医療機関は、それに見合った数の治療を行わなければ経営は必然的に悪化します。同様に、医療機関の規模を維持するためには、その医療機関が有する病床数、すなわちベッドの数、これを維持するために医療スタッフの確保が求められますことから、それに見合った患者の受入れや手術等の治療を行わなければ経営は当然悪化します。

現在、我が国において、特に公立病院の大半が赤字であるということに代表されますように、経営状況悪化

の背景には、患者が自由に医療機関を選べることや地域における医療資源の状況等から、それぞれの医療機関が幅広い患者ニーズに応える体制を整備した結果、日々頑張っておられる医療スタッフの皆さんの忙しさとは裏腹に、採算性も低くなっていることが経営悪化の要因であると考えられます。

今後高齢化が進展する一方で、医療資源や財源が限られることに鑑みれば、議員がまさに御指摘されたように、疾患の種類や病状などに応じて、公立、民間を含めた地域の医療機関の役割分担と連携を進めていかなければ、医療機関の経営が成り立たず、結果的に必要な医療サービスも提供できなくなるおそれがあるところがあります。

さて、現在県内の多くの医療機関では、患者の受診率の低下、入院日数の短縮や病床利用率の低下、施設の老朽化などによる経営状況の悪化に加えまして、物価や人件費の上昇を価格に転嫁することができないといった制度的、構造的な理由によりまして、医療機関の経営はさらに厳しくなっております。

これまで県では、国の交付金などを活用して、複数回にわたり数億円単位の規模で医療機関に対する財政支援を行ってまいりました。しかしながら、この課題は、臨時的な診療報酬の改定や補助制度の創設、拡充など、緊急かつ一過性の対策だけでなく、物価や賃金の上昇を適時適切に反映した診療報酬を実現するなど、まずは制度的な対応が必要と考え、国に対して要望することから始めてまいりたいと思っております。

次に、公的病院と民間病院の役割分担、そして病床数の適正化、地域ごとの課題に対する医療機関や市町村との連携についてお答えしたいと思います。

現在、国で検討されております新たな地域医療構想におきましては、引き続き病床数の適正化に取り組むとともに、公立、民間を含めました医療機関の機能に着目し、地域の実情に応じて、「治す医療」を担う医療機

関と「治し支える医療」を担う医療機関の役割分担を明確化するための検討が行われているところでございます。こうした議論を行うためには、まさに御指摘のとおり、地域ごとの医療課題も踏まえて進めることが重要であります。これに加えて、新たに在宅医療・介護との連携が構想に盛り込まれることも予定されており、これらと密接に関連する市町村の役割も拡大してくる予定でございます。

県としては、新たな地域医療構想の策定に際して、引き続き地域医療構想等調整会議を活用しまして、例えば圏域ごとに急性期の拠点となる医療機関として高齢者救急に対応する医療機関、さらには在宅医療の提供や在宅医療と連携する医療機関といった役割分担を行うなど、医療機関の機能分化や連携などの協議を関係者と丁寧に行ってまいります。また、実効性のある協議を行うことが重要であることから、国の動向を注視しつつ、同会議の委員の増員や他の既存の会議の活用なども検討してまいります。

なお、御指摘のありました地域医療構想等調整会議は、医療法に基づき、圏域ごとに診療に関する学識経験者の団体、その他の医療関係者、医療保険者、その他の関係者との協議の場として法的に設置するものであります。また、医療法では、関係者との連携を図りつつ、医療計画において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策、その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議を行うとされており、関係者は、当該協議の場において関係者間の協議が調った事項については、その実施に協力するよう努めなければならないとされており、法的義務の下、関係者の協力を得て、より適切な提供体制を実現してまいりたいと考えております。

○副議長（高殿 尚君） 教育長 堀 貴雄君。

〔教育長 堀 貴雄君登壇〕

○教育長（堀 貴雄君） 二点御質問がありました。

初めに、県立高校の体育館への空調設備の設置についてお答えをします。

県立高校の体育館には、熱中症対策や避難所としての環境整備のため、今年度スポットクーラー型の空調機を各校にそれぞれ二台ずつ暫定設置したところです。部活動の休憩時のクールダウンなどに効果があり、熱中症対策の一助にはなっているものの、空間全体を冷やすものではない上、作動音が大きく、集会等には不向きである状況です。私も議員と同じ時期にある学校の文化祭に行き、演劇の発表を見ましたが、なかなかせりふが聞き取れないというような状況を実感したところです。

年々夏の暑さは厳しさを増し、酷暑が常態化する中、県立高校の体育館においては、生徒が熱中症で搬送された件数が一昨年六件、昨年七件、今年はもう既に九件と増加している状況です。そうした中、全国的には、都道府県立の高校の体育館全てに空調が整備されているのはまだ二都県であるものの、十五の道府県で設置計画があり、東海北陸地方を見ますと、本県を含む二県のみが計画がない状況です。そのため、県財政が厳しい状況ではありますが、引き続き国への財政支援を要望するとともに、外部資金を活用するなど、県費を抑制しながら整備する手法を含めて検討し、一日も早く県立高校の体育館に空調が整備できるよう努めてまいります。

次に、児童・生徒の水難事故防止に向けた取組についてお答えをします。

県教育委員会では、県内全ての園、学校の安全担当者を対象とした講習会において、子供だけで川に近づくがないこと、川に入るときにはライフジャケットの着用が当たり前であることを周知することで、水難事故防止の徹底を図っております。また、今年度、試験的に一クラス分のライフジャケット四十五着を購入し、希望する学校へ貸出しを開始したところです。これまでに十校から申請があり、プールや川での活動のみならず、中

には川辺の生物観察の際に使用する学校もありました。

しかしながら、議員からありましたように、今年七月、県内の中学生が川で溺れ、命を落とすという痛ましい事故が発生いたしました。この事故を受けて、改めて各学校に対して注意喚起を行ったところです。今後は、貸出し可能なライフジャケットの数を増やすとともに、関係機関と連携し、ライフジャケットの着用を含めた水難事故防止に精通している指導者を希望する学校へ派遣するなど、一層の対策の充実を図ってまいります。

○副議長（高殿 尚君） 観光文化スポーツ部長 渡辺幸司君

〔観光文化スポーツ部長 渡辺幸司君登壇〕

○観光文化スポーツ部長（渡辺幸司君） 第二十回アジア競技大会及び第五回アジアパラ競技大会における岐阜県の魅力発信を含めた活用方針についてお答えをいたします。

アジア大会は、議員から御紹介をいただきましたように、県内でも三つの競技が行われ、本県にはアジア各国から千人規模の選手団が来訪される見込みであります。この好機を県の魅力発信に生かすため、県では様々な取組を計画しております。例えば県内の競技会場や宿泊先において、アジア圏で人気の奥飛騨温泉郷をはじめ美濃和紙の紙すき体験、関の刀鍛冶の見学体験といった観光地や体験コンテンツを紹介するほか、夕食の食材に飛騨牛やアユなどの県産品を提供してまいります。また、今大会は、県民がトップアスリートの競技を間近で観戦できる貴重な機会であることから、親子観戦ツアーなど、子供たちがスポーツのすばらしさを体感できる企画について検討してまいります。

一方、アジア大会全体で見ますと、国内外から百五十万人を超える来訪が見込まれております。この夏、東

海環状自動車道が名神高速道路とつながり、本県へのアクセスが格段に向上したことを生かして、大会観戦者を県内の各地へ誘客できるよう、メイン会場周辺や主要サービスエリアなどにおける観光プロモーションにについても検討してまいります。

○副議長（高殿 尚君） 二十八番 国枝慎太郎君。

〔二十八番 国枝慎太郎君登壇〕（拍手）

○二十八番（国枝慎太郎君） では、ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、大きく三点について質問をさせていただきます。

最初に、アグリパーク構想の全県展開について、江崎知事にお伺いをいたします。

このアグリパーク構想については、今年の第一回目、二月議会で私が、そして六月定例会では伊藤秀光県議が、そして今回の質問で三回目となります。ぜひ今回の答弁は、アグリパークの実行ということで、わくわくする答弁を知事に期待を申し上げ、質問に入らせていただきます。

さて、現在岐阜県では、ぎふ農業・農村基本計画が今年度末にて終期を迎えることから、新たな計画策定が進められており、食料自給率の向上が最も重要なテーマとして掲げられております。本県の食料自給率は、過去十年以上にわたって全国の三八%よりも低い水準である二五%にとどまっております。この要因を聞いたところ、岐阜県においては、過去に国の減反政策もあり、米の生産量を減らしてきたこともあり、カロリーベースの高い米の生産を増産していくことが今後食料自給率を上げる肝となるとお聞きしております。

米の生産を増やすことも含めた食料自給率を向上させるためには、生産基盤である農地とその農地を使って食料生産を担う人の安定的な確保が前提だと思えます。特に担い手に関して言えば、全国で二〇二〇年に百八

万経営体だった農業経営体が、十年後の二〇三〇年には約半分の五十四万経営体となることが見込まれており、その証拠に、今年三月末までに県内各地で作成した地域計画の状況を取りまとめた結果として、十年後の耕作者が決まっていけない農用地等は、県全体で四三％、中山間においては五五％と大変厳しい状況が浮き彫りとなりました。

このような課題に対し、さきの六月議会で知事からは、これまでの農業政策の当たり前を見直し、従来と異なる切り口で進めていくと答弁がありました。私もこれまでと同じことをやっていては、いつまでたっても食料自給率は向上しないと思います。県では、これまで担い手確保対策として就農研修拠点ややすなろ農業塾、農業大学校など、岐阜県方式の新規就農者の育成、確保対策に取り組み、一定の成果を上げているところですが、より一層の取組の充実が必要な時期に来ていると思います。特に中山間地域を中心に、これまでの常識にとらわれることなく、農業にトライしたい方のニーズに寄り添った形で多様な担い手を確保していくことが重要だと思います。

こうしたことから、江崎知事が公約で掲げられた地域内の非農家や若者、都市住民など多様な主体が、専業はもとより兼業や副業など様々な形で農業に参画できるような場づくりを行うアグリパーク構想の実現は、今後の安定した食料供給という観点では大変理にかなっていると思います。

その反面、県民の皆さんや首長の皆さん、そして同僚の県議からは、そもそもアグリパークとは何か、またアグリパークとは公園なのか、また体験施設なのか、名前から受けるイメージと実際行うことがつながらないといった声もいただいております。私も知事がおっしゃるとおり、アグリパーク構想の実現には、県内各地で意欲ある活動主体の特色ある取組が展開されていくことが不可欠であると思いますが、その構想自体が県民の

皆さんに伝わっていない状況では、展開が見込めないと思っております。

新たな農政の基本計画の骨子案における新たな担い手確保策としては、アグリパーク構想の実行が掲げられています。まずは早急に県がこういうものがアグリパークだとしてしっかりとメッセージを発信できるよう、県内各地に特色のあるモデルケースを示していくことが重要と考えます。また、そうすることで、モデルづくりを通じて試行錯誤を行う中で、様々な課題が出てくると思います。まさにそこが地域が求める真の解決すべき課題とも言え、さらにそれを解決していくと次の取組、展開につながっていくと思います。

そこで江崎知事にお伺いをいたします。着実な食料自給率の向上には、農業を担う多様な担い手の確保が不可欠であり、そのためには早急にアグリパークのモデルケースをつくり、さらなる展開を図っていくことが重要と考えますが、知事の所感をお聞かせください。

ここで一回目の質問を終わります。

○副議長（高殿 尚君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 私には、アグリパークの構想の全県展開についてお尋ねいただきました。わくわくする答弁になるかどうか分かりませんが、丁寧に御説明をさせていただきたいと思っております。

今後、本県におきましても、農業従事者の減少が見込まれる中、県民の皆様には安全・安心でおいしい食を安定的に供給していくためには、従来の専業を基本とする大規模経営体を中心に、地域農業を担う構造から、それ以外の方々も兼業や副業など多様な形で共に農業を担っていくハイブリッド型構造へ転換していくことが必要と考えております。

アグリパーク構想は、こうした認識の下、農村地域内の非農家や都市住民など多様な主体が気軽に農業を体験し、楽しみながらノウハウを学ぶことができるスタートアップの場を設け、その延長線上で新たに農業に参入していただくことを視野に入れた農業普及のための構想でございます。

その具体的な形態につきましては、これまでも申し上げてまいりましたように、特定の地域に決まった形態で県が設置するのではなく、意欲ある主体により地域の実情や課題、農業にチャレンジしたい方のニーズなどに即した形で設置され、多様な農業者を育てていく仕組みと考えておりますと従来も説明してきましたが、こうしたアグリパーク構想の実現に向けましては、まずは本県農業が直面する課題に対応した創意工夫あふれる取組を支援する中で、具体的な姿を描き出していきたいというふうに思っております。そこでの実績を踏まえて、横展開が可能な重点推進モデルを構築するとともに、アグリパークから本格的な農業へ円滑にステップアップできるように、農地のあつせんや機器の共同利用など参入障壁の引下げにつながる支援スキームについても検討していきたいと考えております。

今申し上げました重点推進モデルの構築に向けましては、現在どのようなモデルが必要か、新たな農政基本計画を議論する中で出された意見や提案も踏まえて検討しているところでございますが、三つ要素があります。現時点では、まずは一つ目として、都市部からの移住者が有機農業を行いながら他の職業にも従事できるといったいわゆる半農半X、農業をやりながらほかの仕事もするというものなど、中山間地域に適した農業参入モデル、これが一つです。二つ目は、地域の消費者が食べたいものを作り提供する直販所を中心とした地域活性化モデルが二つ目ですね。もう一つは、これまで当たり前だった農業の形態を見直しまして、仕事の切り出しなどによって副業希望者の多様なニーズに応える農業版働いてもらい方改革モデルなどを想定しております。

こうした重点推進モデルとなる取組を農業が本格化する来年春から開始できるように、年度内で公募の形式で企画の募集を行う予定です。既に幾つかの提案が私のところに来ております。

また、本格的な農業参入に当たって、障壁を引き下げするため、気軽に農地を借りることが出来る環境づくりを進めるほか、設備投資のハードルを下げる、いわゆる居抜き型の経営継承や農業機械のシェア、就農ニーズに合わせた移住サポートの仕組みづくりなども進めてまいりたいと考えております。

○副議長（高殿 尚君） 二十八番 国枝慎太郎君。

〔二十八番 国枝慎太郎君登壇〕

○二十八番（国枝慎太郎君） 御答弁ありがとうございます。また、後ほど考えさせていただきます。

次に、一般住宅における浄化槽放流ポンプの設置について、県の対応をお聞きいたします。

皆さんも御存じのように、浄化槽とは、下水道が整備されていない地域において、日常生活で生じた汚水や尿を微生物の働きにより分解し、放流するための施設であります。浄化槽には、し尿しか処理しない単独処理浄化槽と、台所やお風呂から排水される生活雑排水をし尿と合わせて処理できる合併処理浄化槽の二種類があります。水環境を守るため、平成十二年六月二日に改正された浄化槽法によると、新たに設置する浄化槽は合併処理浄化槽のみとされ、既設の単独処理浄化槽は合併処理浄化槽への転換に努めることとされております。ここで議場に配付しました資料①を御覧ください。（資料を示す）

こちらの図は、公益社団法人岐阜県浄化槽連合会が、我々、今日議会にお見えの県議の皆さんにも送られました要望に入った図の一部でございます。この図が何を示しているかといいますと、最終的に浄化槽から出た排水を水路や側溝へ放流する際のシステムを図にしております。下の図が一般的な浄化槽でありまして、浄化

槽から出た水は、一般的には水の勾配によつて水路や側溝に放出されます。俗に言う水勾配といいまして、規定では百分の一以上の勾配で、一メートルに関して一センチ以上下がればよいとされております。

しかしながら、宅地や宅地の高さによつては、こういった勾配が取れないケースがございます。そういった場合がこの上の図になりますが、浄化槽から一旦放流ポンプ槽といつてポンプが設置してあるますの中に放流をして、次にポンプの力で強引に次のますに送り込んで、このますから自然勾配で側溝や排水路へと流す、こういったケースもございます。最近では、浄化槽と放流ポンプ槽が一体となつた浄化槽もあるそうであります。ちなみに、この放流ポンプを使用した場合は、先ほど説明しました自然放流の浄化槽に比べ、設置者は通常二基のポンプ代約三十万円に加え、電気代が日常にかかります。また、このポンプは通常七年から十年が耐用年数とされており、更新には交換費用がかかることとなります。このように、合併処理浄化槽には自然放流型とポンプによる放流型の浄化槽があることが理解をしていただけたと思います。

現在、岐阜県内には、十人槽以下の合併処理浄化槽が七万一千五百十四基設置されており、そのうち約五％となる三千七百六十三基に放流ポンプが設置されていることが公益社団法人岐阜県浄化槽連合会の調査によつて明らかとなりました。

しかし、今年八月四日の岐阜新聞の朝刊には、放流ポンプと呼ばれる装置を必要のない住宅に取り付けるケースが県内で相次いでいる。施工業者の一部が放流ポンプの設置の必要の有無を調べることなく取り付けたと見られるとの記事が掲載されました。記事の中には、必要のない放流ポンプを設置した県内の新築の一軒家に住む男性の、住宅メーカーからこちらを設置しますと言われ、特に疑問を持たずに設置したとの声が紹介されておりました。

先ほど申し上げたとおり、放流ポンプを設置すれば、施主にはポンプ代約三十万円に加え、電気代もかかります。さらに、今後ポンプの更新も必要となります。このような問題に対し、公益社団法人岐阜県浄化槽連合会では、現在実態調査とともに放流ポンプの設置について注意を呼びかけているのであります。

さらに、公益社団法人岐阜県浄化槽連合会では、今年九月に、先ほど申し上げました議場にお見えの和田議員と辻井議員以外には、全議員に対して消費者保護法の観点から浄化槽の放流ポンプ設置についての要望が送られていると思います。その要望によると、連合会の調査によって、地形的条件が同じ、平地かつ隣接する家屋において放流ポンプが設置されているところと設置していないところが混在しているケースがあったこと、一般住宅の施主である一般県民は、ほとんどが浄化槽に対する専門的知識を有さないため、必要がない放流ポンプが設置され、余分な負担が強いられているのではないかと指摘されており、岐阜県議会としても、県民を消費者保護の観点から守るためにも取り組んでいただきたいとの要望でありました。

そこで、環境エネルギー生活部長にお伺いいたします。一般住宅の浄化槽放流ポンプの設置について、県民が不必要な費用を負担することがないようにするために、今後、県としてどのような方針で取り組まれていくのか、お聞きいたします。

最後に、県立高等学校の部活動における課題について、以下三点、教育長にお伺いをいたします。

一点目、部活動の教員顧問の手当の見直しについてです。

現在、県立高校の学校部活動には、文化系、運動系を合わせて約千二百の部活動があり、多くの生徒がスポーツや文化、芸術活動に取り組んでいます。令和五年六月一部改正の岐阜県高等学校部活動ガイドラインによると、部活動の位置づけは「教育の一環として行われるものである」と位置づけられております。また、国の

ガイドラインでは、「学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者（以下「部活動顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ」と表記されております。つまり、部活動は教育の一環で行われて、責任者である顧問を必要とされております。

岐阜県においては、現在教員による顧問に加え、教員顧問と同じ権限と責任を持つ外部人材である部活動指導員によって顧問を担っていただいております。令和六年度の教職員の顧問人数は把握されていないとのことですが、県立高校の本務教員三千百五十七人のほとんどが部活動の顧問を担っているそうです。令和六年度の外部人材としての部活動指導員は百三十一人と聞いておりますが、その方々には、令和六年度時点で時給二十円プラス通勤手当が支払われております。これを覚えておいていただきたいんですが、今回、私が県立高校の部活動の課題、改革が必要だと思っ一点目は、教員による部活動顧問の手当であります。現在、岐阜県では、教員顧問による週休日や休日の部活動指導には、県費から部活動関係の特殊勤務手当が支払われております。

ここで配付しました資料②を御覧ください。（資料を示す）

こちらは、令和六年度の教職員顧問の週休日や休日と部活動の関係の特殊勤務手当の単価を表した表でございます。例えば週休日や休日に教員顧問が大会等を引率した場合は、一日当たり五千百円が支払われます。そして、こちらの部活動指導と書いてある週休日に二時間程度指導した教員には千八百円、三時間程度指導した教員には二千七百円、三時間以上指導した教員はありません。つまりは、現在県から支払われるのは、これを時給に換算すると九百円であります。先ほどの外部指導者には二千二十円の時給が支払われておりまして、岐阜県の最低賃金は千六十五円に値上がりしたばかりでございます。

また、問題なのは、先ほど言ったように、三時間程度までの手当しか払われないということは、一日指導しても日給は二千七百円しかいただけないということが今岐阜県の教員顧問の手当となっております。

また、顧問の先生が週休日や休日の部活指導をする場合、当然ながら交通費もかかります。大会へ引率する場合も別途交通費や宿泊費が発生をします。顧問に対する交通費や宿泊費は誰が払っているかというと、各県立高校の育友会、つまりは保護者の皆さんが負担をしております。保護者の皆さんから徴収した育友会の会費のうちから、各学校の事務によって育友会のお金から交通費や宿泊費が支払われているのが現実です。

冒頭申し上げたとおり、岐阜県のガイドラインには、部活動は学校教育の一環として行われるものであると位置づけられています。つまり、教員顧問は、県職員という立場、職責として部活動の指導をしていただいているにもかかわらず、部活動における週休日や休日の旅費については、県からではなく保護者から支給される仕組みは見直す必要があるのではないのでしょうか。万が一事故があつた場合、職務中なのか、個人的な活動なのかという観点からも責任の所在は不明確となるおそれがあり、教員の皆さんにとつても、送り出す御家族にとつても不安ではないでしょうか。

今議会、議第九十六号においては、物価高騰等の影響もあり、岐阜県職員等旅費条例の一部を改正する条例が提出されています。しかし、現状の仕組みでいくと、教員としての職務の一環として取り組まれている部活動の顧問の教員には適用されません。私の息子も、現在県立高校で運動系の部活動でお世話になっておりますが、顧問の先生におかれては、スポーツを通じた教育と競技力の向上のため、週末の練習、遠征試合や合宿の段取りから様々な大会にも引率していただいております。本日に教員の顧問の皆さんには感謝申し上げます。

また、今年の夏、私立高校が躍動する甲子園で、県立高校である岐阜県立岐阜商業高校硬式野球部の活躍は、

全国の公立高校の希望の光となったと私は確信しておりますし、そんなすばらしい県立高校の硬式野球部が岐阜県から選出されたことは、私たち岐阜県民にとっても大きな誇りであります。しかし、その裏には、厳しい待遇でも生徒のために尽力されている顧問の先生たちがいることを私たちは認識しなければなりません。

現在、中学校の部活動においては、教員の働き方改革のためにも、地域展開という大きな大変革が進められております。しかし、残念ながら、県立高校の部活動の在り方については変わっておりません。教員の皆様も安心して部活動を通じ、生徒たちと向き合える制度にすることこそが県立高校の部活動の魅力向上につながると思いますし、時代に応じたシステムにすることで、岐阜県の教員確保にもつながると思います。江崎知事も現在働いてもらい方改革を提唱し、政策を進めていただいております。今こそ今までの当たり前を見直し、県立高校の部活動の在り方を見直す必要があると考えますが、いかがでしょうか。

そこで一点目の質問です。高校部活動の顧問を務める教員が安心して指導できるように、週末に行う業務に見合う手当が保障され、また顧問の引率費は公費で支給されるなど改める必要があると考えますが、教育長のお考えをお聞かせください。

二点目は、県高等学校の各連盟の運営についての質問であります。

高校部活動の活動においては、全国大会へつながる大会等を運営していただいているのが岐阜県高等学校体育連盟であり、岐阜県高等学校文化連盟であります。両連盟の運営に当たっては、加盟校による負担金が大きな財源となっております。しかし、負担金は、各加盟高校の全ての生徒数割となっております。部活動に加入していない生徒の保護者も含め、全ての生徒の保護者から生徒一人当たり、体育連盟には全日制五百五十円、定時制高校は二百五十円、文化連盟には全日制四百円、定時制高校は百円で両連盟に負担金を払っていただく

制度となっております。

体育連盟の収入は、例えば令和七年度予算では、今申し上げました加盟校負担金五万八百人分によって約二千七百万円、県補助約一千三百万円、大会参加費約五百万円が大きな収入で、予算額は約五千二百万円となっております。当然ながら、生徒数が多い高校ほど負担金が増える仕組みとなっています。

現在の物価高で、競技会場等を含め大会運営経費も値上がりし、連盟の運営においても各学校の負担金だけでは大変厳しくなるとお聞きしております。さらに、今後は県内高校生の人数が年々減少していく中で、より一層各競技の大会運営は今より厳しくなることは容易に想像がつかます。

また、高校総体への出場は加盟高校単位であり、例えば通っている高校に部活がなく、民間クラブで活動している生徒が高校総体に出場する場合には、顧問を含めて高体連への登録が必要となります。両連盟への負担金、県補助、参加費の見直しや高校総体の参加資格等、運営方法も含め、未来を見据え、持続可能であり、保護者の皆様から理解が得られる連盟にすべきと考えます。

そこで二点目の質問です。今後も岐阜県の高校部活動において、生徒の皆さんが安心して全国大会を目指すためには、連盟の運営方法も、未来を見据え改革すべき時期に來ていると考えますが、教育長のお考えをお聞かせください。

最後に、部活動等の枠にとられない活動の環境整備について質問をいたします。

私の選挙区に立地する岐阜県立池田高校では、現在、池田高校の育友会会長である香田英一さん、この香田さんは皆さんも御存じだと思います。芸人の風船太郎さんであります。香田さんは大変マッチョな芸人でも有名であります。この会長の発案によって、今年度育友会に三百万かけて校内に筋トレマシーンを更新しまし

た。今年の高校文化祭では、そのマシーンを使ってベンチプレス大会が開催され、生徒と教員が一緒になって参加し、大垣ケーブルテレビでも取り上げられるなど大変盛り上がったそうです。

今後、香田会長は、池田高校に筋トレ同好会、その名もイケザップを立ち上げ、運動系部活動の生徒に対する筋トレ指導や体づくりに興味のある生徒への指導やボディビル大会に出場できる生徒の育成を目指して取り組みたいと現在も活動をされています。部活動に加入されていない生徒も、部活までは入りたくない、でも個人であれば体を動かしたいと思う生徒は少なくないと思います。イケザップのような場ができれば、放課後の居場所としても活用されるのではないのでしょうか。

しかし、生徒の受皿になろうとしても、県立学校における施設を利用しようと思うと、学校の安全配慮義務によつて顧問が必要となります。香田会長は、できないからやらないではなく、できる人にやってもらおうという考え方で取り組んでほしいとも語っておられました。

岐阜県高等学校部活動ガイドラインにおいても、県内高校生における運動習慣の二極化が深刻な問題となっていると指摘されております。また、このガイドラインでは、レクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動など、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部の設置の検討や地域との連携も推進されています。

そこで三点目の質問です。部活動までではなく、協力いただける外部指導者の方と同好会という気軽な形で高校生が新たなスポーツや文化活動に取り組むことができる柔軟な環境をつくることも、県立高校の魅力向上につながるのではないのでしょうか。教育長のお考えをお聞かせください。

以上で私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

(拍 手)

○副議長(高殿 尚君) 環境エネルギー生活部長 平野昌彦君。

〔環境エネルギー生活部長 平野昌彦君登壇〕

○環境エネルギー生活部長(平野昌彦君) 浄化槽の放流ポンプ設置に対する県の方針についてお答えいたします。

浄化槽の施工は、住宅の建築主等から請け負った事業者が浄化槽法及び建築基準法に従って行います。その際、放流ポンプを設置する必要があるれば、事業者は、消費者基本法に基づき建築主等に分かりやすく説明し、建築主等が了承した上で放流ポンプを設置しているものと認識しております。県では、このたびの新聞報道や岐阜県浄化槽連合会からの御指摘を踏まえ、関係事業者等から聞き取りを開始しましたが、放流ポンプの設置について建築主等に説明をしていない事案は現在のところ確認できておりません。

県といたしましては、引き続き関係事業者等からの聞き取りを進めるとともに、岐阜県浄化槽連合会に改めて事実関係を確認し、御指摘のような事案が確認されれば、関係事業者のほか関係事業者等により構成される団体に対し、法の規定を遵守するように申し入れてまいります。

○副議長(高殿 尚君) 教育長 堀 貴雄君。

〔教育長 堀 貴雄君登壇〕

○教育長(堀 貴雄君) 県立高校における部活動改革について、三点御質問がありました。

初めに、部活動の顧問を務める教員の部活動指導手当と引率旅費の見直しについてお答えをします。

私も二十年前まで二十年間教諭を務めてまいりました。その二十年間ずっと顧問をしておりましたが、若い

頃には、先ほど手当の話がございましたが、たったの五百円でした。そんなこともありますし、さらに議員のお言葉の中にもありました。が、日々朝から夜遅くまで献身的に部活動の指導、子供のために指導している顧問の皆さんに思いをはせ、答弁させていただきます。

県立高校の部活動指導手当は、休日に関り一日三時間を上限に時間当たり九百円を支給しておりますが、私としてはこれは決して十分な額ではないと思っております。議員と同様です。また、現在こうした手当は公費で支給しておりますが、引率に係る旅費は保護者に支援していただいております。昨年十一月に全国の状況を確認したところ、部活動の引率に係る経費については、おおむね本県と同様に保護者に支援をしていただいているという結果でした。

生徒たちがこの先も生き生きと部活動に取り組むためには、こうした課題の解決が不可欠だと考えておりますが、中学校において部活動改革が進む一方で、高校については部活動の運営形態は依然として変わらず、文部科学省からも具体的な方向性は現在示されておりません。このため、今後は、高校の部活動を取り巻く諸課題について、学校関係者等から様々な御意見を伺いながら整理するとともに、その結果を国に提言するなど、本県からこの問題を発信していけたらと思っております。

次に、県高体連及び文化連盟の運営についてお答えをします。

県立高校の部活動は、かつては全員加入が基本でした。それが平成二十一年の学習指導要領の改訂で、生徒の自主的、自発的な参加と明記されて以来、その加入状況は大きく変化してまいりました。今年五月現在、部活動加入率は約八割で、内訳は運動系が約五割、文化系が約三割です。八割といっても、その後退部していく生徒もいますので、この秋ぐらいになるともう少しその率は下がっているというふうに思っております。

一方、県高等学校体育連盟及び文化連盟の分担金は、所属する部活動が運動系か文化系かを問わず、未加入の生徒も含め、在校生の数に応じてそれぞれ算出され、保護者が負担している状況です。こうした状況は、他県等でも一般的ではありますが、一方で一律の分担金設定には様々な御意見があるのも承知はしております。少子化が進み、部活動を取り巻く環境も変化する中、両連盟が主催する大会等への参加要件、これは先ほど議員からもあったとおりです。学校単位でないと大会には参加できないといったところです。そうした参加要件や分担金、大会参加費を含む運営の考え方等については、見直しが必要な時期にもう来ているというふうに考えております。

そこで県教育委員会としては、今後両連盟の持続可能な運営体制の構築に向けて、学校関係者等と意見を伺いながら、必要に応じて国にも課題を提起し、知事に倣い全国的な議論へとつなげてまいりたいというふうに思っております。

次に、部活動の枠にとられない活動の環境整備についてお答えをします。

少子化による生徒の減少が急激に進む中、県立高校では、各学校が持つ特色や強みを生かした教育活動を展開し、魅力の向上を図る必要があると考えております。そうした中、スポーツ、文化活動に柔軟に取り組む環境づくりを進めることも、高校の魅力化につながる取組の一つであると考えております。

部活動が全員加入でなくなった近年は、高校生の放課後の過ごし方も多様化しており、部活動にとられない活動のニーズも生まれております。そのため、トレーニング室など学校施設の有効活用は、生徒たちが充実した学校生活を送る上で有効であると考えます。一方で、部活動であれば、顧問が適切な安全管理や施設管理を行います、部活動に所属していない生徒が自発的に活動する場合には、現場で誰が管理するのが課題に

なります。そのため、今後は、安全に配慮した施設の利用方法や地域人材との協力など、柔軟な活動環境の整備について、各学校の実情に合わせてそれぞれ検討していく必要があると思います。

○副議長（高殿 尚君） 二十八番 国枝慎太郎君。

（二十八番 国枝慎太郎君登壇）

○二十八番（国枝慎太郎君） 知事をはじめ教育長からもわくわくする答弁をいただきまして、ありがとうございました。

もう少し具体的にわくわくをさせていただきたいので、まず知事に再質問いたしますが、先ほどアグリパークの実行という意味では、非常に分かりやすく三つのモデル的なものを来春から公募というお話がございましたが、この三つのそれぞれのモデルに対して公募、また今までの知事のやり方であると政策オリビックという手法もあつたかと思うんですが、今回公募される理由と三つのモデルを全県域から公募をされていくのか、もう少し具体的にお聞かせいただければと思います。

続きまして、環境エネルギー生活部長に浄化槽の件をお聞きいたします。

先ほど、県のほうでも今放流ポンプの設置について調査をされたけれども、そういった案件はなかったという旨のお話がありました。先ほど質問の中でも設置数を申し上げましたが、どのぐらいのサンプルを聞いて、要はなかったという答えになったのか、お聞きいたします。

三点目です。教育長にお伺いいたします。

先ほど教育長は二十年教師として五百円というお話がございました。今、本当に岐阜県、知事も含めて、働き方改革も含めて、全国的なモデルとして今推進をいただいています。何とか教員の顧問の皆さんも、最

低賃金、ここまでは上げるといふことも県費としては難しいのか、お聞きいたします。

以上で再質問を終わります。

○副議長（高殿 尚君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 再質問ありがとうございます。

わくわくしていただくために少し踏み込んで話をしたいと思ひますけれども、アグリパークにつきましては、当初の私の着任初期の段階の議会答弁の後も、かなり多くの方からもうすぐにもやりたいといふ声がたくさんありました。その中でどういう形でやるのかという議論をする中で、これまで御説明したように、特に農業ですから、県のほうでこのパターンと決めてしまうよりも、地域によつてそれぞれ状況が違ふ、作物が違ふ、環境が違ふといふことでいろいろ調べてきたところでございます。実は、議員のお膝元の揖斐郡のほうから早くやらせろといふ声が非常にたくさん来ております。それから、実は明日の答弁でお話ししようかなと思つたんですけど、実は高校生のテーマの中でもアグリパークをやりたいというのがもう出ておりますので、そういう点ではそれぞれ皆さんイメージしながらやっていたところではございます。

それで、やり方なんですけれども、政策オリソピックの形式にするかどうかといふのは、もともととは初期の段階では思つていたんですけど、実は議論が進んでこゝまでパターンを決めてくると、課題そのものを提示して自由に提案していただきたいというのが政策オリソピックなんです、今お示したように、もう三パターンというか、我々も県内を随分回しまして、ここにはこれがありそうだなというのも整理できていますので、政策オリソピックと銘打つかどうか分かりませんが、議員御指摘のとおり、早くイメージが湧くと、このやり

方があるんだったらうちでもできるとか、逆に言うと、我々としても早く手を挙げていただいた中で、どういう支援の仕方がいいのか、何でもかんでも丸抱えでやるのか、それともうちはここまでできているからこのパターンがいいのか、その中で、先ほどお示したように、そこでやりたい方のニーズに応じて居抜き型だったりとか、機械の共同利用だったり、また作物によつて対応の仕方が変わるかなということがありますので、それを政策オリピックと言うかどうかはちよつと宿題にさせていただきますながら、年度内に公募をして、できるだけ早く具体的なイメージをお示したいというふうに思っております。

○副議長（高殿 尚君） 環境エネルギー生活部長 平野昌彦君。

〔環境エネルギー生活部長 平野昌彦君登壇〕

○環境エネルギー生活部長（平野昌彦君） 聞き取りをした対象とサンプル数についてお尋ねをいただきました。浄化槽を設置する立場として、施主、建築主の立場として、公共浄化槽を設置している市町村の職員に、二つの市町村について聞き取りを行いました。あわせまして、浄化槽を施工する立場、業者の立場の方でございますが、管工事を実施する事業者の組合の方及びその傘下の組合の複数の事業者の方にお聞きをした結果でございます。

○副議長（高殿 尚君） 教育長 堀 貴雄君。

〔教育長 堀 貴雄君登壇〕

○教育長（堀 貴雄君） 部活動の指導費のことについて本当に温かい言葉をいただき、ありがとうございます。確かに本当に九百円は少ないというふうに思っています。そうした中、この九百円の単価についてなんです、中学校の部活動が今、地域移行しております。そして、地域移行したときの外部講師に払う時給というか

一時間単位の金額が、これも市町村によってそれを下回る場合もございますが、上限千六百円というふうになっております。ですから、実は本教育委員会の体育健康課長が全国の部活動改革の協議会の委員でありますので、その課長からまた国に対してそうした額の引上げを要望していきたいというふうには思っております。

あわせて、部活動費はそうした形で公費なんですね。そして、もう一つ言うと、先ほど来あったように、旅費はPTAの方々からのお金を頂いているということで、非常にこの辺がねじれているというふうには私と思っていますので、その辺も含めまして、これは国に対して高校部活動の在り方の全体を先ほど申し上げたように話題にしていこうにこれから努力してまいります。

○副議長（高殿 尚君） 三十九番 川上哲也君。

〔三十九番 川上哲也君登壇〕（拍手）

○三十九番（川上哲也君） 通告に従い質問をさせていただきますが、今回は、小・中学校の対応に対して、県の教育委員会がもう少し関わっていただきたいなと思う二点についてであります。

その一点目として、まずは災害発生時の学校における避難マニュアルの改善についてであります。

昨今、豪雨災害が頻発化しております。今年度といえまでも六月以降であります。私のNPOが災害支援を行った自治体、鹿児島県では霧島であるとか、始良であるとか南さつま、熊本県では天草市であるとか、そのほか、先日の地下駐車場が大変なことになった四日市市など七県十六市であります。もう本当に多くの災害が起こっておりますし、私自身も全国のどこで災害が起きたかということを一つ一つ上げることではできないような状態となっております。災害は忘れた頃にやってくるという言葉もありますが、昨今は、災害はどこで

起きたか忘れるくらいにやってくる、そのくらい頻発しているのが現状となっております。

また、被災地へ出かけますと、多くの地域で、こんな災害は初めてだった、これまでこういった災害が起きたことがなかったというふうに言われるところ、あるいは危機管理課長さんでさえ、今回初めての被災だったため何をやっていいのか分からないんだというふうに相談される方もありました。災害はいつどこで発生しても不思議ではありませんし、予期しにくい災害、特に線状降水帯であるとか、予期しにくい災害も多くなってきました。

さて、話は少し替わりますが、地震のときの避難、そのスタートはいつかというところ、これはどなたでも分かると思いますが、地震が起きた後であります。緊急地震速報によつて数秒前に知ることでもできますが、本格的な避難となると地震が起つた後、つまり災害発生後になります。では、豪雨災害のときはどうでしょうか。当然のことながら災害発生後ではありません。災害発生前に全員が避難行動をすること、それによつて全ての命を守る鍵となるものであります。

このように避難のタイミングというのは、地震と豪雨災害で全く違っているという状態なのであります。では小・中学校の避難マニュアルを見てみるとどうなのかということ。先日見せていただきましたところ、ある学校では、地震と水害の避難の仕方が同じように扱われているというところもありました。また、特に豪雨災害では、こういった状況に対して先生たちが話し合いをして避難の方法を決めていくところもあります。ただ、先生方が相談をして避難方法を決めるということについては、少し危険性を感じる部分もあります。といいますのは、東日本大震災のあの大川小学校の悲劇であります。あのときも先生たちの判断がありました。さて、これまでいろんなところで災害支援を行ってきた中で、今先生たちが判断をすると非常に危険な行動

になることもあると言いましたが、その原因として考えられるのが冷静さを失うということです。災害現場へ出かけてみますと、いろんな状況を耳にします。過去の災害ではこんな事例もありました。自分の避難所はあそこだと思ったら、その避難所がたとえ床上浸水になっていて、自分の手前、その避難所までの道路ももうかなり深い水があるというのにその水の中へ入っていつて避難しようとした。ところが、膝上まで水につかって、やっと我に返って元へ戻った。そのときどうだったかということを聞いてみますと、あのとき自分は本当に冷静さを失っていたということを語られた方もありました。

また、こういった事例もありました。地震の被災地へ出かけて、朝地震が起きました。夕方その被災地へ到着しました。私たちが持っていた食料だけでは足らなかったもので、ここには非常食は取っていないのかというところで、その市の職員さんに聞いてみたら、いや、こちらに非常食がありますということで案内されました。倉庫へ行くとアルファ化米が山積みになっていました。これはなぜ出せないんだと聞いたら、いや、このアルファ米はいざというときに取ってありますという答えが返ってきました。今がいざなんじゃないかということでは話をしたら、ああ、確かにそうですということでも出すことになりました。

先ほどの水かさが増えた避難所へ行こうとした方、そしてまた避難所の対応をされていた市の職員さんは冷静さを失っていたということですが、冷静さを失ったことが悪いと言っているわけではありません。冷静さを失うことがある。特に災害時、自分に危険が迫り来るときは冷静さを失ってしまうことを前提とする。ですから、避難のマニュアルも、冷静さを失っても安全な行動を取れるというマニュアルにしておかなければならないと考えております。

そこで教育長にお尋ねさせていただきますが、昨今の豪雨を伴う気象状況では、急激に状況が悪化すること

もあります。そうしたときに先生方が判断しなければならない部分があると、冷静な判断ができないこともあり得るため、子供たちの命と安全を守ることができなくなる危険性もあると思われます。そこで、県内全域の学校における災害対応マニュアルを見直して、児童・生徒が危険な目に遭うことのないような改善を進めていただきたいと考えますが、これについてどのように対応されるか、お答えを願います。

次は、学校医とか学校歯科医師、学校薬剤師、その方針について質問をさせていただきます。

市町村立の学校では、教員の先生方以外にも事務職員であるとか、スクールカウンセラーであるとか、今述べさせていただいた学校医、学校歯科医師、学校薬剤師、そういった方が力を合わせて児童・生徒を守り育てる役割を果たしておられます。

このうち、学校医、学校歯科医師、学校薬剤師の皆様におかれましては、生徒の健康を守り、安全な学校生活を送れる基盤づくりを進める仕事をされていることは皆様御存じのとおりであり、業務としては、児童・生徒の健康診断、感染症予防、保健指導、学校の環境衛生検査、薬物乱用防止に関する指導、そして保護者の方を含めた会議でのアドバイスなど、多岐にわたるものがあります。

さらに、昨今、いろいろな面で知識を高めていかなければならない、責任も上がってきていると感じる部分もあります。その一つが、まだまだ終わった、終息したと言い切れていない新型の感染症であります。学校や保護者から様々な意見を求められました。また、アレルギー疾患の増加、学校保健法が制定された昭和三十三年頃から考えますと、明らかにアレルギー疾患で悩む子供が増えています。そして、アレルギーによる死亡ということも考えなければならぬ時代になってきております。

また、精神疾患、生活習慣病の低年齢化、不登校児や発達障がい児への対応、薬物乱用の事例増加など、学

校医等に求められる専門知識と対応能力が年々高まっていること、そして責任も増大していること、これは皆様御理解いただけると思います。このように専門的な知識を持つて責任の重い職務に当たる学校医等に対する報酬については、子供たちの健康を守り、学校保健活動を支える専門家に対する適切な評価、責任に対する評価、そして職務の円滑な遂行を保障できるものでなければならぬと考えております。

では、その学校医等の報酬、この財源は何なのかであります。この大半は地方交付税交付金であります。地方交付税交付金については今さら説明するまでもないと思いますが、自治体が必要な行政サービスを標準的な水準で提供できるよう国から支払われるものであり、交付金を算出する際に自治体が支出する費用の中に、学校医、学校歯科医師、学校薬剤師の報酬も学校経費として含まれております。

この国が定めている学校経費は、例えば標準的な小学校ですと、地方交付税の算定で標準的な経費とされる額、以後、標準的な報酬額と呼ばせていただきますが、これは一学校当たり内科医二人で、そこに眼科医、耳鼻科医で四人、これに歯科医師と薬剤師、合計六人で百三万四千円、つまり医師、歯科医師、薬剤師一人当たり年間で十数万円となります。もし実際の報酬がこれより低い場合は、児童・生徒の健康維持、増進という公的な責任の達成に多少なりとも支障を来すおそれが出てくるとなると、県の教育委員会としても対応を考えるべき問題なのではないかと思えます。

もう一回繰り返し説明します。地方交付税交付金の算定をするのに、学校医とか学校歯科医師とか学校薬剤師、それが六人で百三万四千円と決められている。それだけの額が支払われているのかという問題であります。ところが、現状は、この標準的な報酬額を下回っている自治体が少なくない。大幅に下回る自治体もあるというのが現実であります。

学校医等の報酬に関して標準的な報酬額が示されており、地方交付税の算定がなされた。しかし、標準的な報酬額より実際の報酬額が低い場合、差額はどこへ行っているのか。財政的な見地から学校医等の報酬を削減しているところもあるように思われますが、地方交付税交付金は、自治体が必要な行政サービスを標準的な水準で提供できるように国から支払われるものであり、特に報酬部分は通常の人件費と同じように、ほかの経費を削つても確保されなければならないものではないかと考えております。

先日、県の最低賃金も見直しとなりました。民間では、経営状態がよくないから最低賃金以下の給料を支払うというのは許される話ではありません。しかし、公的機関において、地方交付税の標準的な経費額として算定された報酬額に対して、実際にはそれを下回る額しか支払われていないということになります。さらに、実際に支払われる報酬として、たとえ標準的な報酬額が支払われていたとしても、国が標準的な経費額として見落としているのではないかと感じる部分もあります。

それは何かといいますと、学校まで行く距離とそれに関わる時間があります。飛驒地域でも、学校まで、例えばクリニックであるとか、薬局であるとか、そういったところから学校まで数十キロ離れているために、一時間以上かけて通っている方もありますし、高速道路を使わなければ仕事に支障が出てしまうというところもあります。

診察であるとか会議、そしてまた現場での検査、環境検査であるとか、そういったものに例えば二時間かかる。行きに一時間以上かかる。帰りもまた一時間以上かかる。合計四時間以上かかってしまうという場合も、そういった距離とか時間を勘案されたものにはなっていないのが現実であります。このため、本来の仕事に支障が出るため、辞めさせていたきたいという声を幾つも聞かれたという教育関係者もおられます。

また、検査の機器購入や検査に必要な消耗資材の購入費、これについてもその報酬額の中で、これを報酬額として支払うから、その中から機器を買つてよとか、消耗資材はその中から買つてよというように支払わせているという自治体があるということも聞いております。本来、報酬は報酬でしっかり支払われ、機器購入や消耗資材の購入費は別会計となるべきものであります。

また、最近ではこんなこともありました。今いろいろとネットの問題が出ておりますが、ネットでの誹謗中傷、ささいな話をネットに書き込まれて本当に困ってしまった。学校に勤務せずに自分の仕事だけやっていれば、ネットに書き込まれることもないから辞めさせていだけたいという内容の言葉もありました。

このように様々な課題がある中でも、使命感を持つて頑張つておられる医師会や歯科医師会、薬剤師会の皆様に対して、学校経費としての標準的な報酬額を提示し、お互いに理解し合つた中で報酬を決めているところとは一体だけあるのかと感じてしまいます。少なくとも、その報酬額が地方交付税の標準的な経費額より少ないところは、そういった話し合いは行われていないと考えます。標準的な報酬額と比較して低い額にするのであれば、少なくとも話し合いによる理解がなければならぬと思いますが、現実に行われていないところ、一方的に決められているところが多いのではないのでしょうか。

こうしたことから、学校医等は、学校を守る、しっかりした教育を行うためのメンバーの一人として認識されていない部分もあるように思われてしまいます。しかし、医師の皆様も、歯科医師の皆様も、薬剤師の皆様も、本当に崇高な思いで業務に当たつていただいているというのが本当のところであります。教育長、ぜひこの崇高な思いにお応えいただけないかと思っております。

さて、ここで教員について考えてみますと、岐阜県内の公立高校は当然県内同一の給与体系であります。こ

れに加えて、市町村立の小・中学校の先生方についても、市町村の財政がどうであろうと、その勤務している学校の児童・生徒数が多かろうが少なからうが、県内どこで勤務しても給与体系は同一であります。これに対し、学校医等の報酬について教育関係者から耳にした言葉は、このまちの人口規模から考えると報酬額はこれくらいだろうとか、県内同じくらいの財政規模の自治体と同じくらいでよいだろうというような言葉を耳にします。しかも、地方交付税額に算入される額よりも、実際は報酬は低いということが見受けられます。

そこで教育長にお尋ねしますが、まず一点目として、標準的な報酬額というものは、児童・生徒の健康を守り、安全な学校生活を送れる基盤づくりをするための仕事として、学校医等の専門性を正當に評価し、職務に対する意欲を高めるだけでなく、質の高い学校保健活動の維持、向上のために大切なものであると考えておりますが、教育長は、標準的な報酬額が定められている意義についてどのようにお考えでしょうか。そして、標準的な報酬額と比較して低い水準の報酬決定がなされた場合のデメリットについて、どのようにお考えでしょうか、お答えください。

二点目として、標準的な報酬額を御存じないとか、知っていても、学校医等の報酬額が標準的な報酬額と比較して低い自治体が多いと言わざるを得ない状況であるため、県内各市町村に対して標準的な報酬額をしっかりと認識していただくとともに、学校医等の報酬に関する交付税措置は、地方自治体が学校保健安全法に基づき、学校医等に適切な報酬を支払うことを前提としているものであるということ、そして学校医等への報酬は、子供たちの健康を守り、学校保健活動を支える専門家に対する適切な評価と職務の円滑な遂行を保障できるものでなければならず、低い報酬額を設定することによってそれが阻害される危険性もあるということなど、報酬の重要性を認識していただくことが今後の改善へ向けた一步になると考えますが、教育長のお考えをお答え願

います。

三点目として、標準的な報酬額は、昨年度から今年度にかけても改定されております。しかし、改定されたことを踏まえて、市町村の医師会、歯科医師会、薬剤師会と協議することもなく金額を据え置いたり、その上昇幅を小さく抑えるなど、報酬額を一方的に決めているところも少なくないため、改定ごとに市町村の医師会、歯科医師会、薬剤師会と報酬額の改定について、お互いに理解できるような協議の場を設けることを促すべきと考えますが、これについて教育長のお考えをお答え願います。

この質問につきましては、これまで児童・生徒のためにと奉仕の精神を持って対応してこられた学校医等の皆様から、ぜひ改善されるよう期待している声が届いております。前向きな答弁を期待し、質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

(拍手)

○副議長（高殿 尚君） 教育長 堀 貴雄君。

〔教育長 堀 貴雄君登壇〕

○教育長（堀 貴雄君） 大きく二つ、四点について御質問がありました。

まず初めに、学校における災害対応マニュアルの見直しについてお答えをします。

近年自然災害が激甚化、頻発化する中、災害時の児童・生徒の引渡しなど、そうした対応についての根拠となる学校の災害対応マニュアルを適宜改定することは、児童・生徒の命と安全を守り切るために大変重要なことだと考えております。

県教育委員会では、南海トラフ地震臨時情報の運用開始など新たな対応が求められる際には、各学校のマニ

ユアルの基となる各市町村教育委員会の災害対応マニュアルを改定するように依頼し、その内容を点検しております。これは、県の教育委員会でそれぞれの市町村教育委員会のマニュアルを点検しているということです。また、次に、各学校のマニュアルについては、各市町村教育委員会及び各学校の安全担当者を対象とした講習会において点検しているところです。その際、内容に不備がある場合には、所管する市町村教育委員会に改定の進捗管理を依頼しております。今後、マニュアルの改定が必要な際には、危機管理部や岐阜地方気象台と連携し、見直しのポイントを作成し、これを基に各学校の災害対応マニュアルを改善するよう、各市町村教育委員会に対して指導してまいります。

次に、大きく二つ目、学校医、学校歯科医、学校薬剤師の報酬についてお答えをします。

地方交付税の標準的な経費の意義と、それと比べ報酬が低いことのデメリットについて、まずお答えをします。

学校では、児童・生徒の保健管理を適切に実施するため、勤務する全ての職員が連携し、組織的な学校保健活動を推進しております。とりわけ学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の先生方は、児童・生徒の健康保持、増進を支えるために不可欠な存在となっております。そのため、学校医等の配置は、学校保健安全法で義務づけられておりますが、その報酬額として全国的に見て標準的と考えられる金額が地方交付税により措置されているものと認識をしております。

地方交付税は各自治体の一般財源となるため、実際に支払われる報酬額は市町村において適切に決定されることとなります。決定された額と標準的な報酬額とが乖離している場合、その説明は市町村においてなされるべきものなのですが、その決定額が著しく下回っているといった場合には、学校医等の職務遂行に支障を来し、

児童・生徒の健康管理に影響を及ぼす可能性があると考えております。

次に、市町村に対する周知と市町村の歯科医師会等との協議の場の設置については、併せてお答えをいたします。

学校医等について、地方交付税で措置されている人数や金額は、毎年十月から十一月頃に文部科学省から県教育委員会へ通知されており、県教育委員会からは速やかに各市町村教育委員会へ周知をしているところです。その後、各市町村が学校医等の報酬額を決定するに当たっては、この通知を参考に、地域の実情や近隣市町村との均衡も勘案し、決定されるものと考えております。市町村が適切に報酬額を決定できるよう、引き続き県教育委員会としては迅速な情報提供に努めてまいります。

また、報酬額決定のプロセスでは、まず市町村と地域の医師会等が同じ情報を共有することが重要であり、それが前提となると思っております。その上で、報酬額が少ないため、学校医等の先生方がその職責に誇りと使命感を持って御対応いただくことが困難とならないよう、市町村と地域の医師会等が緊密に意思疎通を図りながら決定されるように働きかけてまいります。

なお、市町村教育委員会と学校、地域の医師会等が子供の健康増進などについて日頃から話ができる、そうした関係にあることは望ましいことだと考えております。

○副議長（高殿 尚君） 三十九番 川上哲也君。

〔三十九番 川上哲也君登壇〕

○三十九番（川上哲也君） 御答弁ありがとうございます。

二問目のことについて、再質問をさせていただきたいと思います。

地方交付税の算定に学校医とか学校歯科医、学校薬剤師の金額が算入されているということで、それに含まれているものは、それは学校へ通うときだけではなくて、やはり例えば平常時の責任というものも含まれていると思います。いろんなことを学校から聞かれたりとか、そういったこともあるので、そういった責任という部分についても適切に評価をしていただきたいと思っておりますし、昨今、学校医、学校歯科医師、学校薬剤師というものの成り手が、積極的に私それをやりたいという方が実は減ってきておるんです。

これは何かというと、先ほどのようないろんなことが原因、時間とか、そういったものも勘案されないと、いろんなことによつて、学校医、学校歯科医師、学校薬剤師の成り手が減少している。やむなくやっていると、いう方が増えているというのが現状であります。ですから、本当にそういったことを考えても、気持ちよくやっていたるようにしていくことが絶対必要であります。

そこで、先ほど連携を取っていくというふうにお答えいただきました。そのとおりで、ぜひお願いしたいと思いますますが、どうやって連携を密にさせていただくような、その方策についてももう少し詳細に教えていただけたらと思います。よろしく願います。ありがとうございます。

○副議長（高殿 尚君） 教育長 堀 貴雄君。

〔教育長 堀 貴雄君登壇〕

○教育長（堀 貴雄君） まず最初にお話のあった三師の方が、学校訪問時だけではなく、常時学校のことに對して貢献いただいていることは私も十分認識しております。例えばコロナ時においては、いろんな悩みがありますと、各学校はそれぞれ校医さんや薬剤師さんにいろんな形で情報提供していただいたり、また相談相手になつていただいたことに對しては、本当に学校現場は感謝しているというふうに私は思っているところです。

さて、そうした思いをお伝えしつつ、後半の御質問ですが、そうした先生のお言葉を借りると、協議の場とあった部分なんですが、答弁でもお話ししたように、先ほど申し上げたように、そういった実際顔を合わせる
ときだけではなくて、本当に日頃から学校とそうした三師の方々との間で意思疎通、コミュニケーションがし
っかり取られている関係ができてというのが私は第一だというふうに思っています。

とはいうものの、なかなかそれができないといった場合には、例えば県の教育委員会と三師会との間では、
三年に一度そうした協議の場を定期的に持つておりますので、もし各市町村において、今先生から御指摘いた
だいたような状況があるということをこちらが認知した場合には、各市町村に対して、県の例を示しながら、
お互い気持ちよくコミュニケーションを取り、三師の方々が崇高な思いを持って働いていただけるよう、私ど
もとしては努力してまいります。

○副議長（高殿 尚君） 二十五番 酒向 薫君。

〔二十五番 酒向 薫君登壇〕（拍手）

○二十五番（酒向 薫君） 議長よりお許しをいただきましたので、通告に従い、大きく二点について質問をさ
せていただきます。

最初に、県有施設に関する今後の在り方の方向性についてお聞きをいたします。

昨日、一般質問において、伊藤秀光議員、判治議員からもこの類の質問がありました。江崎知事からは、全
ての事業の見直しを部局横断的なプロジェクトチームを立ち上げ推進するなど、来年度予算に反映させると答
弁がございました。私は、県有施設の現状と改善について深掘りをして質問させていただきます。

県内には、文化施設、スポーツ施設、産業支援施設など数多くの県有施設が存在しております。これらは県

民の貴重な財産であり、県の施策を具体的に推進する拠点でもあります。しかしながら、必ずしもその活用が十分であると言えず、利用者数や稼働率の面で課題を抱える施設も見受けられます。

そこで、県有施設については、単なる維持管理にとどまらず、地域の活性化や施設の魅力向上につなげる積極的な活用策を打ち出すべきものと考えます。例えばスポーツや文化イベント、産業振興の交流拠点として多様な活用を図ることで、施設そのものの魅力を高めることができるのではないのでしょうか。また、その実現には、市町村や地域団体、そして企業との連帯が不可欠であります。施設の運営やイベント開催について、県が一方的に企画するのではなく、地元市町村や住民ニーズを踏まえつつ、地域に根差した使い方を進めるべきものだと考えます。

また、県都岐阜市を中心に施設が集中している現状から、県民の皆さんからは、遠方では利用しにくい、もっと身近な地域での利用機会を増やしてほしいという要望が出ております。特に未来のある子供たちには、どこの市町村に住んでいても、よい環境の県有施設を提供していくべきだと考えます。

最近県では、県有施設の利活用に向けた取組が積極的に行われております。例として一つ、県庁舎二十階の展望台を一般開放、二つ、県庁舎一階GALLERY GIFUにおいて、本県を象徴する観光、文化、産業などをテーマにした様々な魅力発信の展開、三つとして、歴史的、文化的価値の高い旧県庁舎を利活用する事業の募集、四つ目に、南飛騨健康増進センターにぎわい創出を目指し、民間から利活用を募集、そして五つ目には、岐阜信用金庫による岐阜メモリアルセンター野球場、新日本ガスによる岐阜県長良川球場のネーミングライツ、こういったものがあります。

また、県有施設の課題として考えられるのは、一つ、現在県が保有する主な施設の利用率、維持管理及び耐

用年数など、利用率については、施設ごとの利用実績を定量的に把握し、地域ニーズとの乖離を分析すること、維持管理については計画的に実施し、修繕・更新費用の平準化を図ること、耐用年数への対応としては、耐用年数を超えた施設の割合を把握し、優先順位をつけて更新すること、そのような取組により、限られた財源の中でも、公共施設の安全性、利便性を確保し、持続可能な運営を目指す必要があります。

二つ目には、高齢者、障がい者、妊産婦、子供など、誰もが安心して使える施設、つまりバリアフリー化にすること、地域福祉や安全確保にも直結します。

三つ目には、南海トラフ地震などの災害時に避難所として機能強化ができること。

四つ目には、人口減少を見据えた多機能化、複合利用、単機能施設だけで維持するのは非効率であり、地域コミュニティの核として、多様化、複合利用、民間活用などの展開が必要です。

五つ目には、施設運営に指定管理制度、PFIなどの民間のノウハウを導入すること。それによってコスト削減や利用者満足向上を図ることが必要になってきます。

六つ目には、ネーミングライツを広く活用し、県の収入を得ることが大事だと思います。このようないろいろな活用がございます。

ここで少し話は替わりますが、県有施設を有効利用する私の提案の一つを申し上げたいと思います。

岐阜県は飛騨牛をはじめ、ほらどキウイ、円空里芋、美濃白川茶、蜂屋柿、富有柿、イチゴ、アユ、日本酒などの多種で質の高い農畜産物に恵まれています。そこで、岐阜県産品のブランド力を高め、農業振興や観光振興、そして地域経済の活性化を図る上で、県内の農畜産物を一堂に集めた大規模な直売所、（仮称）岐阜県食と農のショーケースを県有施設内に設置することは有益であると考えます。

こうした魅力ある産品を一か所で見ても、買って食べられる拠点を整備することでもあります。県内外、インバウンドからの来訪者に岐阜県の魅力を強く発信できるとともに、県内各地の生産者の販売拡大にも直結します。現在、残念ながらこういった大規模な施設は持ち合わせてはおりません。また、この施設の立地につきましても、やはり中央である必要がありますから、これは関市がベストであると考えます。関市においては、東海北陸自動車道や東海環状自動車道など、関市とその周辺には四か所のインターチェンジがあり、交通の結節点に当たります。岐阜県全体の情報発信拠点として大変優れた立地条件を備えており、その点からも関市がベストであると考えます。

なお、農畜産物の調理には包丁など刃物が必要となります。ちなみに、関市のふるさと納税は、令和六年度約五十二億円と東海三県では名古屋市中で二位であります。五十二億円の大部分は、世界三大刃物産地であり、折れず、曲がらず、よく切れる、関の刃物があるからであります。この直売所にも関の刃物が陳列されることで発信力が高まると考えています。

今後、県が中心となっていたとき、民間や地域の方々のお知恵をいただきながら、持続可能な形で、例えばこのような県有施設の利活用を積極的に推し進めるべきだと考えております。江崎知事が推奨されます安心とワクワクの岐阜、人とモノが集まる岐阜、みんなで実現をしようではありませんか。

そこで知事にお尋ねをいたします。いろいろ申し上げましたが、県財政が厳しい中、今ある県有施設をどのようにに活用し、どのように維持していけるのか、今後の方向性について知事のお考えをお伺いいたします。ここで一回目の質問を終わらせていただきます。

○副議長（高殿 尚君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 私に県有施設に関する今後の在り方の方向性についてのお尋ねをいただきました。

県有施設は、議員御指摘のとおり、貴重な県費を使つて建てられた県民共有の財産でございます。このため、最大限県民の皆様に御利用いただき、設置目的を果たすとともに、さらなる県民サービスの向上や地域の活性化にも貢献できるように、今後大きく二つの視点に立つて施設の在り方を見直し、有効活用に取り組んでまいりたいと考えております。

まず一点目でございますけれども、民間活力の導入でございます。既に岐阜市司町の旧県庁舎につきまして、サウンディング型市場調査を行った結果、県の財政負担なく民間主導での利活用の可能性が確認できましたことから、現在事業者を公募しております。また、南飛騨健康増進センターでも同様にサウンディング型の市場調査を実施しているところでございます。

他県におきましては、都市公園におきまして、民間企業のアイデアを取り入れて集客力を高めることで、約二億円あった指定管理料をゼロにした事例も報告されておるところでございます。今後、建物の機能や立地条件などを勘案し、施設自体に稼ぐポテンシャルがあるものにつきましては、これまでの使い方にとらわれることなく、民間のノウハウや資金を導入して、その有効活用に取り組んでまいります。

そして、二つ目の取組でありますけれども、低コストでの再整備の推進をしたいと思っております。特に学校施設や福祉施設をはじめとしまして、県民生活を支える上で必要不可欠な県有施設は、厳しい財政状況の中にあっても県がこれを維持していく必要がございます。また、多くの県有施設で老朽化が進んでおりまして、利用環境の改善も含めた早急な対応が必要になっておるところでございます。こうした問題に対しまして、こ

れまでは補強や補修を行うことで施設の延命を図ってきたところですが、利用者の利便性や快適性を考えた場合、施設の延命を続けることが果たして正しい判断であるのかはやや疑問に感じているところでありま

す。
したがいまして、今後は、建築部材や建設技術の進歩によりまして、十分な強度と快適性を確保しつつ、規模や用途によってはより安価に建設できる工法や建設費と維持管理費を低減できる、いわゆる平家建てなどの採用を検討してまいります。

加えて、今後想定されます人口減少や人口構造の変化に伴う施設需要の変化を踏まえまして、規模の見直しや一施設当たりのコストの低減を図りながら再整備を推進し、利用者にとって快適な利用環境を提供してまいります。こうした取組によりまして、施設整備の費用を抑えつつ、県有施設の利便性向上と有効活用を進めてまいりたいと考えております。

○副議長（高殿 尚君） 二十五番 酒向 薫君。

〔二十五番 酒向 薫君登壇〕

○二十五番（酒向 薫君） 御答弁ありがとうございます。

ちよつと漏れた部分がありますので、また後でお聞きをしたいと思ひます。

続いて、二点目でございますが、長良川鉄道の地域における役割と持続可能な運行に向けた支援についてお聞きをいたします。

ここで、お手元の議場配付資料、長良川鉄道の輸送人員と経営状況の推移というものを御覧いただければと思ひます。（資料を示す）

第三セクター長良川鉄道は、一九三四年に国鉄越美南線として開通し、美濃太田駅から北濃駅まで計三十八駅あり、総延長七十二・一キロメートルでございます。美濃加茂市、富加町、関市、美濃市、郡上市の沿線を走ります「ナガテツ」の通称で親しまれております。これから略して長鉄（ナガテツ）と呼ばせていただきます。

開通から九十一年が経過し、二〇二四年度の利用者は約七十七万四千人で、一九九二年の最盛期の約百八十万人の半分以上となっております。二〇二四年度の経営損失は約三億九千八百万円に達し、新聞報道によりますと、赤字補填は沿線五市町村だけで約一億六千七百万円に上がっています。老朽化も進み、線路や橋の修繕車両の検査、枕木やケーブルの交換といった設備投資、維持に関しては、国や県を含めて、二〇二四年度、約十億三千四百万円の支援を受けています。このほかイベント関係の補助金もあり、総額約十一億二千万円の公費が注入されています。

このような状況において、本年三月、美濃白鳥から北濃間、郡上八幡から北濃間など、郡上市内での赤字区間の一部廃止案が検討されています。また、この十月十八日からは、経費一千万円を減額するためにダイヤ改正が実施をされ、三十一本を対象に減便、区間変更となることも決定をいたしております。このような状況においては、将来長鉄自体が廃線になるのではないかと思う住民、県民も少なくないと思います。

さて、私は、昨年十月、「乗って残そう長良川鉄道」と銘打って参加者を募集し、郡上市大和町の老舗料亭へ天然アユ、ジビエ、山菜などの地元ならではの特産物を食べに、定員四十人、満員一両を貸切りチャーターして片道六十キロの鉄道の旅をしました。

関市各駅から乗車された皆さんは、世界農業遺産「清流長良川の鮎」の長良川上流の郡上市は近くではあり

ますが、国道百五十六号線を自動車で行くことはあっても、なかなか各駅停車の長鉄を使つての行楽の機会はありません。参加者の皆さんは、こんなに長良川はきれいで、山の緑が初々しく見える、まさに日本の原風景で白山文化を見た、こんな身近な郡上市がすばらしいとはよその県に旅行に来たようだ、まさに灯台元暗しだ、原風景をさかなにお酒を飲めて極楽、極楽と、とても満足をされてみえました。最近は何かとせわしい日々を過ごしている皆さんにとって、のんびりスローライフを味わうことができたと思います。この企画は成功裏に終わったと思っております。

県内には、このほかにも第三セクターとして樽見鉄道、明知鉄道があります。いずれも経営損益は赤字で、二四年度、樽見鉄道は約八千四百六十八万円、明知鉄道は約一億三千五百三十三万円の赤字であります。また、養老鉄道を加えた鉄道四社でつくる岐阜ローカル鉄道連絡会議において、ローカル鉄道の運営に関する調査・研究や相互に連帯した広報PR、利用促進が行われています。前座長を務めた樽見鉄道の不破道夫社長は、県内ローカル鉄道を守っていくにはどうしたらよいのか、四社のこれからの連携、連帯について次のように語つてみます。

お互いに助け合つていくのがこれからの地方鉄道の在り方だと思う。営業担当間の情報共有を図り、一緒にグッズを作ったり、イベントを開いたりするほか、車両の部品を融通し合ったりすることもある。抱える悩みはどの会社も似ている。地域の鉄道を未来に残していくために知恵を絞りたいと語られました。

これらの地域、沿線住民とのつながりを重視した取組を進めております。例えば、現在樽見鉄道は、無人駅十六駅で十八人の市民駅長制度が十年目の節目に当たっております。駅長はボランティアであり、駅の掃除、草刈り、見回りなどを行い、特に大雨、大雪で災害があればいち早く駅に行き、その対応をしておられます。

ある駅長は、樽見鉄道は誰でも気軽に立ち寄り、リラックスできる場所にしたいと意気込んでおみえになります。

また、養老鉄道に関しては、今年の八月から沿線の神戸町が養老鉄道支援のためにふるさと納税を活用したクラウドファンディングを創設し、養老鉄道の運営を応援しています。九月三十日現在で約百七十人の方から約四百万円の寄附があると伺っております。

また、公共鉄道への県の支援については、名鉄広見線の関係ではありませんが、知事は八月の記者会見の中で、人口が減るから経営が成り立たなくなるといのは日本中どこでも同じ話なので、まずは線路、そして鉄道を維持するためにはどうやって乗客を増やすのか。この議論がないまま支援する、しないという議論はまずしないということです。今実際に関連する首長さんたちとも話をしておりますが、実際は誰が使って、誰がさらにこれを使う可能性があるのか、そのときどういうサービスができるかというお話をしましょうと発言されました。まさにこの発言はごもつともの発言だと思えます。

この知事のごもつともの発言に対して、長鉄のことを御説明させていただきます。

長鉄は以前より存続に危機がございまして、経営の改善と増収への取組と題して、利便性向上、利用促進、地域の活性化を日々実施しております。少し詳しくお話をさせていただきます。長鉄の三大魅力、鉄道自体の観光化は、一、車窓からの清流長良川の景色、二、観光型車両の運行、三、昭和の面影を残す旧国鉄越美南線時代からの鉄道施設、その中で企画観光列車の運行として代表的なものは、平成二十八年四月二十七日に導入しました観光列車ながらであります。

これは、ななつ星 in 九州、ゆふいんの森など、全国数々の観光列車のデザインをされた水戸岡鋭治先生が

デザインをされました。二〇二三年からはおばんざい列車、二〇二〇年からは鮎料理列車、二〇一三年からはこたつ列車なども運行しています。そのほかにも、宅急便の代行輸送、越美南線駅スタンブラリー、JRとコラボして開催したJRさわやかウォーキングなど、多種多様な企画列車やイベントを実施しております。また、オリジナルグッズや鉄道模型、キーホルダー、爪切り、手拭い、煎餅、カレーなども販売をしています。

沿線自治体、企業との連携においては、食品サンプル列車、長良川わくわくたんけん号の運行、子供を対象にした車庫の見学会なども実施しております。昨年八月には、越美南線全線開通九十周年記念感謝祭を「長鉄への愛着醸成と鉄道利用促進及び沿線地域活性化」と題して盛大に開催をいたしました。また、この八月は、長鉄に乗ることをイベント参加の条件として、「ナガテツがつなぐまち企画」をテーマに関駅、美濃太田駅の二駅で若者を中心としたイベントを開催しました。

清流長良川を冠する長鉄は、一千有余年の歴史のある小瀬鵜飼のように、いつまでも記憶に残る列車という思いを込めて、ブルートレインをイメージしてデザインした「新造ナガラ六〇三号」のニックネームをこの九月末まで募集するなど、地域住民に根差した鉄道を目指しております。また、全国レベルの取組は、銚子鉄道、えちごトキめき鉄道との三姉妹鉄道提携や台湾をはじめとするインバウンド誘客促進として、フジドリームエアラインズとの業務提携、協力に関する協定を締結しています。

利用者ニーズにおいては、車掌が乗っていないワンマン運転がされているため、運賃の支払いとしてPay Payやタッチ決済対応の利用が可能となっているほか、コンビニでは、長良川鉄道一日フリー切符の購入もできるようになっております。

先日、心温まる新聞記事がありました。月一回、独り親家庭にリーズナブルに食事を提供している郡上市大

和町の飲食店経営者の御夫婦が、みんなに一度でいいから列車に乗せてあげたいと、初秋の長鉄遠足と銘打って観光列車であるリニューアルされた食品サンプル号を貸し切り、クラウドファンディングで集めたお金で六十五人の親子を招待いたしました。郡上市内約一時間二十分の遠足は、笑顔の絶えない一生の思い出になったものと思います。長鉄は線路の上を走るだけの鉄道ではありません。人の心を運び、地域の思い出を積み重ね、世代を超えて受け継がれている、そのことを改めて教えてくれた出来事だと言えます。

これから観光利用の拡大に向け、沿線自治体と連携して様々なアイデアを打ち出して取り組まれることと思いますが、知事が進める肝煎りの政策オリンピックを活用して幅広くアイデアを募るのも一案だと考えております。また、国の社会資本整備総合交付金などを活用し、まちづくりとの連携により、鉄道の再構築に向けても後押ししていただければと思っております。

創意工夫を凝らして様々な経営状況の改善に努力をしておりますが、通学生徒及び住民の移動手段の減少は歯止めがかからず、車両や施設の老朽化、燃料費や人件費の高騰による経費増大、そして慢性的な赤字からの脱却は、長鉄経営自助努力の限界を超えるものがあります。

ちなみに、沿線五市町の合計人口は、二〇〇五年で約二十二万二千人、二〇一五年で二〇〇五年と比較して一万二千人減、約五%減の二十一万一千人、二〇二五年で二〇〇五年と比較して約二万人減、九%に当たります。そして、今人数が二十万二千人ということになり、大きく人口が減少をしております。中濃地域は沿線五市町村があるんですが、御存じのように、もともと中山間地域であり、市街地と違って人口増が見込まれるところではありません。それゆえに、人口減少は長鉄利用者の減少にストレートに影響があります。

ここで、ローカル鉄道の利用者減少という課題に対する創造的方向性の一つとして、鉄道が単なる移動手段

ではなく、乗ること自体を楽しむということに着目した考えを紹介したいと思います。韓国の女性で、観光社会学者のアン・ウンビョル東京大学助教は、日本の地方鉄道は沿線住民の生い立ちそのものであり、世界で唯一無二のものだと称賛されております。地方鉄道のアトラクション化を主張しています。地方鉄道はただの移動手段ではなく、観光そのものを演出する舞台として機能しています。演劇で例えるのならば、舞台は電車、役者はお客だとローカル観光列車を表しております。

また、世界に類のない日本固有の古きよきものとして、書店にある時刻表や鉄道コーナーは、民族的、文化的意味を見だし、利用者の行動や経験を結びつける世界に誇れる日本の文化だと評価しております。そして、鉄道を取り巻くメディア性、メタ性、例えばテレビドラマ、映画などの関連から、地方鉄道の魅力や意味をより広範囲に観光地活性化にとでも寄与しているとも述べております。

以上のことから御理解がいただけたと思います。単に一鉄道会社の経営問題ではなく、地域住民の暮らしを守り、地域の社会を維持するための公共的課題として捉える必要があります。

なお、公共的課題であるという観点から、県の厳しい財政状況は承知しておりますが、引き続き財政支援をお願いしたいと思います。

そこで知事にお伺いいたします。多くの現状と課題について申しましたが、長良川鉄道について将来の存続を危惧していますが、地域住民の生活や観光振興に果たす役割を県としてどう考え、今後どのように後押しをしていかれるのか、知事のお考えをお尋ねいたします。

以上で私の質問は終わらせていただきます。御清聴誠にありがとうございました。

(拍手)

○副議長（高殿 尚君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 長良川鉄道の地域における役割と持続可能な運行に向けた支援についてお尋ねをいただきましたが、ほとんど答えを議員御自身がおっしゃったような気がしますが、しっかりと答弁させていただきます。

長良川鉄道につきましては、先月、実は沿線の首長の皆様方が来庁されまして、意見交換を行ったところでございます。その際、社長であります関市長さんからは、長良川鉄道は地域住民の大切な移動の足ではあるが、人口減少に伴い利用者の増加は見込めない中で、今後とも存続させていくには、経営改善の一環でダイヤ改正や運行区間の見直しを考えていかざるを得ない状況にあると伺いました。

確かに、通勤や通学をはじめとした地域内の利用者だけに目を向けますと、ただいま議員が数字で示されたように、この先の見直しは厳しいかもしれません。しかしながら、長良川鉄道が担っている役割は、地域住民の移動手段だけではありません。鉄道は県外、とりわけ外国から来られる方々にとっては、時刻どおりの運行が期待できるとともに、万が一乗り間違えた場合でも対処も比較的容易であることから、旅行計画を立てやすく、安心して利用できる貴重な移動手段でございます。私自身、海外で初めて訪れたまちでバスに乗るというのはあまりにもリスクが高いので、基本的にはやはり電車ということになっております。

したがって、既に鉄道が敷設されているということは、沿線市町にとつてまちづくりを考える上で非常に大きな強みだということです。したがって、これを生かさない手はないということを申し上げました。特に地域外から人を呼び込むという点では、幸いこの鉄道の沿線地域には、御指摘のとおり、世界三大刃物産地の

一つである関の刃物をはじめとしまして、数多くの優れた観光資源がございます。しかも、これも議員が触れられましたけれども、郡上踊や清流長良川の鮎など世界遺産を四つも有しておりますので、各市町による鉄道を軸としたまちづくりに最適な環境がそろっていると言えます。

先日の意見交換では、私から沿線の首長の皆様に対しまして、例えば沿線市町が相互に連携しまして、主要な駅周辺にその土地ならではの食の名産品を提供できる店舗を集めたり、年間を通じて休日、常にいずれかの駅周辺において鉄道を使ってもらえる地酒の試飲会のイベントを開催すると、そういったアイデアを提案させていただきます。

また、広く利活用 of アイデアを募集するため、これもまさに議員が御指摘いただきましたけど、市町において市町版の政策オリンピック、こうした住民のアイデアを募集する取組を行ってはどうかなどと助言したところでございます。その際、首長の皆様からは、今後知恵を絞って観光利用の拡大にも力を入れていきたいという力強い御発言がありました。

いずれにしても、長良川鉄道沿線には優れた観光資源が数多くありますので、鉄道を軸としたまちづくりの絵姿をどう描くのか、沿線の首長の皆様から具体的なストーリーとプロジェクトのアイデア、これについてお聞かせいただくことになっております。長良川鉄道に対しましては、これまでも鉄道施設の維持修繕などの安全運転のためのハード整備のみならず、先ほどお触れになりました食品サンプル列車などの観光列車や土産品の開発などの利用促進のためのソフト対策も支援してまいりましたが、国の予算制度を効果的に活用するための助言なども含め、引き続き取組を後押ししてまいりたいと考えております。

+++++

○副議長（高殿 尚君） お諮りいたします。本日の会議時間をあらかじめ延長したいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高殿 尚君） 御異議なしと認めます。よつて、本日の会議時間を延長することに決定いたしました。

+++++

○副議長（高殿 尚君） しばらく休憩いたします。

午後三時三十六分休憩

+++++

午後三時五十五分再開

○議長（小原 尚君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

+++++

○議長（小原 尚君） 引き続き一般質問並びに議案に対する質疑を行います。八番 牧田秀憲君。

〔八番 牧田秀憲君登壇〕（拍手）

○八番（牧田秀憲君） それでは私から気分一転といたしまして、一点簡潔に質問させていただきます。

今月十八日から二十一日まで全国から多くの皆様をお迎えして、岐阜県内各地でねんりんピック岐阜二〇二五が開催されます。スポーツや文化活動を通して交流と健康づくりが広がることは、私たち県民にとって大きな誇りであります。

このねんりんピックは単なる大会ではなく、スポーツ・文化の振興とともに健康寿命の延伸にもつながる大変意義深い大会であります。県民一人一人が参加者の姿に勇気をもらい、日々の健康づくりの実践へとつなげていくことこそ、治療から予防へという流れを県全体で推し進める力になると思います。

本日はこの流れを踏まえ、医療費の増大に対応するため、県としてどのように治療中心から予防・健康管理重視へと転換を進めていかれるかお尋ねをします。

御承知のとおり、我が国の医療費は年々増加を続けており、国・県・市町村のいずれのレベルでも財政的な重荷となっており、令和四年度の国民医療費は四十六兆六千九百六十七億円に達し、人口一人当たりでは約三十七万三千七百円、対GDP比は八・二四％と過去最高水準にあります。こうした状況の中でいかにして県民の健康寿命を延ばし、持続可能な医療制度を築いていくかが問われています。今こそ、治療中心から予防重視へと大きくかじを切る時期にきていると考えています。

岐阜県においても、国の動向と同様に医療費は増加傾向にあります。これは美濃加茂市のデータになります

が、平成二十五年度の国民健康保険医療費が約四十四億円だったのに対し、令和四年度には約五十四億円まで増加しています。総人口は増加傾向にあるものの、六十五歳以上の高齢化率は令和七年度時点で二三・七％を超えており、平均年齢の上昇に伴う医療需要や一人当たりの医療費の増加が確認されています。高齢化が医療費増加の要因の一つであることは明らかであります。

このような医療費の増加は単なる財政的課題にとどまらず、医療制度の維持可能性そのものを揺るがす問題であります。医療資源の偏在や医師・看護師負担増や地域医療の崩壊リスクなど、現場にも深刻な影響を及ぼしております。

こうした背景を踏まえ、医療費の増大を抑制し県民の健康を守るためには、治療中心から予防重視への転換が不可欠であると私は考えます。糖尿病や高血圧などの生活習慣病は、食生活の改善や運動習慣の定着によって予防可能であります。高齢者の健康課題であるフレイルやロコモティブシンドロームも、早期の介入により重症化を防ぐこともできます。また、歯周病は糖尿病や心疾患、認知症とも密接に関連しております。口腔ケアの充実は全身の健康増進に資するものであります。

地元、美濃加茂市では令和六年度から市民皆歯科健診を導入しました。十八歳から七十四歳までの市民を対象に、年一回無料で歯科健診を受診できる全国初の制度であります。歯周病や生活習慣病の関連性を踏まえ、口腔の健康から全身の健康を守ることを目的としております。さらに、市では国保加入者に医療費のお知らせを送付し、診療区分や薬剤費などを個別に確認できる仕組みを整えております。これにより、住民が医療費を自ら意識し、健康行動を見直すきっかけとなっております。

医療機関においても、予防にかじを切る動きが見られます。中部国際医療センターでは、旧木沢記念病院の

流れをくみ、県下初として、治療と予防を一体化とした取組を三十年以上にわたり進めております。リハビリや栄養指導を通して患者が健康を取り戻す支援を行っております。また、松波総合病院では病院内にアスレチックジムを設置し、リハビリ患者だけでなく地域住民も利用できるようにしております。病院が地域住民の健康づくり拠点として機能しており、予防医療の実践例として注目されております。

制度面では、国による生活習慣病予防対策として、特定健診・特定保健指導が制度化され、全国の保険者が実施しています。しかし、厚生労働省が公表しているデータによると、令和五年度岐阜県における特定健診の受診率は五九・六％、特定保健指導の実施率は三三・六％にとどまっております。さらに向上が求められます。また、保険者機能強化推進交付金や介護保険保険者努力支援交付金により、予防に積極的な自治体ほど財政的支援を受けられる仕組みも整備されております。

岐阜県独自の取組としては、ぎふモーニングプロジェクトが上げられます。喫茶店のモーニング文化を生かした健康づくり施策であり、プロジェクトの一つでありますぎふモーニングスタンプラリーの登録店舗数は、令和七年九月十二日時点で三百八十八に達しており、岐阜圏域二百十一店舗、西濃五十七店舗、中濃五十七店舗、東濃四十一店舗、飛驒二十二店舗と県内全域に広がりを見せています。本プロジェクトを通して、健康長寿社会づくりが進められております。

以上のように、国・県・市の医療費増大の現状、市町村、医療機関等の取組事例を総合的に捉えられれば、岐阜県が今こそ治療から予防へと医療制度の転換を強く打ち出すことが必要になると考えております。

江崎知事は著書「社会は変えられる」の中で、社会課題は仕組みを変えることで解決できると述べております。治療中心の医療から予防・健康管理重視の医療へと構造転換することは、この理念を具現化するもの

であります。県が先頭に立ち、市町村や医療機関と連携して、県民全体の意識改革を促すことが将来世代への責任であると考えております。

そこで、知事にお伺いします。医療費の増大が続く中で、医療を治療中心から予防・健康管理重視へと転換していく必要があると思います。そこで、こうした転換に向けて県としてどのように取り組んでいけるのか、知事の御所見をお尋ねいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

○議長（小原 尚君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 大変重要な質問をありがとうございます。

私には、治療中心から予防・健康管理重視の医療への転換に向けた県の取組についてお尋ねいただきましたので、お答えをさせていただきます。

現在、日本の医療費でございますが、高齢化の進展に加えて、医療技術の高度化や新薬の開発・導入などによって、拡大の一途をたどっております。このままでは、国民の誰もが少ない自己負担で、最高レベルの治療を受けられる国民皆保険制度の維持に支障を来すことが懸念されております。

限られた医療資源及び財源の中で、国民皆保険制度を維持していくためには、国民自らが予防や健康管理に努め、心身ともに健康な期間、いわゆる健康寿命、まさに御指摘いただいたことですが、これを少しでも長く保つことが重要でございます。

現在、私たちの健康を脅かす生活習慣病やフレイルは、食生活の乱れや運動不足、さらには過度のストレスなどが原因であり、本来医療に頼らずとも自らの行動変容、これは生活習慣を見直すことですが、これを行うことによって予防することが可能なものです。

しかしながら、現実には、実際に健康を害するまで生活習慣を改めることはできないというのが実態でございます。これが医療経済学の分野で言われるように、予防政策によって医療費は減らないと言われるゆえんでございますが、これにチャレンジしなければいけないと思っています。したがって、健康管理や生活習慣の改善を呼びかけるだけではなく、日常生活において、本人が意識しなくても健康の維持管理ができてしまうような環境を整備することが必要だというふうに考えております。

議員御指摘のとおり、そのための取組がぎふモーニングプロジェクトでございます。このプロジェクトは、特に高齢者の方々が毎朝喫茶店に通うという日常生活の中で、「美味しく食べて、適度に運動をして、仲間と楽しく笑って話す」と、これ続けることで、実は免疫力を高める鍵と言われております「美味しい、楽しい、ワクワク」この三要素を実現し、頑張らなくても健康になれる環境、これを提供する試みでございます。

本年度は、ねんりんピックの実施に合わせまして、喫茶店のモーニング文化をまずは活性化させるとともに、県内全域に取組を広げるために、御指摘がありましたスタンプラリーやモーニングコンテストを行いまして、おかげさまで現在大いに盛り上がっております。実は喫茶店だけではなく、食堂やレストランからもこのプロジェクトに参加させてほしいという声が多数寄せられているところでございます。

本プロジェクトからは、年明けから自身の健康データ、すなわち、いわゆるパーソナル・ヘルス・レコードと言いますが、健康データを活用いたしまして、健康意識を高めていくことを目的とした取組の実施を

予定しているところでございます。具体的には、県内約四十の喫茶店を予定しておりますが、そこに通っておられる成人、高齢者を中心に約八百名のプロジェクト参加者を募りまして、モーニングサービスを楽しみながら健康管理アプリを用いて、食事の摂取カロリー、体重、歩数などを記録して、健康を自ら管理しやすい環境を整備してまいります。

実施に際しましては、これも入力が大変という話がありますので、実はアプリをダウンロードすることによりまして、スマートフォンと連動してアプリが歩数を自動計測します。さらに、スマートフォンで撮影した食事の写真からAIが自動的に摂取カロリーや栄養素を分析するという仕組みを取り入れておりまして、本人がデータ入力する負担を極力軽減しようというふうに考えております。

さらに、健康データを入力していただいた方にはポイントを付与しまして、ポイントに応じてコーヒーを無料で提供するといったインセンティブを設けまして、継続を促すスキームを検討しているところでございます。県といたしましては、「美味しい、楽しい、ワクワク」を日常的に実現することを通じて、予防や健康管理に取り組みやすい環境を整備し、健康寿命の延伸を実現してまいります。

○議長（小原 尚君） 一番 木村千秋君。

（一番 木村千秋君登壇）（拍手）

○一番（木村千秋君） 議長のお許しを得ましたので、通告に基づきまして一般質問を始めさせていただきます。

お疲れのところ申し訳ございませんが、あと少しお時間頂戴いたします。よろしくお願い申し上げます。

私からは、大きく三点のまず一点といたしまして、市町村と企業との連携による若者の出会いの場創出イベントの開催支援についてであります。

令和六年二月の一般質問の際も取り上げてまいりましたテーマですが、こだわりながら取り組んでいくことが大切と実感しておりますので、引き続き御提言申し上げてまいりたいと存じます。

議場にお見えになる皆様も御承知のとおり、この人口減少社会に歯止めをかけるのは男女の出会いからが肝腎なのは繰り返し申し上げてきたとおりであり、少子化対策として全国的に各自治体が工夫を凝らし、若者の出会いの場創出、いわゆる婚活支援策に取り組んでいます。

二〇二三年に実施した少子化に関する県民意識調査において、独身者の結婚に関する意識調査では、独身者の約八割がいずれ結婚するつもりと考えており、こうした数字の表れか比較的大人数のイベント型、一对一のマッチング型、この頃はＡＩ活用型など手法は多様化する中、一定の成果も上げております。

岐阜県でも、平成二十七年度にぎふマリッジサポートセンターを開設し、平成二十九年度からはＯＫＢふれあい会館二階にて、より身近な結婚支援体制を整備していただいております。また、従業員の結婚支援に取り組む従業員結婚支援団体や出会いの場創出イベントを企画・運営する出会いの場提供団体などの企業・団体についてもサポート体制を整えていただいております。

こうして出会いの選択肢としてはかなりの広がりを見せておりますが、結婚に対する価値観の多様化や生活スタイルの変化、また従業員の結婚支援に取り組もうとする企業においても、何をどうしたらいいのか分からないと、興味はあるものの次への一步が踏み出しづらいというお声も多くお聞きしております。また、窓口となつてくださっている市町村によっては予算や人材不足、ノウハウもなく、継続した支援に限界を感じ始めているところもあると聞き及んでおります。

一方、岐阜県では、中部圏初となる取組、移住婚の支援を開始。あの手この手で岐阜県も頑張っており、人

口増への期待は高まりますが、心配されるのは、特に市町村において、少人数の職員さんで災害対応から観光振興、環境問題、婚活支援等と何もかもに取り組まなくてはならない現状であります。

また、例年どおりのマンネリ化しつつある婚活イベントも見られ、席をぐるぐる回りお互いの趣味を聞くのが定番。御趣味は、ゴルフです、カフェ巡りです。はい、次の方、御趣味は、ドライブです、カフェ巡りですの繰り返し。参加の感想を聞きますと、同じことしか話さなかったと。古きよき昭和の時代から変わらぬ伝統的な質問スタイルが貫かれている光景もあるようです。これには、若者はもとより支援する側も婚活疲れを感じ始めているのではないでしょうか。

こうした中、不破郡初の開催となる男女出会いの場創出イベント「ふわしる」は、非常に先進的な取組で、垂井町、関ヶ原町、不破郡労働者福祉協議会、こんサポ岐阜等が連携。自治体と企業等がタッグを組み、一回目はハロウィンイベントを、二回目は地元の廃校を活用し地場産業である石の彫刻アートやアウトドアを体験するいわゆる大人の文化祭に続き、三回目はデカパンリレーなどが盛り込まれた大人の運動会を開催。このように一度きりで終わらず回数を重ねて会うことで、参加者同士がより深く交流できるよう工夫を凝らされています。人気恋愛リアリティー番組のようなイメージで、コミュニケーションを取るのが少し苦手な方でもしっかりと配慮がされています。地域資源を大いに活用した不破郡を知ってもらいながら御縁を深める狙いとなっております。結婚につなげるための恋活をしっかりと取り組める内容で、何だかわくわくしますよね。

様々申し上げましたが現実を踏まえすと、どの出会いの場も企画はいい、男性の集まりもいい。何がいけないかという女性の集まりであります。

先日、名古屋駅の商業施設に用事があって行ってまいりましたが、ファッションブランドだったかと記憶し

ておりますが、そのイベントが行われており、ターゲットとなる年齢層の女性が大勢いらつしやいました。こうした集客を目の当たりにいたしますと、出会いの場への女性の関心度を高める、女性の参加に課題があるのを実感いたします。

今回の「ふわしる」の企画は、参加対象年齢がまさに二十歳から四十歳と県外流出の著しいところをターゲットに設定。前回は就職や進学で隣県へ流出していることを懸念し、隣県の企業に働きかけることなどを御提案申し上げましたが、改めて、こうした女性が懂れて集うところなどにも積極的にアプローチをかけた人集めがマストであると感じています。したがって、参加を広げていくには、自治体単独だけではなく地域の企業や団体との連携、そして、国や県の財政支援によって安定した支援体制をしっかりと構築することがますます重要と考えます。

そこで、子ども・女性部長にお尋ねをいたします。各市町村が、若者の出会いの場を創出し結婚へとつなげる取組を推進するためにも、出会いの場提供団体や従業員結婚支援団体と強く連携し、先ほど申し述べました新たな視点で取組を進めていかなければならないと考えますが、岐阜県として今後の具体的な支援策のお考えをお尋ねいたします。

続きまして二点目、岐阜県が持つ株式等金融資産の運用についてお話を進めてまいります。

今年九月二十二日には、日経平均株価の終値が四万五千四百九十三円六十六銭となり、終値ベースの高値過去最高を更新したことは、議場にお見えの皆様、既に御承知のことと存じます。

岐阜県においても金融経済教育を推進されており、今年度は我が地元、垂井町の小学校で、県の県民生活課が主となり金融経済教育を展開していただいており、金融にまつわる関心度は高まる一方と考えております。

本日の株式市場も気になるところではございますが、物価高が続く中、いかに県民の生活を少しでも豊かにしていくかが問われていると考え、今回は岐阜県が持つ株式等金融資産に着目させていただきました。私自身、新大垣証券株式会社という県内四店舗を展開する地元密着型の証券会社に勤めていた経験もありまして、岐阜県の株式等金融資産の保有を常に気にかけておりました。

さて、岐阜県の財政状況については依然厳しい状況が続いていると知事からも発信のあったところであります。また、昨日からの一般質問にも基金について言及のあったところでございますが、岐阜県には現在主なものとして二十八の基金を保有しております。岐阜県の令和五年度の基金の運用収入は一億六千七百七十五万七千八百四十八円、前年度比で五千四百五十三万五千八百七十四円の増という成果も見られております。そのような中、基金等の運用については、地方自治法第二百四十一条第二項において確実かつ効率的に運用しなければならぬ定めがあり、これは当然のことであります。確実なのは元本保証、リスク排除です。

一方で、効率的なのは少しでも高い利回り追求や運用益を生み出すことでもあります。法の下は承知の上で、金融資産の運用についてはバランスを冷静に見極め、戦略的な判断が求められるため、情報量はもとより知識・経験豊富な専門家との連携はますます必要と考えます。

行政として県民皆様からお預かりしている財産（金融資産）をしっかりと守りながら、安定的かつ責任ある運用を行うことはもちろんのこと、その運用益は県民サービスの向上で還元、県民生活を豊かなものへとおこなぎできる手段の一つだと考えております。

他方、質問に先立ち、執行部へお聞き取りをいたしましたところ、岐阜県では上場、非上場を合わせて百万株を保有しております。県の株式保有は、県が事業を進めていく上で社会的役割の大きい企業や公共性の高い

プロジェクトを実施する団体への支援を目的としたものとお聞きしております。

例えば、岐阜県が保有する株式の中の一つにＪＲ東海があります。本日の終値は、先ほど四千二百十円でございました。こうした県が保有する銘柄の株価についてどのような効果が現れているのか分かりやすく比較したかったのですが、県が保有するＪＲ東海においては株式分割しており、単純比較はできないとされている中ではあります。株式購入時の取得価格と直近の時価評価額とを比較いたしますと四倍程度高くなっております。この間、企業の資金調達力が高まり、県の株式取得が社会インフラの維持・強化に寄与したとも言え、目的はしっかり果たせていると考えます。

その上で配当益は県の収入となり、県民サービスへ還元されることが期待されることから、県の保有スタンスへの一定の理解はしてまいりたいと存じます。

そこで、基金の運用に当たっては、現在の金融市場の動向を踏まえ、県民生活を豊かにするため運用益のインカムゲイン等できっかりと利益を出し、県民サービスの向上につなげるため、より効率的な運用を実現するために、金融資産運用専門家との連携を含めどのようにお考えであるのか、会計管理者さんにお尋ねをいたします。

また、県の株式保有には、地域の未来に貢献するという大変重要な役割があり、単なる利益追求とは違った観点がある中で有益と考えますが、どのようなお考えで株式の保有をされるのか、総務部長にお尋ねをいたします。

では、最後の三つ目であります県立高校に関する諸課題、再編、入学希望者を増やすための取組、そして特別支援学校についてであります。

まず、県立高校についてお話を進めてまいりたいと存じます。

このテーマにつきましては、県議会で幾度となく取り上げてこられたことと存じます。

学びの機会の保障や多様な学習ニーズへの対応、私立高校との兼ね合いなど、様々な配慮の下に進めていかなくはない現状があることも、これまでの答弁の中から理解することはできておりますが、検討や考えがどこまで進み、岐阜県の高校教育の未来がどのようなものであるのか明確なメッセージが欲しいのは私だけではないと考えます。受検を控えている子供たちはもちろんのこと、その保護者の皆様にとりましても、子供の進路設計や人生の分岐点とも言える義務教育ではなくなる選択に非常に関心は高いと言えます。

うちの子はどこを目指すのか、今目指そうとしている学校は存続するのかなど、昨年、我が娘が県立高校を受検してから特に、次に控える保護者の皆様や地域の子供たちから不安や戸惑いのお声が数多く届いております。

子供たちは特にそれぞれが希望を抱き夢に向かって日々歩んでおります。お友達と一緒にあの高校に行きたい、部活動で全国を目指したい、なりたい職業のために専門知識を早く身につけたい、家から近い高校に行きたい、絶対あの進学校に行くんだなどと日々努力を続けている多くの子供たちがいます。そうした純粋な思いを高校再編という制度によって不安にさせてしまうようではいけません。

だからこそ、今求められているのは、岐阜県としての明確なお示しであります。

仮にですが、岐阜県教育振興基本計画に明記されているように、二〇二九年以降の急激な生徒減少を見据えて高校再編を検討するのであれば、実際に再編後の高校生活を送るのは今の小・中学生たちです。となりますと、令和八年四月に中学一年生になる子供たちが三年後に受検する高校がどうなっているのかは、とても知り

たいことのひとつだと思います。日々成長する子供たちと全力で向き合ってください。高校を職場として働く先生方にとっても、職場がどうなるのか知っておきたいことだと思います。

そこで、子供たちにより質の高い学びの場を提供するためには一定の学校規模をしっかりと保っていくことが重要との考え方で進めてこられました。これまで検討してきた在り方から方針を具体化し、より踏み込んだ今後の計画をお示しすることが、進学を控えている子供たちや保護者の皆様、働く先生方にも将来の見通しが立ち、丁寧な対応だと考えますが、教育長のお考えをお尋ねいたします。

また、今申し述べましたことを踏まえて、県立高校への出願倍率が年々減少傾向にある中、令和八年度からは私立高校の授業料無償化制度の拡充が予定されていることから、県立高校離れが心配されています。

実際、学校基本調査によりますと、中学校・義務教育学校から高校へ進学した生徒のうち、県外進学者数は令和元年の八百三十七人から、令和六年には千百九十四人へと増加しております。県立高校への入学者数の推移は、令和元年の一万七千八百五十七人から令和六年には一万六千二百八十四人と千五百七十三人の減であります。

県としても、理数探究やグローバル探究などを掲げたフラッグシップハイスクール、また地域創生の核として地域の活性化に貢献できる人材を育成するコアハイスクール事業など、特色ある県立高校づくりに取り組んでいただいておりますが、それが具体的にどんなことなのか、中学生には深い理解がないのではと心配しております。

そうしたこともあつてか、各高校ではあの手この手で説明会や体験入学の機会を設けていただいております。一部の高校ではありますが、受検対象学年ではない学年の受入れもされていると聞き及んでおります。

先生だけの説明ではなく、現役の高校生がお兄さんお姉さんとして、中学生に学校の魅力を丁寧に説明する学校もあり、現役から直接うちの高校においてよとの声かけには絶大な効果があるようで、その姿に憧れその高校を目指す中学生も少なくないと聞き及んでおります。その中の一人が我が娘でもあります。こうした機会は大いに広げていくべきであり、早い段階から県立高校の魅力を伝え、県立高校を目指すとする揺るぎないものにしていく有効な手段の一つだと考えます。

二〇〇三年に開始した野球プロジェクトでは、強化指定選手として優秀な選手の県外流出を防ぎながら強化に取り組んできたところ、今年度は県岐商のベンチ入り二十名のうち十五名がその強化指定選手であつたと聞き及んでおり、県立高校としての存在感を発揮してくださり、大いに魅力発信をしてくださいました。改めて、選手の皆様のすばらしい御活躍に、この場をお借りして感動をありがとうございますと伝えさせていただきたいと思ひます。

このように明確なビジョンと戦略を持つて取り組めば、おのずと子供たちを引きつけることができます。

また、現役高校生が出身中学などに出向き、出前授業のような形でリアルな高校生活を伝えることで、中学生にとっては行つてみたいと思う気持ちがかき立てられ、よい刺激になるのではと考えます。

そこで、高校見学や体験入学の内容をより一層充実させ、対象学年の拡大や効果的な魅力発信についてはどのようにお考えか、教育長にお尋ねをいたします。

次に特別支援学校についてお尋ねしてまいります。午前中の野村先生の内容と重なる点がございますので、お許しただけたらと思います。

現在全国的に特別支援学校の教室不足が問題となっております。

我が岐阜県も例外に漏れなく教室不足であり、特に県内では大垣特別支援学校において、早急に解決していかなければならない状況となっており、先日、大垣特別支援学校の現場の聞き取りと状況確認をさせていただいてまいりました。

現在、大垣特別支援学校の教室不足については、特別教室の転用や教室の間仕切りによる分割、会議室を改修したり、今は寄宿舎として使われていない建物の一部を教室や事務室として利用するなど、懸命に対策を取られています。加えて老朽化も懸念されました。

そのような中、今年度の六月十日付で大垣特別支援学校に通う生徒さんの保護者さんに対し、高等部分教室の設置についてお便りが配付されました。内容は、教室不足等の解消に向け、令和八年四月から大垣西高等学校内に特別支援学校高等部の分教室を設置する方向で検討している旨の連絡が県教育委員会からあったとの内容でありました。これは大垣西高校でも同じようにお知らせが配付されました。

分教室を設置する主な理由も記載されており、一つ目は児童・生徒が増加傾向にあり、これ以上の増加は学校運営に支障を来すこと、二つ目は学校敷地内に校舎の増築は困難であること、三つ目は通学区域内にある県立高校の中でも近隣であり、教室等の使用状況に比較的余裕があるというものでありました。

分教室の設置が決定された場合、高等部の一部の生徒が大垣西高内の分教室で学ぶことになります。これまでの学習内容を継続しつつ、新たな学びへのチャレンジができる機会についても検討していく予定とのことで、保護者説明会をこのお知らせが配付された次の日六月十一日にオンラインで開催しますとのことでした。

参加された保護者の方からは、急過ぎる、年度が始まる前に分かっていたらうになぜこの時期に、今の環境にやっと慣れたのに、一部の生徒とは、どういう基準で分かれなければならないのか、事前に現状説明付の

アンケート等を実施すべきだったのでは、などと多くのお声が寄せられ、混乱が続きました。

そして、お知らせ配付から九日後の六月二十日には、県教育委員会より「分教室設置の見送り」と記載されたお便りが配付され、来春に予定していた大垣特別支援学校分教室を大垣西高等学校内に設置することについては中止する、また令和九年度に設置することはしない、来年度以降の狭隘化対策につきましては、引き続き検討を進めてまいりますとお示しがありました。

この一連のやり取りから私を感じたことは、保護者の皆様はもとより、生徒さんの思いはどこにあるのかでした。ようやく慣れた環境であり、その環境が変わることに強い抵抗感のある生徒さんも多くいらつしやいます。困難を抱えながらも一緒に頑張ってきた仲間がばらばらになってしまうと不安になったことでしょう。その様子からか保護者の方々も通学はどのようなのか、専門的な支援が受けられるのか、間借りをする立場となり、子供たちが劣等感を感じてしまうのではないかと不安を募らせていらつしやいました。

一方で、現場の先生方も、早期に入学生徒数の把握がしづらいことや、解消のめどがなかなか立たない狭隘化の状況に個別で十分な教育的支援ができない現場ならではの大変な御苦労があるとお察しし、こどもみんなかはもちろんのこと、現場の困難な状況から一日も早く解決していこうと教育委員会としてもいろいろと協議を重ねられたことと存じます。

こうした教室不足とは反対に、定員数削減や定員割れにより教室に余裕のある高校も見受けられます。先ほど申し述べました県立高校再編の中でこの現状を鑑み、早急に活用していくことも重要と捉えています。

過去にこうした教室不足をいち早く危惧し、一般質問で取り上げてこられました判治先生の一般質問の答弁を確認いたしましたも、その思いをお酌み取りさせていただくことはできましたが、県立高等学校の在り方を

検討する中で、特別支援学校についても検討がなされるとの御答弁。

先ほどの今後の県立高校についてお示しを急ぎ御対応いただきたい旨、御提案申し上げましたが、そのお示しを待たないと、特別支援学校の教室不足は解消されないと取れる状況下に強い危機感を抱いてしまいます。そこで、県立高校の在り方を検討する中で特別支援学校についても検討がなされると聞き及んでおりますが、慢性的な教室不足に対し、しっかりと具体的な計画を持って丁寧に対応していただきたいと思っておりますが、今後どのような対応をされていくのか、教育長にお考えをお尋ねいたします。

以上で私からの質問を終わります。御清聴誠にありがとうございました。

(拍手)

○議長（小原 尚君） 子ども・女性部長 片桐伸一君。

〔子ども・女性部長 片桐伸一君登壇〕

○子ども・女性部長（片桐伸一君） 市町村が企業等と連携して開催する出会いの場創出イベントへの支援についてお答えをいたします。

県では、令和五年度からぎふマリッジサポートセンターにコンシェルジュを配置し、市町村が主催する結婚支援イベントの企画運営を支援してまいりました。議員御指摘の課題のとおり、市町村からは、特に女性参加者を増やす方法を教えてほしいといった要望を多くいただいているところです。

企業や民間団体が主催するイベントは、県産牛肉の食べ比べバーベキュー、神社仏閣巡りといったもののほか、企業間のネットワークを活用した独身従業員の異業種交流会など、魅力的かつ多岐にわたる内容となっております。

そこで、今後はまず市町村を対象に、結婚支援イベントの優良事例を学ぶセミナーを開催いたします。さらに、結婚支援イベントを企画する企業などとの連携を希望する市町村に対してマッチングの場を設け、企業の知見やノウハウの活用を図るなど、特に女性が積極的に参加したくなるようなイベントの開催に向けて、市町村を支援してまいります。

○議長（小原 尚君） 会計管理者 丸山 淳君。

〔会計管理者 丸山 淳君登壇〕

○会計管理者（丸山 淳君） 岐阜県が持つ株式等金融資産の運用について二点お尋ねがございました。

私からは基金の効率的な運用についてお答えいたします。

金融市場において金利が上昇する中、県財政も厳しい折、公金を効率的に運用することで収益を確保する必要があります。一方で、公金を安全かつ確実に管理することが求められており、これらを両立させなければなりません。

このため、基金の運用においては、定期預金など金融機関への預託に加え、長期的運用が可能な額の範囲内で国債、政府保証債、地方債など元金償還が確実でかつ預託以上の運用益が期待できる債券を計画的に定期的に購入しております。その結果、令和六年度の基金運用益として、預託と債券を合わせて約二億九千万円を収入しております。

こうした運用に当たり、金融機関に対し定期的に金利動向の情報収集を行っておりますが、今後は、証券会社から市場分析に基づく金融商品の提案を受け運用計画の作成に役立てるほか、地方公共団体金融機構から専門家を招聘し職員の資質向上に資する勉強会を開催するなど、より効率的な運用に向け取り組んでまいります。

○議長（小原 尚君） 総務部長 平野孝之君。

〔総務部長 平野孝之君登壇〕

○総務部長（平野孝之君） 県の株式保有についてお答えをいたします。

県では、現在二十三社の株式を保有しており、その主なものとしては、旧国鉄の路線廃止後に地域の交通を守るために設立された鉄道事業者や、県下全域をサービスエリアとする放送事業者、県産品の販売促進、産業振興を図るため市町村等と共同で設置した事業者、さらには県内で活動するプロスポーツチームなどとなっております。

また、株式の保有による配当収益については、直近の令和六年度決算で約二千九百万円あり、厳しい財政状況の中において県の貴重な財源となっております。こうした株式は、県民生活の向上や地域振興などに寄与する企業について、その発展や県施策を推進する目的で取得をし、保有しているとところです。

今後も株式については、公益性や県施策との整合性、社会経済の動向なども踏まえつつ、保有や取得の必要について検討してまいります。

○議長（小原 尚君） 教育長 堀 貴雄君。

〔教育長 堀 貴雄君登壇〕

○教育長（堀 貴雄君） 三点御質問がありました。順次お答えします。

初めに、県立高校の再編に関する方針の早期具体化についてお答えします。

県立高校は、平成十五年から十九年にかけて学びの選択肢の拡大のため、総合学科の増設や福祉科、情報科などを新設したほか、活力ある学校規模を維持するため、七十四校を六十三校といたしました。いわゆる生徒

いきいきプランです。

また、平成二十八年に統合を含む高校の在り方に関する提言を受けましたが、その後の総合教育会議での議論を経て、そのときは統合は行わず、各学校が活性化に努めることといたしました。その結果、それまではあまりなかった地元自治体や企業の協力、学校運営協議会等の取組を通じて、一定の成果が上がったと評価しております。

県立高校の将来像については、それ以降方針を示してはおりませんが、これまでを上回るペースで進む少子化や高校無償化など、社会環境の変化への対応が求められております。加えて、多様な学びの機会の保障、就職・進学等の進路実現、困難を感じている生徒への支援など、様々な視点から検討する必要があります。

こうした状況を踏まえ、県立学校に関する諸課題について、今後予定している意見聴取の場で幅広く意見を伺いながら検討をしてまいります。

次に、入学希望者を増やすための県立高校の魅力発信についてお答えをいたします。

現在、県立高校では、七月、八月に中学校三年生を対象に高校見学会を開催しております。今年も延べ約二万八千人の中学生が参加しております。全体の中学生の三年生の数が一万七千人台ですので、二万八千人の数がどうしたものかということを考えていただければと思います。その見学会の中では、模擬授業を受けたり部活動を見学したりしております。また、専門高校や総合学科を有する高校では、中学一、二年生を対象に年間を通じて体験講座を開催し、高校生が講師となり自分の言葉で高校生活について直接語る姿が見られました。昨年度は三十二校で実施し、延べ一万二千人を超える参加がございました。さらに、希望する中学校に高校生が出かけ、日頃の学習成果を発表する出前授業も実施しております。

こうした取組に加え、今年度は、県教育委員会において、小学校六年生が保護者や教員と一緒に県立高校の魅力を楽しみながら、調べて学ぶワークシートを作成しております。また、県立高校での学びや特徴を小・中学生と保護者に分かりやすく伝えるため、高校を紹介するホームページをリニューアルしたところです。

今後、多くの小・中学生に県立高校の魅力を知ってもらえるように、適切な時期に効果的な発信を行ってまいります。

次に、特別支援学校の教室不足に対する今後の対応についてお答えをいたします。

平成十八年度には、県内特別支援学校の児童・生徒数は約千七百人でしたが、その後急増し、平成三十九年度には二千六百人を超えました。この間、特別支援学校の整備を集中的に進め、学びの場を確保してまいりました。

その後、令和元年度以降は、おおむね二千六百人前後で安定的に推移をしておりました。しかし、ここにきて、令和六年、七年度は、前年度と比較して約百人ずつ急増する事態となっております。この直近の急増は、大垣特別支援学校など一部の学校に集中しております。そうした学校では、特別教室の転用や教室の分割など、工夫して対応をしているところです。

さらに、保護者の意見を丁寧にお聞きしながら就学区域を見直し、児童・生徒の集中を避ける取組も進めておるところです。

今後五年間で就学するお子さん、すなわち今のゼロ歳から五歳のお子さんになります、が大幅に減少していく中、特別支援学校のニーズがピークを迎える時期がいつなのかということを見極めながら、県有施設の活用など、あらゆる可能性を検討してまいります。

